

No	項目名	課名	ページ
1	財政カード(5年間)	財政課	1-10
2	時間外勤務手当(3年間)	人事課	11
3	正規職員、嘱託職員、臨時職員数の推移(市長部局・水道局・病院局ごと)(5年間)	人事課	12
4	基金残高(5年間)	財政課	13
5	地方債残高(5年間)	財政課	14
6	債務負担行為目的別残高(5年間)	財政課	15
7	会計ごとの繰出金状況(5年間)	財政課	16
8	公債費(元金・利子)及び今後の地方債残高の見通し(5年間)	財政課	17
9	公有地の売却件数及び売却額(5年間)	財政課	18
10	委託料全体及び清掃、警備、設備保守委託料(5年間)	財政課	19
11	法人住民税「資本金等の金額、従業員数」ランク別法人数(5年間)	税務課	20
12	市税項目別収納状況及び滞納状況(5年間)	税務課	21-22
13	教育費のうち建設費を除いた金額(5年間)	教育総務課	23
14	図書館及び学校図書館の図書購入費状況(5年間)	学校教育課、中央図書館、厚狭図書館	24
15	学校ごとの営繕要望数及び処理実施状況	教育総務課	25
16	各学校別施設利用状況(有料、無料別・3年間)	教育総務課	26
17	就学援助利用者数、金額及び交付税算入額(5年間)	学校教育課	27
18	教育委員会所管の各施設の利用状況(有料、無料別・3年間)	社会教育課	28
19	きらら交流館及びきららガラス未来館の収支状況	社会教育課、文化スポーツ推進課	29-30
20	いじめ件数及び不登校人数(小野田地区、山陽地区ごと・5年間)	学校教育課	31
21	工事種別入札状況(件数、予定価格、落札金額など)	監理室	32
22	放課後子ども教室推進事業の利用実績(3年間)	社会教育課	33
23	家庭ごみ及び事業系ごみ取扱量(5年間)	環境課	34
24	資源ごみごとの取扱量、売却額(5年間)	環境課	35
25	障害者サービス利用人数及び市の負担額(5年間)	障害福祉課	36
26	成人病検診、ガン検診実施状況(5年間)	健康増進課	37
27	生活保護の相談件数、申請件数、却下件数(5年間)	社会福祉課	38
28	児童虐待相談件数、保護件数、保護人数(5年間)	子育て支援課	39
29	児童クラブ別申込数、利用人数、定員(5年間)	子育て支援課	40
30	保育所保育料及び階層ごとの人数	子育て支援課	41
31	校区别寝たきり老人数及び緊急通報利用者数(5年間)	高齢福祉課	42
32	高齢者福祉サービスごとの利用者数、金額(5年間)	高齢福祉課	43
33	ファミリーサポートセンターの利用実績(3年間)	子育て支援課	44
34	DV関連相談件数(5年間)	市民活動推進課	45
35	中央福祉センター及び児童館の指定管理者委託料並びに児童クラブの保育業務委託料の内訳	社会福祉課、子育て支援課	46-145

No	項目名	課名	ページ
36	制度融資利用状況、各年度返済額、未収発生額(5年間)	商工労働課	146
37	農業従事者数、耕作面積、耕作放棄地の面積(5年間)	農林水産課	147-148
38	漁協別漁業水揚げ額、漁業従事者数(5年間)	農林水産課	149
39	工事別県事業負担金(5年間)	農林水産課、土木課、都市計画課	150-152
40	市内バス路線の利用状況及び補助金額	商工労働課	153
41	小規模土地改良事業の申請件数、実施件数、工事額、地元負担額及び繰越件数(5年間)	農林水産課	154
42	小規模土木の申請件数、実施件数、工事額及び地元負担額(5年間)	土木課	155
43	有帆緑地の借入金返済状況(5年間)	都市計画課	156
44	市営住宅の戸数及び水洗化実施数(5年間)	建築住宅課	157
45	市営住宅の家賃収納額及び滞納額(5年間)	建築住宅課	157
46	市営住宅別の申込者数、入居・退去者数、空き戸数、待機者数	建築住宅課	157
47	有料公園施設別の利用状況及び収入額(5年間)	都市計画課	158
48	公園維持管理料委託料(5年間)	都市計画課	158
49	下水道使用料、調定額、収入額及び滞納額(5年間)	下水道課	159
50	港湾施設使用状況(使用料、面積・5年間)	土木課	160
51	住宅リフォーム資金助成事業の実績(3年間)	建築住宅課	161
52	木造住宅耐震化促進事業の利用実績(3年間)	建築住宅課	161
53	工場設置奨励金の利用実績(3年間)	商工労働課	162
54	各市営住宅の修繕費及び修繕の実施状況(5年間)	建築住宅課	163
55	令和2年度一般会計における修繕料(50万円以上)	財政課	164
56	市が委託料を支払っているイベントの名称、委託先及び委託料	財政課	165
57	借地に建てられている公共施設の名称及び賃貸契約書	子育て支援課、農林水産課、都市計画課、建築住宅課、教育総務課、社会教育課	166-229

平成28年度
決算状況

平成28年度 決算状況			都道府県名	山 口 県	コード番号		352161	市 町 村 類 型	Ⅱ-2
					ふ り が な		さんようおのだし	28 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ-3
					市 町 村 名		山陽小野田市		
人 口				人 口 集 中 地 区 人 口	産 業 構 造				
					区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次
国勢 調査	平成27年	62,671	17,748	就業人口	平成27年国勢調査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%	
	平成22年	64,550	18,881		平成22年国勢調査	936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%	
	増減率(%)	△ 2.9	△ 6.0						
住民 基本 台帳	H29.3.31	63,777		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況		
	H28.3.31	64,100		基準財政収入額		8,295,587	財政再建	産 炭	
面 積 (km ²)		133.09		基準財政需要額		13,340,299	不交付	過 疎	
人口密度(人/km ²)		471		標準財政規模		17,317,156	低開発	山 村	
区 分		平成28年度 (千円)	平成27年度 (千円)	財政力指数 (合 算)	26年度	0.682	新 産 工 特		
1 歳 入 総 額	31,105,337	26,350,863	27年度		0.675	事務共同処理の状況			
2 歳 出 総 額	30,683,450	25,559,651	28年度		0.622	後期高齢医療	常備消防		
3 歳入歳出差引額	421,887	791,212	3ヶ年平均		0.660	災害基金	非常勤公務 災害		
4 翌年度繰越財源	15,225	15,392	実 質 収 支 比 率	2.3	老人福祉施設	交通災害共済			
5 実 質 収 支	406,662	775,820	公 債 費 比 率	15.3	自治会館管理				
6 単 年 度 収 支	△ 369,158	241,648	公 債 費 負 担 比 率		健全化判断比率 (%)				
7 積 立 金	390,097	963,574	起 債 制 限 比 率		実質赤字比率	-			
8 繰 上 償 還 金	0	0	積 立 金 現 在 高		8,667,493	連結実質赤字比率	-		
9 積立金取崩額	0	0	地 方 債 現 在 高	31,849,619	実質公債費比率	10.3			
10 実質単年度収支	20,939	1,205,222	債 務 負 担 行 為 額	10,414,885	将来負担比率	55.0			
特 別 職				事 業 名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)	
区 分	改定実施 年 月 日	平 均 給 料 報 酬 月 額 (円)							
(H28.4.1現在)			病 院	有	△ 170,534	465,901	259		
市 長	H17.3.22	909,000	上 水 道 (簡水含む)	有	252,488	39,449	55		
副 市 長	H17.3.22	740,000	工業用水道	有	39,895	240	9		
教 育 長	H17.3.22	655,000	国民健康 保 険	無	282,435	623,171	12		
議 長	H17.3.22	460,000	駐 車 場	無	8,149	0	0		
副 議 長	H17.3.22	402,000	介護保険 (保険勘定)	無	164,814	840,612	35		
議 員	H17.3.22	370,000	後期高齢者 医 療	無	506	250,265	2		
			地 方 卸 売 場	無	150	9,944	0		
			下 水 道	無	12,495	1,026,000	17		
			農業集落 排 水	無	117	58,100	0		
			小型自動車 競 走	無	△ 1,087,757	0	4		

市 町 村 名		山陽小野田市		類型	Ⅱ－2					
歳 入					性 質 別 歳 出					
区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K (千円)	K の 構成比 (%)	区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 (%)
地 方 税	9,660,051	31.1	9,110,807	57.2	人 件 費	3,732,267	12.2	3,410,914	3,343,681	19.4
地 方 譲 与 税	173,722	0.6	173,722	1.1	うち 職 員 給	2,599,175	8.5	2,282,208	2,328,561	13.5
利子割交付金	11,003	0.0	11,003	0.1	扶 助 費	6,153,094	20.0	1,717,579	1,717,426	10.0
配当割交付金	24,754	0.1	24,754	0.2	公 債 費	3,120,687	10.2	2,973,137	2,972,437	17.3
株式等譲渡所得割 交付金	14,851	0.0	14,851	0.1	内 元 利 償 還 金	3,120,533	10.2	2,972,283	2,972,283	17.2
地 方 消 費 税 金	1,029,185	3.3	1,029,185	6.5	内 一 時 借 入 金 利 子	154	0.0	154	154	0.0
ゴルフ場利用税金	65,147	0.2	65,147	0.4	(義務的経費 計)	(13,006,048)	(42.4)	(8,101,630)	(8,033,544)	(46.6)
自動車取得税金	34,471	0.1	34,471	0.2	物 件 費	3,093,862	10.1	2,462,645	2,128,437	12.4
地方特例交付金	36,296	0.1	36,296	0.2	維 持 補 修 費	127,821	0.4	100,338	99,820	0.6
地方交付税	6,038,041	19.5	5,378,416	33.8	補 助 費 等	3,453,478	11.2	2,952,732	2,432,436	14.1
内 普 通 交 付 税	5,378,416	17.4	5,378,416	33.8	積 立 金	1,781,784	5.8	1,472,914		
内 特 別 交 付 税	659,625	2.1			投 資 及 び 出 資 金	23,482	0.1	82	0	0.0
交通安全対策 交付金	7,606	0.0	7,606	0.0	貸 付 金	127,646	0.4	646	646	0.0
分担金及び金 担	285,449	0.9	0	0.0	繰 出 金	3,683,756	12.0	3,211,833	3,036,785	17.6
使用料	404,939	1.3	21,101	0.1	前年度繰上充入金	0	0.0	0		
手数料	152,572	0.5	13,602	0.1	小 計	25,297,877	82.4	18,302,820	15,731,668	91.3
国庫支出金	3,667,947	11.8			投 資 的 経 費	5,385,573	17.6	764,847		
県支出金	1,675,477	5.4			うち 人 件 費	81,107	0.3	81,107		(%)
財産収入	89,162	0.3	0	0.0	普通建設事業費	5,340,508	17.3	762,319		91.3
寄 附 金	41,683	0.1			内 補 助 事 業	531,136	1.7	52,411		
繰 入 金	94,514	0.3			内 単 独 事 業	4,673,789	15.2	664,686		
繰 越 金	791,212	2.5			内 県 営 事 業 負担金等	135,583	0.4	45,222		(%)
諸 収 入	1,232,622	4.0	65	0.0	災害復旧事業費	45,065	0.1	2,528		98.8
地 方 債	5,574,633	17.9			失業対策事業費	0	0.0	0		
合 計	31,105,337	100.0	15,921,026	100.0	合 計	30,683,450	100.0	19,067,667		
目 的 別 歳 出					適用税率の状況				経 常	
					徴 収 率 (%)				15,921,026	
区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)		市民税個人均等割(円)	区 分	現年課税分	滞 納 繰越分	合 計	合 計
議 会 費	206,947	0.7	206,929		3,500	市 民 税	99.1	36.8	96.9	19,489,554
総 務 費	2,840,325	9.3	2,501,454			固定資産税	99.3	25.1	96.9	
民 生 費	10,011,477	32.6	4,817,540		市民税個人所得割税率	市 税 合 計	99.2	30.8	96.9	
衛 生 費	2,255,005	7.3	1,840,884		6.00%	市 税				
労 働 費	83,015	0.3	65,156		市民税法人均等割(円)	税				
農林水産業費	433,137	1.4	285,215		1号 50,000	区 分	決 算 額	構成比	増 減 率	基準税額 ×100/75
商 工 費	399,355	1.3	211,986		2号 120,000		(千円)	(%)	(%)	(千円)
土 木 費	2,035,230	6.6	1,691,602		3号 130,000	市 民 税 (個人分)	2,772,166	28.7	0.3	2,712,864
消 防 費	1,049,360	3.4	1,040,522		4号 150,000	市 民 税 (法人分)	869,458	9.0	△ 30.6	1,074,271
教 育 費	8,203,842	26.8	3,430,709		5号 160,000	固定資産税	4,815,882	49.9	0.8	4,626,007
災 害 復 旧 費	45,065	0.1	2,528		6号 400,000	軽自動車税	168,468	1.7	14.4	169,261
公 債 費	3,120,692	10.2	2,973,142		7号 410,000	市たばこ税	474,837	4.9	△ 3.2	477,712
諸 支 出 金	0	0.0	0		8号 1,750,000	特別土地 保有税	3,510	0.0	-	
前年度繰上充入金	0	0.0	0		9号 3,000,000	目 的 税	555,730	5.8	0.2	0
特別区調整納付金					12.1%	入 湯 税	6,486	0.1	2.4	0
					固 定 資 産 税	都 市 計 画 税	549,244	5.7	0.2	
合 計	30,683,450	100.0	19,067,667		1.40%	合 計	9,660,051	100.0	△ 3.3	9,060,115
									超過課税分 収入済額	
									135,852	

平成29年度
決算状況

都道府県名		山 口 県	コード番号		352161	市 町 村 類 型	Ⅱ－2
			ふ り が な		さんようおのだし	29 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－3
			市 町 村 名		山陽小野田市		
口		人 口 集 中 地 区 人 口	産 業 構 造				
			区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次
			就 業 人 口	平 成 27 年 国 勢 調 査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
				平 成 22 年 国 勢 調 査	936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%
62,671	17,748						
64,550	18,881						
△ 2.9	△ 6.0						
63,313		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況		
63,777							
133.09		基 準 財 政 収 入 額		8,206,849	財政再建	産 炭	
471		基 準 財 政 需 要 額		13,364,068	不 交 付	過 疎	
平成29年度 (千円)		平成28年度 (千円)	標 準 財 政 規 模		17,219,266	低 開 発	山 村
32,884,190	31,105,337	財 政 力 指 数 (合 算)	27年度	0.675	新 産 工 特		
31,776,886	30,683,450		28年度	0.622	事務共同処理の状況		
1,107,304	421,887		29年度	0.614	後期高齢医療	常備消防	
690,005	15,225		3ヶ年平均	0.637	災害基金	非常勤公務 災害	
417,299	406,662	実 質 収 支 比 率		2.4	交通災害共済	自治会館管理	
10,637	△ 369,158	公 債 費 比 率					
216,056	390,097	公 債 費 負 担 比 率		14.0	健全化判断比率（%）		
0	0	起 債 制 限 比 率			実質赤字比率	－	
847,585	0	積 立 金 現 在 高		7,598,731	連結実質赤字比率	－	
△ 620,892	20,939	地 方 債 現 在 高		35,444,911	実質公債費比率	9.8	
		債 務 負 担 行 為 額		3,616,212	将来負担比率	70.8	
別 職		事 業 名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)	
改定実施 年 月 日	平 均 給 料 報 酬 月 額 (円)						
		病 院	有	212,196	802,532	265	
		上 水 道 (簡水含む)	有	211,699	32,484	60	
H17.3.22	909,000	工 業 用 水 道	有	38,870	40	9	
H17.3.22	740,000	国 民 健 康 保 險	無	167,425	588,033	14	
H17.3.22	655,000	駐 車 場	無	3,355	0	0	
H17.3.22	460,000	介 護 保 險 (保険勘定)	無	238,096	869,879	33	
H17.3.22	402,000	後 期 高 齢 者 医 療	無	503	260,830	2	
H17.3.22	370,000	地 方 卸 売 場	無	150	6,605	0	
		下 水 道	無	3,682	1,063,000	18	
		農 業 集 落 排 水	無	163	57,700	0	
		小 型 自 動 車 競 走	無	△ 1,262,313	0	4	

市 町 村 名		山陽小野田市		類型	Ⅱ－2						
歳 入					性 質 別 歳 出						
区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K (千円)	K の 構成比 (%)	区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 率 (%)	
地 方 税	9,987,206	30.4	9,436,010	57.8	人 件 費	3,819,658	12.0	3,502,375	3,415,071	19.3	
地 方 譲 与 税	175,333	0.5	175,333	1.1	うち 職 員 給	2,632,664	8.3	2,321,879	2,353,806	13.3	
利子割交付金	20,032	0.1	20,032	0.1	扶 助 費	6,281,016	19.8	1,806,899	1,806,899	10.2	
配当割交付金	36,825	0.1	36,825	0.2	公 債 費	2,991,735	9.4	2,851,697	2,851,697	16.2	
株式等譲渡所得割交付金	39,109	0.1	39,109	0.2	内 訳	元 利 償 還 金	2,991,223	9.4	2,851,185	2,851,185	16.1
地 方 消 費 税	1,057,878	3.2	1,057,878	6.5		一時借入金利子	512	0.0	512	512	0.0
ゴルフ場利用税金	65,774	0.2	65,774	0.4		(義務的経費 計)	(13,092,409)	(41.2)	(8,160,971)	(8,073,667)	(45.7)
自動車取得税金	48,131	0.2	48,131	0.3	物 件 費	2,924,978	9.2	2,300,563	2,121,528	12.0	
地方特例交付金	39,563	0.1	39,563	0.3	維 持 補 修 費	108,623	0.3	78,917	78,917	0.4	
地 方 交 付 税	5,980,097	18.2	5,359,918	32.9	補 助 費 等	4,365,853	13.7	4,177,934	2,558,214	14.5	
内 訳	普通交付税	5,359,918	16.3	5,359,918	32.9	積 立 金	337,349	1.1	293,057		
	特別交付税	620,179	1.9			投 資 及 び 出 資 金	9,613	0.0	0	0	0.0
交通安全対策金	7,177	0.0	7,177	0.0	貸 付 金	141,000	0.5	0	0	0.0	
分担金及び金	294,567	0.9	0	0.0	繰 出 金	3,728,202	11.7	3,269,550	3,117,258	17.7	
使用料	408,989	1.2	21,316	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0			
手数料	134,442	0.4	11,312	0.1	小 計	24,708,027	77.7	18,280,992	15,949,584	90.3	
国庫支出金	3,636,544	11.1			投 資 的 経 費	7,068,859	22.3	976,263	経常収支比率 (%) 90.3 減収補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源から除いた経常収支比率 (%) 97.7		
県支出金	2,062,661	6.3			うち 人件費	103,155	0.3	103,155			
財産収入	34,886	0.1	0	0.0	普通建設事業費	7,068,859	22.3	976,263			
寄附金	44,983	0.1			内 訳	補助事業	950,544	3.0			65,695
繰入金	1,406,133	4.3				単独事業	5,991,164	18.9			863,265
繰越金	421,887	1.3				県営事業負担金等	127,151	0.4	47,303		
諸収入	620,915	1.9	33	0.0	災害復旧事業費	0	0.0	0	歳入一般財源 (千円) 16,318,411 合計 20,364,559 歳出充当一般財源 (千円) 15,949,584 合計 19,257,255		
地方債	6,361,058	19.3			失業対策事業費	0	0.0	0			
合 計	32,884,190	100.0	16,318,411	100.0	合 計	31,776,886	100.0	19,257,255			
目 的 別 歳 出					適用税率の状況		徴 収 率 (%)			経 常 合 計 歳出充当一般財源 (千円) 15,949,584 合 計 19,257,255	
区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円) 3,500	区 分	現年課税分	滞 納 繰 越 分	合 計			
議 会 費	204,140	0.6	204,140	市民税個人所得割税率 6.00%	市 民 税	99.2	36.7	97.4			
総 務 費	2,726,384	8.6	2,381,271		固定資産税	99.4	18.2	97.1			
民 生 費	10,178,593	32.0	4,749,216		市税合計	99.3	25.7	97.2			
衛 生 費	2,829,750	8.9	2,137,077	市民税法人均等割(円)	市 税						
労 働 費	58,747	0.2	52,314	1号 50,000	区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増 減 率 (%)	基準税額 ×100/75 (千円)	超 過 課 税 分 収 入 済 額 (千円)	
農 林 水 産 業 費	514,083	1.6	296,996	2号 120,000							
商 工 費	333,403	1.1	178,917	3号 130,000		市 民 税 (個 人 分)	2,808,968	28.1	1.3	2,766,287	0
土 木 費	2,360,160	7.4	1,709,962	4号 150,000		市 民 税 (法 人 分)	957,287	9.6	10.1	766,208	152,583
消 防 費	1,008,513	3.2	995,309	5号 160,000		固定資産税	5,042,916	50.5	4.7	4,890,497	0
教 育 費	8,571,378	27.0	3,700,356	6号 400,000		軽自動車税	173,896	1.7	3.2	175,105	0
災 害 復 旧 費	0	0.0	0	7号 410,000		市たばこ税	446,181	4.5	△ 6.0	479,747	
公 債 費	2,991,735	9.4	2,851,697	8号 1,750,000		特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	-		
諸 支 出 金	0	0.0	0	9号 3,000,000		目 的 税	557,958	5.6	0.4		0
前年度繰上充用金	0	0.0	0	市民税法人税割 12.1%		入 湯 税	6,762	0.1	4.3		0
特別区調整納付金				固 定 資 産 税 1.40%	都 市 計 画 税	551,196	5.5	0.4			
合 計	31,776,886	100.0	19,257,255		合 計	9,987,206	100.0	3.4	9,077,844	152,583	

平成30年度
決算状況

都道府県名		山 口 県		コード番号		352161	市 町 村 類 型	Ⅱ－2
				ふ り が な		さんようおのだし	30 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－3
				市 町 村 名		山陽小野田市		
口		人 口 集 中 地 区 人 口		産 業 構 造				
				区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次
				就 業 人 口	平 成 27 年 国 勢 調 査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
					平 成 22 年 国 勢 調 査	936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%
62,671	17,748							
64,550	18,881							
△ 2.9	△ 6.0							
62,836		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況			
63,313								
133.09								
471		基 準 財 政 収 入 額		8,449,680	財政再建 産 炭 不 交 付 過 疎			
		基 準 財 政 需 要 額		13,710,438				
平成30年度	平成29年度	標 準 財 政 規 模		17,442,589	低 開 発 山 村 新 産 工 特			
(千円)	(千円)	財 政 力 指 数 (合 算)	28年度	0.622				
32,444,444	32,884,190		29年度	0.614	事務共同処理の状況			
31,256,171	31,776,886		30年度	0.616				
1,188,273	1,107,304		3ヶ年平均	0.617				
51,446	690,005	実 質 収 支 比 率		6.5	交通災害共済 自治会館管理			
1,136,827	417,299	公 債 費 比 率						
719,528	10,637	公 債 費 負 担 比 率		13.7	健全化判断比率 (%)			
503,387	216,056	起 債 制 限 比 率			実質赤字比率		－	
0	0	積 立 金 現 在 高		8,074,550	連結実質赤字比率		－	
0	847,585	地 方 債 現 在 高		38,928,469	実質公債費比率		8.9	
1,222,915	△ 620,892	債 務 負 担 行 為 額		5,249,533	将来負担比率		74.0	
別 職		事 業 名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)		
改定実施 年 月 日	平 均 給 料 報 酬 月 額 (円)							
		病 院	有	△ 203,855	450,247	265		
		上 水 道 (簡水含む)	有	72,390	22,394	58		
H17.3.22	909,000	工 業 用 水 道	有	20,453	360	9		
H17.3.22	740,000	国 民 健 康 保 険	無	115,554	564,753	14		
H17.3.22	655,000	駐 車 場	無	9,280	0	0		
H17.3.22	460,000	介 護 保 険 (保険勘定)	無	227,349	857,660	35		
H17.3.22	402,000	後 期 高 齢 者 医 療	無	787	266,308	2		
H17.3.22	370,000	地 方 卸 売 場	無	150	6,864	0		
		下 水 道	無	39,974	1,119,000	18		
		農 業 集 落 水 排	無	7,385	58,211	0		
		小 型 自 動 車 競 走	無	△ 1,253,560	0	4		

市 町 村 名		山陽小野田市		類型	Ⅱ－2						
歳 入					性 質 別 歳 出						
区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K (千円)	K の 構成比 (%)	区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 率 (%)	
地 方 税	10,528,795	32.5	9,988,296	59.0	人 件 費	3,743,671	12.0	3,449,328	3,364,812	18.5	
地 方 譲 与 税	172,980	0.5	172,980	1.0	うち職員給	2,593,206	8.3	2,310,836	2,330,774	12.8	
利子割交付金	19,821	0.1	19,821	0.1	扶 助 費	6,020,422	19.3	1,741,660	1,741,660	9.6	
配当割交付金	28,173	0.1	28,173	0.2	公 債 費	2,887,191	9.2	2,753,438	2,753,438	15.2	
株式等譲渡所得割交付金	25,574	0.1	25,574	0.2	内 訳	元 利 償 還 金	2,886,425	9.2	2,752,672	2,752,672	15.2
地 方 消 費 税	1,104,100	3.4	1,104,100	6.5		一時借入金利子	766	0.0	766	766	0.0
ゴルフ場利用税金	64,574	0.2	64,574	0.4	(義務的経費 計)		(12,651,284)	(40.5)	(7,944,426)	(7,859,910)	(43.3)
自動車取得税	52,082	0.2	52,082	0.3	物 件 費	3,068,507	9.8	2,433,814	2,277,652	12.6	
地方特例交付金	48,440	0.1	48,440	0.3	維 持 補 修 費	106,992	0.3	89,470	89,333	0.5	
地 方 交 付 税	6,002,739	18.5	5,370,132	31.8	補 助 費 等	3,919,736	12.5	3,563,864	3,264,841	18.0	
内 訳	普通交付税	5,370,132	16.6	5,370,132	31.8	積 立 金	832,840	2.7	724,442		
	特別交付税	632,607	1.9			投 資 及 び 出 資 金	0	0.0	0	0	0.0
交 通 安 全 対 策 金	6,211	0.0	6,211	0.0	貸 付 金	155,000	0.5	0	0	0.0	
分 担 金 及 び 金 担	291,263	0.9	0	0.0	繰 出 金	3,769,623	12.1	3,329,781	3,172,105	17.5	
使 用 料	398,168	1.2	21,262	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0			
手 数 料	131,600	0.4	13,647	0.1	小 計	24,503,982	78.4	18,085,797	16,663,841	91.8	
国 庫 支 出 金	3,470,331	10.7			投 資 的 経 費	6,752,189	21.6	789,437			
県 支 出 金	1,678,606	5.2			うち人件費	86,101	0.3	86,101		(%)	
財 産 収 入	108,785	0.3	0	0.0	普通建設事業費	6,735,523	21.5	787,860		91.8	
寄 附 金	109,949	0.3			内 訳	補助事業	797,841	2.5	67,632		減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率
繰 入 金	357,048	1.1				単独事業	5,798,101	18.6	677,396		(%)
繰 越 金	1,107,304	3.4				県 営 事 業 等 負 担 金	139,581	0.4	42,832		98.5
諸 収 入	563,548	1.8	29	0.0		災害復旧事業費	16,666	0.1	1,577		
地 方 債	6,174,353	19.0			失業対策事業費	0	0.0	0			
合 計	32,444,444	100.0	16,915,321	100.0	合 計	31,256,171	100.0	18,875,234		(千円)	
目 的 別 歳 出					適用税率の状況		徴 収 率 (%)			経 常 16,915,321	
区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)		市民税個人均等割(円)	3,500	区 分	現年課税分	滞 納 繰越分	合 計	
議 会 費	231,265	0.8	230,824		市民税個人所得割税率		市 民 税	99.4	39.1	98.0	
総 務 費	3,128,329	10.0	2,683,538				固定資産税	99.5	29.3	98.0	
民 生 費	9,750,748	31.2	4,735,903		6.00%		市 税 合 計	99.4	33.5	98.0	
衛 生 費	2,915,917	9.3	1,840,085		市民税法人均等割(円)		市 税				
労 働 費	56,335	0.2	46,018		1号	50,000	区 分	決 算 額	構成比	増 減 率	
農 林 水 産 業 費	442,630	1.4	306,485		2号	120,000		(千円)	(%)	(%)	
商 工 費	279,351	0.9	99,929		3号	130,000					
土 木 費	2,409,087	7.7	1,780,178		4号	150,000		市 民 税 (個人分)	2,886,671	27.4	
消 防 費	1,029,252	3.3	1,023,645		5号	160,000		市 民 税 (法人分)	1,309,492	12.4	
教 育 費	8,109,400	25.9	3,373,614		6号	400,000		固定資産税	5,165,869	49.1	
災 害 復 旧 費	16,666	0.1	1,577		7号	410,000		軽自動車税	180,489	1.7	
公 債 費	2,887,191	9.2	2,753,438		8号	1,750,000		市たばこ税	438,337	4.2	
諸 支 出 金	0	0.0	0		9号	3,000,000		特別土地 保有税	0	0.0	
前年度繰上充用金	0	0.0	0		市民税法人税割	12.1%		目 的 税	547,937	5.2	
特別区調整納付金							入 湯 税	7,438	0.1		
					固定資産税	1.40%	都市計画税	540,499	5.1		
合 計	31,256,171	100.0	18,875,234				合 計	10,528,795	100.0	5.4	
					徴 収 率 (%)					経 常 16,915,321	
										合 計 20,063,507	
										歳出充当一般財源	
										(千円)	
										経 常 16,663,841	
										合 計 18,875,234	
										基準税額 ×100/75	
										超過課税分 収 入 済 額	
										(千円)	
										2,834,876	
										844,897	
										5,001,812	
										180,157	
										443,903	
										0	
										0	
										0	
										9,305,645	
										223,168	

令和元年度
決算状況

都道府県名		山 口 県		コード番号		352161	市 町 村 類 型		Ⅱ－2
				ふ り が な		さんようおのだし	元 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－3	
				市 町 村 名		山陽小野田市			
口		人 口 集 中 地 区 人 口		産 業 構 造					
				区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次	
				就業人口	平成27年国勢調査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%	
					平成22年国勢調査	936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%	
62,671		17,748							
64,550		18,881							
△ 2.9		△ 6.0							
62,059				区 分		(千円、%)	指定団体等の状況		
62,836									
133.09				基準財政収入額		8,688,023	財政再建	旧産炭	
471				基準財政需要額		14,045,849	不交付	過疎	
令和元年度 (千円)		平成30年度 (千円)		標準財政規模		17,546,058	低開発	山村	
31,104,857		32,444,444		財政力指数 (合算)	29年度	0.614	旧新産	旧工特	
30,412,086		31,256,171			30年度	0.616	共同処理の対象事務		
692,771		1,188,273			元年度	0.619	後期高齢医療	常備消防	
261,802		51,446			3ヶ年平均	0.616	災害基金	非常勤公務 災害	
430,969		1,136,827		実質収支比率		2.5	交通災害共済	自治会館管理	
△ 705,858		719,528		公債費負担比率		12.8			
791,010		503,387		積立金現在高		8,448,642	健全化判断比率 (%)		
0		0		地方債現在高		40,767,324	実質赤字比率	－	
400,000		0		債務負担行為額		4,941,701	連結実質赤字比率	－	
△ 314,848		1,222,915					実質公債費比率	8.1	
							将来負担比率	69.1	
別 職				事業名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)	
改定実施 年月日	平均給料 報酬月額 (円)	病院		有	177,887	775,430	257		
		上水道 (簡水含む)		有	172,053	26,869	58		
H17.3.22	909,000	工業用水道		有	75,921	120	7		
H17.3.22	740,000	下水道		有	0	1,116,830	20		
H17.3.22	655,000	農業集落 排水		有	0	54,869	0		
H17.3.22	460,000	駐車場		無	22,656	0	0		
H17.3.22	402,000	国民健康 保険		無	128,972	569,069	15		
H17.3.22	370,000	介護保険 (保険勘定)		無	199,101	928,013	32		
		後期高齢者 療養		無	842	258,131	2		
		地方卸売 場		無	151	6,505	0		
		小型自動車 競走		無	△ 1,176,176	0	4		

市 町 村 名		山陽小野田市		類型	Ⅱ-2						
歳 入					性 質 別 歳 出						
区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K (千円)	K の 構成比 (%)	区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 (%)	
地 方 税	10,269,209	33.0	9,722,497	58.2	人 件 費	3,777,306	12.4	3,475,368	3,473,489	19.7	
地 方 譲 与 税	181,704	0.6	181,704	1.1	うち職員給	2,638,188	8.7	2,351,230	2,425,993	13.8	
利子割交付金	11,320	0.0	11,320	0.1	扶 助 費	6,264,087	20.6	1,889,899	1,876,272	10.6	
配当割交付金	32,797	0.1	32,797	0.2	公 債 費	2,766,140	9.1	2,643,952	2,643,952	15.0	
株式等譲渡所得割交付金	16,836	0.1	16,836	0.1	内 元利償還金	2,765,555	9.1	2,643,367	2,643,367	15.0	
地方消費税	1,044,378	3.4	1,044,378	6.3	一時借入金利子	585	0.0	585	585	0.0	
ゴルフ場利用税	65,885	0.2	65,885	0.4	(義務的経費計)	(12,807,533)	(42.1)	(8,009,219)	(7,993,713)	(45.3)	
自動車取得税	27,420	0.1	27,420	0.2	物 件 費	3,208,851	10.6	2,584,900	2,352,955	13.3	
環境性能割交付金	8,104	0.0	8,104	0.1	維持補修費	151,291	0.5	121,465	120,512	0.7	
地方特例交付金	139,312	0.4	139,312	0.8	補助費等	5,364,963	17.6	5,100,263	4,203,200	23.8	
地方交付税	6,083,249	19.6	5,431,291	32.5	積 立 金	898,295	3.0	804,872			
内 普通交付税	5,431,291	17.5	5,431,291	32.5	投資及び出資金	333,557	1.1	333,557	0	0.0	
特別交付税	651,958	2.1			貸 付 金	165,000	0.5	0	0	0.0	
交通安全対策交付金	5,357	0.0	5,357	0.0	繰 出 金	2,705,020	8.9	2,240,887	2,121,544	12.0	
分担金及び負担金	219,103	0.7	0	0.0	前年度繰上充用金	0	0.0	0			
使用料	343,423	1.1	7,479	0.0	小 計	25,634,510	84.3	19,195,163	16,791,924	95.2	
手数料	138,213	0.4	0	0.0	投資的経費	4,777,576	15.7	793,742	経常収支比率		
国庫支出金	3,803,634	12.2			うち人件費	81,222	0.3	81,222	(%)		
県支出金	1,728,690	5.6			普通建設事業費	4,728,370	15.5	791,108	95.2		
財産収入	29,702	0.1	0	0.0	内 補助事業	1,032,187	3.3	62,088	減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率		
寄附金	93,100	0.3			単独事業	3,576,665	11.8	707,159	(%)		
繰入金	524,219	1.7			県営事業負担金等	119,518	0.4	21,861	100.6		
繰越金	1,188,273	3.8			災害復旧事業費	49,206	0.2	2,634	歳入一般財源		
諸収入	718,768	2.3	36	0.0	失業対策事業費	0	0.0	0	(千円)		
地方債	4,432,161	14.3			合 計	30,412,086	100.0	19,988,905	経 常 16,694,416		
合 計	31,104,857	100.0	16,694,416	100.0	徴 収 率 (%)			合 計 20,681,676			
目 的 別 歳 出				適用税率の状況		区 分	現年課税分	滞 納 繰越分	合 計	歳出充当一般財源	
区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)		市 民 税	99.6	42.3	98.4	(千円)	
議 会 費	239,015	0.8	239,015	市民税個人所得割税率		固定資産税	99.6	31.7	98.5	経 常 16,791,924	
総 務 費	4,315,721	14.2	3,071,839	6.00%		市 税 合 計	99.6	36.2	98.4	合 計 19,988,905	
民 生 費	10,077,960	33.1	5,056,690	市民税法人均等割(円)		市 税					
衛 生 費	2,513,428	8.2	2,145,884	1号	50,000	区 分	決 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	増 減 率 (%)	基 準 税 額 ×100/75 (千円)	超 過 課 税 分 収 入 済 額 (千円)
労 働 費	52,024	0.2	41,466	2号	120,000						
農 林 水 産 業 費	423,145	1.4	297,368	3号	130,000	市 民 税 (個人分)	2,860,273	27.9	△ 0.9	2,804,059	0
商 工 費	439,236	1.4	247,181	4号	150,000	市 民 税 (法人分)	1,064,067	10.4	△ 18.7	1,093,154	176,320
土 木 費	2,696,103	8.9	1,739,220	5号	160,000	固定資産税	5,157,911	50.2	△ 0.2	5,139,687	0
消 防 費	1,033,598	3.4	1,019,114	6号	400,000	軽自動車税	187,961	1.8	4.1	187,108	0
教 育 費	5,806,510	19.1	3,484,542	7号	410,000	市たばこ税	444,364	4.3	1.4	445,039	
災 害 復 旧 費	49,206	0.2	2,634	8号	1,750,000	特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	-		
公 債 費	2,766,140	9.1	2,643,952	9号	3,000,000	目 的 税	554,633	5.4	1.2		0
諸 支 出 金	0	0.0	0	市民税法人税割		入 湯 税	7,921	0.1	6.5		0
前年度繰上充用金	0	0.0	0	12.1%		都 市 計 画 税	546,712	5.3	1.1		
合 計	30,412,086	100.0	19,988,905	固定資産税	1.40%	合 計	10,269,209	100.0	△ 2.5	9,669,047	176,320

令和2年度
決算状況

都道府県名		山 口 県		コード番号		352161	市 町 村 類 型		Ⅱ－2
				ふ り が な		さんようおのだし	2 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－3	
				市 町 村 名		山陽小野田市			
口		人 口 集 中 地 区 人 口		産 業 構 造					
				区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次	
				就 業 人 口	平 成 27 年 国 勢 調 査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%	
					平 成 22 年 国 勢 調 査	936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%	
62,671		17,748		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況		
64,550		18,881		基 準 財 政 収 入 額		8,795,366	財政健全化等 旧 産 炭		
△ 2.9		△ 6.0		基 準 財 政 需 要 額		14,815,337	不 交 付 過 疎		
61,180				標 準 財 政 規 模		18,300,829	低 開 発 山 振		
62,059				財 政 力 指 数 (合 算)		30年度	0.616	旧 新 産 旧 工 特	
133.09						元年度	0.619	共同処理の対象事務	
471						2 年度	0.594	後期高齢者医療 常 備 消 防	
						3ヶ年平均	0.610	災 害 基 金 非 常 勤 公 務 災 害	
令和2年度 (千円)		令和元年度 (千円)		実 質 収 支 比 率		2.5	交通災害共済 自治会館管理		
36,132,030		31,104,857		公 債 費 負 担 比 率		14.4	公平委員会		
35,510,953		30,412,086		積 立 金 現 在 高		8,500,427	健全化判断比率 (%)		
621,077		692,771		地 方 債 現 在 高		40,362,964	実質赤字比率	－	
168,483		261,802		債 務 負 担 行 為 額		3,227,049	連結実質赤字比率	－	
452,594		430,969					実質公債費比率	7.9	
21,625		△ 705,858					将来負担比率	58.6	
281,212		791,010							
0		0							
350,000		400,000							
△ 47,163		△ 314,848							
別 職				事 業 名		法 適	収 支 額	普通会計から の繰入額	職 員 数
改定実施 年 月 日		平 均 給 料 報 酬 月 額 (円)					(千円)	(千円)	(人)
H17.3.22		909,000		病 院		有	△ 41,467	403,359	304
H17.3.22		740,000		上 水 道 (簡水含む)		有	162,323	23,698	58
H17.3.22		655,000		工業用水道		有	72,884	264	7
H17.3.22		460,000		下 水 道		有	0	1,115,874	18
H17.3.22		402,000		農 業 集 落 水 排		有	0	57,937	0
H17.3.22		370,000		駐 車 場		無	21,911	0	0
				国 民 健 康 険 保		無	176,655	575,164	15
				介 護 保 険 (保険勘定)		無	211,514	901,548	33
				後期高齢者 医 療		無	783	267,241	4
				地 方 卸 売 場 市		無	0	6,950	0
				小 型 自 動 車 競 走		無	△ 1,182,153	0	5

市 町 村 名		山陽小野田市		類型		Ⅱ－2					
歳 入						性 質 別 歳 出					
区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K (千円)	K の 構成比 (%)	区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 率 (%)	
地 方 税	9,771,859	27.1	9,223,973	53.9	人 件 費	4,176,703	11.7	3,837,682	3,826,690	21.1	
地 方 譲 与 税	187,114	0.5	187,114	1.1	うち 職 員 給	2,966,979	8.4	2,966,979	2,718,342	15.0	
利 子 割 交 付 金	13,152	0.0	13,152	0.1	扶 助 費	6,171,310	17.4	1,722,037	1,722,037	9.5	
配 当 割 交 付 金	28,646	0.1	28,646	0.2	公 債 費	3,156,462	8.9	3,065,426	3,065,426	16.9	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 金	32,413	0.1	32,413	0.2	内 訳	元 利 償 還 金	3,156,231	8.9	3,065,195	3,065,195	16.9
地 方 消 費 税 金	1,279,562	3.5	1,279,562	7.5		一時借入金利息	231	0.0	231	231	0.0
コ ー ス 場 利 用 税 金	61,907	0.2	61,907	0.4	(義 務 的 経 費 計)		(13,504,475)	(38.0)	(8,625,145)	(8,614,153)	(47.6)
環 境 性 能 割 金	15,684	0.0	15,684	0.1	物 件 費	3,275,967	9.2	2,389,031	2,112,735	11.7	
法 人 事 業 税 金	94,896	0.3	94,896	0.5	維 持 補 修 費	200,134	0.6	139,269	139,216	0.8	
地 方 特 例 交 付 金	65,744	0.2	65,744	0.4	補 助 費 等	12,281,186	34.6	5,831,865	4,309,236	23.8	
地 方 交 付 税	6,697,496	18.5	6,081,236	35.6	積 立 金	532,952	1.5	365,474			
内 訳	普通交付税	6,081,236	16.8	6,081,236	35.6	投 資 及 び 出 資 金	394,449	1.1	394,449	0	0.0
	特別交付税	616,260	1.7		貸 付 金	165,328	0.5	0	0	0.0	
交 通 安 全 対 策 金	5,477	0.0	5,477	0.0	繰 出 金	2,746,807	7.7	2,252,192	2,127,577	11.8	
分 担 金 及 び 金 担	158,366	0.4	0	0.0	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0			
使 用 料	286,131	0.8	7,846	0.0	小 計	33,101,298	93.2	19,997,425	17,302,917	95.6	
手 数 料	133,183	0.4	0	0.0	投 資 的 経 費	2,409,655	6.8	610,916	経常収支比率		
国 庫 支 出 金	10,974,248	30.4			うち 人 件 費	65,988	0.2	65,988	(%)		
県 支 出 金	1,781,298	4.9			普通建設事業費	2,401,526	6.8	610,662	95.6		
財 産 収 入	24,125	0.1	0	0.0	内 訳	補助事業	430,533	1.2	27,112	減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率	
寄 附 金	170,189	0.5		単 独 事 業		1,845,299	5.2	565,373	(%)		
繰 入 金	481,179	1.3		県 営 事 業 負 担 金 等		125,694	0.4	18,177			
繰 越 金	692,771	1.9		災害復旧事業費		8,129	0.0	254	101.2		
諸 収 入	575,016	1.6	31	0.0	失業対策事業費	0	0.0	0	歳入一般財源		
地 方 債	2,601,574	7.2			合 計	35,510,953	100.0	20,608,341	(千円)		
合 計	36,132,030	100.0	17,097,681	100.0	徴 収 率 (%)				経 常	17,097,681	
目 的 別 歳 出				適用税率の状況		区 分	現年課税分	滞 納 繰 越 分	合 計	経 常 合 計	
区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)		市 民 税	99.5	36.8	98.4	21,229,418	
議 会 費	229,782	0.6	229,782	3,500		固定資産税	96.4	19.6	95.3	歳出充当一般財源 (千円)	
総 務 費	9,625,972	27.1	2,512,733	市民税個人所得割税率		市 税 合 計	97.8	27.6	96.7		
民 生 費	10,374,528	29.2	4,978,174	6.0%		市 税					
衛 生 費	2,124,626	6.0	1,853,836	市民税法人均等割(円)		区 分	決 算 額	構成比	増 減 率	基 準 税 額 × 100/75	超 過 課 税 分 収 入 済 額
労 働 費	52,719	0.1	46,940	1号 50,000			(千円)	(%)	(%)	(千円)	(千円)
農 林 水 産 業 費	449,356	1.3	294,439	2号 120,000		市 民 税 (個人分)	2,829,968	29.0	△ 1.1	2,819,368	0
商 工 費	1,402,860	4.0	1,207,007	3号 130,000		市 民 税 (法人分)	792,400	8.1	△ 25.5	779,103	144,723
土 木 費	2,382,549	6.7	1,722,890	4号 150,000		固 定 資 産 税	4,974,439	50.9	△ 3.6	5,089,333	0
消 防 費	978,294	2.8	970,606	5号 160,000		軽自動車税	196,273	2.0	4.4	193,966	0
教 育 費	4,725,676	13.3	3,726,254	6号 400,000		市 た ば こ 税	426,009	4.4	△ 4.1	455,687	
災 害 復 旧 費	8,129	0.0	254	7号 410,000		特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	-		
公 債 費	3,156,462	8.9	3,065,426	8号 1,750,000		目 的 税	552,770	5.6	△ 0.3		0
諸 支 出 金	0	0.0	0	9号 3,000,000		入 湯 税	4,884	0.0	△ 38.3		0
前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	市民税法人税割		固 定 資 産 税	547,886	5.6	0.2		
合 計	35,510,953	100.0	20,608,341	12.1%		合 計	9,771,859	100.0	△ 4.8	9,337,457	144,723
				1.4%							

時間外勤務手当 普通会計ベース

(単位千円)

年度	H30年度	R1年度	R2年度
時間外勤務手当	78,431	99,921	93,088

過去5年間の職員数推移

正規職員数

年度	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
市長部局	474	401	405	404	407	411
教育委員会		73	69	69	70	65
病院局	193	190	195	193	191	196
水道局	59	59	59	57	57	56
計	726	723	728	723	725	728

臨時職員数(会計年度任用職員)

年度	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
市長部局	195	121	121	132	149	158
教育委員会		70	69	72	88	90
病院局	72	79	83	78	92	103
水道局	7	7	6	4	6	5
計	274	277	279	286	335	356

嘱託職員数

年度	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
市長部局	0	0	0	0	0	0
教育委員会		0	0	0	0	0
病院局	22	22	20	16	0	0
水道局	0	0	0	0	0	0
計	22	22	20	16	0	0

再任用職員数

年度	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
市長部局	15	13	10	11	19	17
教育委員会		6	6	6	6	7
病院局	1	1	1	6	8	9
水道局	4	2	0	2	2	2
計	20	22	17	25	35	35

任期付職員数

年度	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
市長部局	74	62	55	58	48	48
教育委員会		22	23	24	15	15
病院局	0	0	0	1	1	2
水道局	0	0	0	0	0	0
計	74	84	78	83	64	65

総数

年度	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
市長部局	758	597	591	605	623	634
教育委員会	0	171	167	171	179	177
病院局	288	292	299	294	292	310
水道局	70	68	65	63	65	63
計	1,116	1,128	1,122	1,133	1,159	1,184

※市長、副市長、教育長、病院事業管理者、水道事業管理者を除く

4. 5年間の基金残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
8,667,493	7,598,731	8,074,550	8,448,642	8,500,427

5. 5年間の地方債残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
31,849,619	35,444,911	38,928,469	40,767,324	40,362,964

6. 5年間の債務負担行為目的別残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
土地の購入に係るもの					
建造物の購入に係るもの					
その他の物件の購入に係るもの					
製造工事の請負に係るもの	9,119,127	2,573,082	2,323,645	2,351,324	851,032
債務保証・損失補償に係るもの					
その他	1,295,758	1,043,130	2,925,888	2,590,377	2,376,017
その他実質的な債務負担に係るもの					
合計	10,414,885	3,616,212	5,249,533	4,941,701	3,227,049

7. 5年間の会計ごと繰出金状況(決算統計より)

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
病 院	465,901	802,532	450,247	775,430	403,359
上 水 道 (簡水含む)	39,449	32,484	22,394	26,869	23,698
工 業 用 水 道	240	40	360	120	264
国民健康保険	623,171	588,033	564,753	569,069	575,164
駐 車 場					
介 護 保 険 (保険勘定)	852,111	881,255	869,075	975,456	984,823
後 期 高 齢 者 医 療	1,114,430	1,131,609	1,151,720	1,153,990	1,179,870
地方卸売市場	9,944	6,605	6,864	6,505	6,950
下 水 道	1,026,000	1,063,000	1,119,000	1,116,830	1,115,874
農業集落排水	58,100	57,700	58,211	54,869	57,937
小 型 自 動 車 競 走					

※繰出金のほか出資金等を含む。

8. 5年間の公債費の推移（決算統計より）

（単位：千円）

平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子
2,853,956	266,577	2,765,766	225,457	2,690,795	195,630	2,593,306	172,249	3,005,935	150,296

今後の地方債残高の見通し（予算概要より）

（単位：千円）

令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
40,701,739	38,867,542	36,973,720	35,226,225	33,664,700

9. 5年間の公有地の売却件数及び売却額

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合 計
概要	件 数	6 件	5 件	8 件	5 件	1 件	25 件
	金 額	29,221,125 円	2,962,510 円	10,108,815 円	8,426,458 円	7,314,000 円	58,032,908 円
市有地売払い	件 数	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件	1 件
	金 額	0 円	0 円	82,888,880 円	0 円	0 円	82,888,880 円
一般競争入札	件 数	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件	1 件
	金 額	0 円	0 円	82,888,880 円	0 円	0 円	82,888,880 円
法定外公共物 売払い	件 数	5 件	5 件	4 件	2 件	8 件	24 件
	金 額	916,270 円	16,681,054 円	748,267 円	5,871,088 円	2,694,686 円	26,911,365 円
山林売払い	件 数	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件	1 件
	金 額	0 円	0 円	14,838 円	0 円	0 円	14,838 円
合 計	件 数	11 件	10 件	14 件	7 件	9 件	51 件
	金 額	30,137,395 円	19,643,564 円	93,760,800 円	14,297,546 円	10,008,686 円	167,847,991 円

10. 5年間の委託料の推移とそのうち清掃、警備、設備保守委託料の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
委託料	3,201,294	3,208,250	3,300,249	3,439,898	3,385,166
うち、清掃委託料	24,545	24,947	23,988	26,303	30,455
うち、警備委託料	63,507	64,620	65,023	66,213	62,262
うち、設備保守委託料	40,365	42,566	45,295	49,641	52,840

11 5年間の法人市民税「資本金等の額・従業員数」ランク別法人数の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
資本金等の額が50億円を超え従業員数が50人を超える法人	17	18	20	21	20
資本金等の額が10億円を超え50億円以下で従業員数が50人を超える法人	2	3	2	2	2
資本金等の額が10億円を超え従業員数が50人以下の法人	86	82	85	85	78
資本金等の額が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人を超える法人	13	11	11	11	10
資本金等の額が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人以下の法人	57	55	58	56	58
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人を超える法人	21	22	25	27	27
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人以下の法人	220	225	223	219	219
資本金等の額が1千万円以下で従業員数が50人を超える法人	14	16	15	14	13
その他の法人等	850	831	830	835	838
合 計	1280	1263	1269	1270	1265

12 5年間の市税、項目別滞納状況

平成28年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現年	滞繰	合計	現年	滞繰	合計	現年	滞繰	合計
1 市 民 税	3,626,637	130,410	3,757,047	3,590,388	47,871	3,638,259	99.0	36.7	96.8
個人	2,757,521	127,687	2,885,208	2,722,491	47,105	2,769,596	98.7	36.9	96.0
法人	869,116	2,723	871,839	867,897	766	868,663	99.9	28.1	99.6
2 固 定 資 産 税	4,809,179	158,846	4,968,025	4,775,782	39,867	4,815,649	99.3	25.1	96.9
3 軽 自 動 車 税	169,492	10,599	180,091	165,340	3,081	168,421	97.6	29.1	93.5
4 市 た ば こ 税	474,837	0	474,837	474,837	0	474,837	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	3,510	3,510	0	3,510	3,510	0.0	100.0	100.0
6 入 湯 税	6,522	0	6,522	6,486	0	6,486	99.4	0.0	99.4
7 都 市 計 画 税	547,128	29,423	576,551	541,379	7,864	549,243	98.9	26.7	95.3
合 計	9,633,795	332,788	9,966,583	9,554,212	102,193	9,656,405	99.2	30.7	96.9

※ 決算額は還付未済額を除く。

平成29年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現年	滞繰	合計	現年	滞繰	合計	現年	滞繰	合計
1 市 民 税	3,755,556	112,753	3,868,309	3,721,853	41,365	3,763,218	99.1	36.7	97.3
個人	2,798,682	109,739	2,908,421	2,765,986	40,154	2,806,140	98.8	36.6	96.5
法人	956,874	3,014	959,888	955,867	1,211	957,078	99.9	40.2	99.7
2 固 定 資 産 税	5,046,507	146,874	5,193,381	5,015,463	26,711	5,042,174	99.4	18.2	97.1
3 軽 自 動 車 税	174,755	10,462	185,217	171,073	2,778	173,851	97.9	26.6	93.9
4 市 た ば こ 税	446,180	0	446,180	446,180	0	446,180	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	6,725	37	6,762	6,725	37	6,762	100.0	100.0	100.0
7 都 市 計 画 税	551,044	26,387	577,431	546,024	5,172	551,196	99.1	19.6	95.5
合 計	9,980,767	296,513	10,277,280	9,907,318	76,063	9,983,381	99.3	25.7	97.1

※ 決算額は還付未済額を除く。

平成30年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現年	滞繰	合計	現年	滞繰	合計	現年	滞繰	合計
1 市 民 税	4,183,365	100,219	4,283,584	4,156,930	39,233	4,196,163	99.4	39.1	98.0
個人	2,877,473	97,660	2,975,133	2,848,281	38,390	2,886,671	99.0	39.3	97.0
法人	1,305,892	2,559	1,308,451	1,308,649	843	1,309,492	100.2	32.9	100.1
2 固 定 資 産 税	5,131,423	112,978	5,244,401	5,107,475	33,060	5,140,535	99.5	29.3	98.0
3 軽 自 動 車 税	180,682	10,661	191,343	177,238	3,251	180,489	98.1	30.5	94.3
4 市 た ば こ 税	438,337	0	438,337	437,337	0	437,337	99.8	0.0	99.8
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	7,438	0	7,438	7,438	0	7,438	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	538,979	18,260	557,239	534,877	5,621	540,498	99.2	30.8	97.0
合 計	10,480,224	242,118	10,722,342	10,421,295	81,165	10,502,460	99.4	33.5	97.9

※ 決算額は還付未済額を除く。

令和元年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計
1 市 民 税	3,906,443	83,039	3,989,482	3,889,248	35,093	3,924,341	99.6	42.3	98.4
個人	2,844,562	81,566	2,926,128	2,825,719	34,554	2,860,273	99.3	42.4	97.7
法人	1,061,881	1,473	1,063,354	1,063,529	539	1,064,068	100.2	36.6	100.1
2 固 定 資 産 税	5,148,362	88,413	5,236,775	5,129,840	28,070	5,157,910	99.6	31.7	98.5
3 軽 自 動 車 税	188,022	9,729	197,751	184,991	2,969	187,960	98.4	30.5	95.0
4 市 た ば こ 税	444,364	0	444,364	444,364	0	444,364	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	7,921	0	7,921	7,921	0	7,921	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	545,035	14,737	559,772	541,890	4,823	546,713	99.4	32.7	97.7
合 計	10,240,147	195,918	10,436,065	10,198,254	70,955	10,269,209	99.6	36.2	98.4

※ 決算額は還付未済額を除く。

令和2年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計
1 市 民 税	3,619,098	62,176	3,681,274	3,599,460	22,908	3,622,368	99.5	36.8	98.4
個人	2,824,568	60,890	2,885,458	2,807,466	22,502	2,829,968	99.4	37.0	98.1
法人	794,530	1,286	795,816	791,994	406	792,400	99.7	31.6	99.6
2 固 定 資 産 税	5,147,946	72,762	5,220,708	4,960,153	14,287	4,974,440	96.4	19.6	95.3
3 軽 自 動 車 税	195,396	0	195,396	193,267	0	193,267	98.9	0.0	98.9
4 市 た ば こ 税	426,009	0	426,009	426,009	0	426,009	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	4,884	0	4,884	4,884	0	4,884	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	551,221	11,755	562,976	545,109	2,776	547,885	98.9	23.6	97.3
8 旧 法 に よ る 税	0	9,065	9,065	0	3,006	3,006	0.0	33.2	33.2
合 計	9,944,554	155,758	10,100,312	9,728,882	42,977	9,771,859	97.8	27.6	96.7

※ 決算額は還付未済額を除く。

13. 過去5年間の教育費のうち建設費を除いた推移

(単位 ; 千円)

28年度	1,480,421
29年度	1,540,028
30年度	1,546,948
元年度	1,578,649
2年度	2,083,404

1 4. 5年間の図書館及び学校図書の図書購入費状況

(単位：円)

	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度
中央図書館	7, 427, 465	7, 381, 933	7, 831, 963	9, 031, 768	9, 355, 769
厚狭図書館	2, 495, 781	2, 703, 934	3, 204, 946	2, 604, 981	2, 604, 861
小 計	9, 923, 246	10, 085, 867	11, 036, 909	11, 636, 749	11, 960, 630
小学校	3, 154, 812	3, 153, 296	2, 751, 552	2, 795, 707	2, 794, 180
中学校	2, 667, 745	2, 606, 755	2, 414, 248	2, 448, 505	2, 414, 977
小 計	5, 822, 557	5, 760, 051	5, 165, 800	5, 244, 212	5, 209, 157
合 計	15, 745, 803	15, 845, 918	16, 202, 709	16, 880, 961	17, 169, 787

15. 学校ごとの営繕要望数及び処理実施状況（令和2年度）

項 目 学校名		要 望 件 数			実施件数 D (E+F)	実施率(%) G (D/A)
		A (B+C)	うち当初要望件数 B	うち追加要望件数 C		
小 学 校	有 帆	90	2	88	84	93.3
	高千帆	89	13	76	79	88.8
	高 泊	93	8	85	84	90.3
	小野田	105	4	101	99	94.3
	須 恵	67	4	63	64	95.5
	赤 崎	58	5	53	53	91.4
	松原分校	39	3	36	37	94.9
	本 山	34	3	31	33	97.1
	厚 狭	76	32	44	53	69.7
	厚 陽	27	4	23	25	92.6
	出 合	23	5	18	19	82.6
	埴 生	9	0	9	9	100.0
	津布田	26	6	20	22	84.6
	計	736	89	647	661	89.8
中 学 校	高千帆	76	6	70	75	98.7
	小野田	63	6	57	61	96.8
	竜 王	99	6	93	95	96.0
	厚 狭	91	29	62	78	85.7
	埴 生	33	4	29	31	93.9
	厚 陽	11	4	7	10	90.9
	計	373	55	318	350	93.8
合 計		1,109	144	965	1,011	91.2

16. 各学校別施設利用状況（有料、無料別・3年間）

（単位：人）

【社会体育等に係る学校施設利用状況】

※選挙、防災訓練、敬老会、幼稚園・保育園の運動会等の行事は除く

学校名		区分	屋内運動場（体育館）						屋外運動場（グラウンド）					
			30年度		元年度		2年度		30年度		元年度		2年度	
			利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数
小学校	有帆	有料	24	360	20	300	6	76						
		無料	294	9,939	274	7,871	266	6,553	142	6,251	139	5,834	170	5,165
	高千帆	有料	37	444	38	456	30	358						
		無料	196	4,414	154	3,541	143	3,120	157	8,181	113		123	6,452
	高泊	有料	85	739	74	669	15	147						
		無料	347	6,872	403	7,142	322	4,771	322	6,544	241	4,292	215	3,221
	小野田	有料	58	580	12	110	23	192						
		無料	182	3,353	175	2,910	124	2,285	167	4,462	165	3,024	146	2,340
	須恵	有料	150	2,304	141	2,088	91	1,317						
		無料	300	13,391	254	9,117	201	5,170	263	12,093	244	7,882	230	7,314
	赤崎	有料	73	730	64	640	33	376						
		無料	126	3,990	101	2,879	90	2104	184	6,597	157	5,627	138	3050
	本山	有料	19	205	7	106	6	86						
		無料	126	2,822	117	2,576	88	1,278	274	12,890	262	11,842	219	8,280
	厚狭	有料	106	1,816	119	2,045	99	1,400						
		無料	330	7,056	425	8,750	436	7,312	165	9,950	161	6,454	177	5,310
	厚陽	有料	106	1,717	68	1,060	87	1,226						
		無料	172	3,680	163	3,825	190	3,554	170	4,616	143	4,496	117	2,808
	出合	有料												
		無料	222	6,072	224	6,223	224	6,223	206	5,067	192	3,859	192	3,859
	埴生	有料	1	68			40	900						
		無料	302	5,968	253	5,175	65	824	38	1,478	32	1,235	4	77
	津布田	有料	13	149	14	240	1	20						
		無料	196	3,737	140	2,960	121	2,504						
	計	有料	672	9,112	557	7,714	431	6,098						
		無料	2,793	71,294	2,683	62,969	2,270	45,698	2,088	78,129	1,849	54,545	1,731	47,876
中学校	高千帆	有料	214	2,314	179	1,921	186	2,213						
		無料	21	520	67	737	31	264	1	21	1	18		
	小野田	有料	414	7,214	353	6,585	41	783						
		無料	53	1,540	80	1,795	7	80	2	40				
	竜王	有料	174	2,701	134	1,875	114	1,330						
		無料	116	2,322	125	3,144	64	1,388						
	厚狭	有料	88	2,148	79	1,932	70	1,097						
		無料	87	1,131	86	1,134	67	747						
	埴生	有料	87	1,014	131	1,851	39	468						
		無料	11	204	14	241	128	1,871	4	72				
	厚陽	有料	51	986	79	1,520	123	1,750						
		無料	94	1,221	49	1,188	40	860	26	515			2	40
	計	有料	1,028	16,377	955	15,684	573	7,641						
		無料	382	6,938	421	8,239	337	5,210	33	648	1	18	2	40
合計		有料	1,700	25,489	1,512	23,398	1,004	13,739						
		無料	3,175	78,232	3,104	71,208	2,607	50,908	2,121	78,777	1,850	54,563	1,733	47,916

17. 5年間の就学援助利用者数、金額及び交付税算入額

(単位：人、円)

	小 学 校					中 学 校					医療費 支給額	給食費 支給額	合 計				
	就学予定 支給者数	支給者数	児童数	支給者率	学用品費等 支給金額	就学予定 支給者数	支給者数	生徒数	支給者率	学用品費等 支給額			就学予定 支給者数	支給者数	児童 生徒数	支給者率	支給金額
平成28年度		751	3,337	22.5%	15,202,769		407	1,651	24.7%	19,145,006	819,459	51,977,220		1,158	4,988	23.2%	87,144,454
平成29年度	120	698	3,277	21.3%	20,923,451	121	400	1,636	24.4%	27,646,388	446,820	50,287,656	241	1,098	4,913	22.3%	99,304,315
平成30年度	102	732	3,273	22.4%	17,749,799	117	412	1,597	25.8%	23,160,099	684,800	52,301,830	219	1,144	4,870	23.5%	93,896,528
令和元年度	108	746	3,215	23.2%	21,606,894	147	409	1,572	26.0%	28,293,994	967,834	49,459,762	255	1,155	4,787	24.1%	100,328,484
令和2年度	103	666	3,140	21.2%	16,227,992	106	431	1,551	27.8%	19,100,944	579,313	51,611,624	209	1,097	4,691	23.4%	87,519,873

	交付税算入額（理論値）
平成28年度	13,536,000
平成29年度	13,302,000
平成30年度	12,197,000
令和元年度	12,204,000
令和2年度	11,688,000

18 教育委員会所管の各施設の利用状況（有料、無料別・3年間）

施設名	年度	総件数	有料件数	無料件数	総利用者数	有料利用者数	無料利用者数
有帆公民館	30	2,144	1,257	887	31,167	11,281	19,886
	R1	2,121	1,348	773	30,666	12,009	18,657
	R2	1,608	1,011	597	17,253	10,253	7,000
高千帆公民館	30	1,914	332	1,551	27,956	2,623	25,333
	R1	1,847	363	1,484	25,176	2,397	22,779
	R2	1,203	237	966	13,964	1,442	12,522
高泊公民館	30	2,248	1,147	1,101	25,085	7,013	18,072
	R1	2,256	1,181	1,075	22,323	6,795	15,528
	R2	1,682	984	698	13,165	5,684	7,481
小野田公民館	30	0	0	0	0	0	0
	R1	0	0	0	0	0	0
	R2	424	0	424	4,774	0	4,774
須恵公民館	30	1,804	626	1,178	25,355	7,409	17,946
	R1	1,760	570	1,190	23,821	7,175	16,646
	R2	981	373	608	9,917	3,401	6,516
赤崎公民館	30	1,671	696	975	26,852	10,554	16,298
	R1	1,582	694	888	24,951	10,084	14,867
	R2	979	646	333	14,857	9,588	5,269
本山公民館	30	1,532	611	921	21,383	6,936	14,447
	R1	1,479	581	898	19,588	6,672	12,916
	R2	1,010	422	588	10,810	4,326	6,484
厚狭公民館	30	3,395	951	2,444	44,877	12,103	32,774
	R1	3,068	896	2,172	42,579	10,906	31,673
	R2	2,291	543	1,748	22,422	4,301	18,121
厚陽公民館	30	1,016	153	863	11,088	1,243	9,845
	R1	935	122	813	10,798	1,391	9,407
	R2	748	81	667	5,256	805	4,451
出合公民館	30	707	121	586	11,707	1,986	9,721
	R1	657	114	543	11,092	1,947	9,145
	R2	355	48	307	4,223	542	3,681
埴生公民館	30	1,288	170	1,118	12,065	1,030	11,035
	R1	1,097	164	933	10,471	904	9,567
	R2	672	96	576	5,956	498	5,458
津布田会館	30	516	120	396	5,357	710	4,647
	R1	377	131	246	4,244	742	3,502
	R2	408	95	313	3,353	515	2,838
中央図書館	30	-	-	-	132,766	919	131,847
	R1	-	-	-	120,067	754	119,313
	R2	-	-	-	78,814	721	78,093
厚狭図書館	30	-	-	-	41,561	-	41,561
	R1	-	-	-	39,844	-	39,844
	R2	-	-	-	27,000	-	27,000
きらら交流館	30	86,066	85,647	419	154,979	140,683	14,296
	R1	79,136	78,800	336	144,175	134,018	10,157
	R2	43,026	42,888	138	73,649	70,736	2,913
青年の家	30	1,225	644	581	17,848	5,968	11,880
	R1	1,423	661	762	22,341	5,439	16,902
	R2	974	584	390	12,114	5,024	7,090
歴史民俗資料館	30	-	-	-	4,729	0	4,729
	R1	-	-	-	3,872	0	3,872
	R2	-	-	-	4,695	0	4,695

19 きらら交流館の収支状況（5年間）

	年度	収入	支出
きらら交流館	H28	123,964,734	122,590,788
	H29	122,321,340	122,146,877
	H30	121,511,808	121,343,125
	R1	119,672,305	122,044,035
	R2	81,453,860	89,895,514

委員会審査参考資料（その他関係資料）

19 きららガラス未来館の収支状況（5年間）

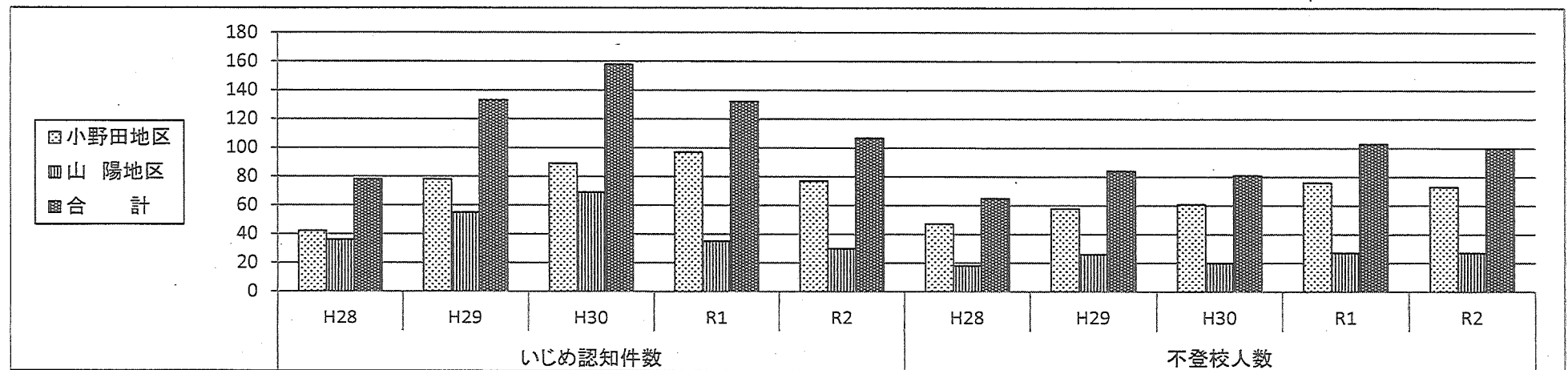
（単位：円）

	年度	収入	支出
きららガラス未来館	28	34,506,149	34,526,219
	29	34,590,410	34,579,787
	30	34,686,985	34,671,291
	R1	37,639,105	38,024,658
	R2	35,236,271	35,316,576

20. いじめ認知件数及び不登校人数（小野田地区・山陽地区毎）推移

地区・校種	いじめ認知件数					不登校人数				
	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
小野田地区小学校	17	25	48	61	54	7	11	10	19	18
小野田地区中学校	25	53	41	36	23	40	47	51	57	55
山 陽地区小学校	16	19	30	18	16	1	6	6	7	8
山 陽地区中学校	20	36	39	17	14	17	20	14	20	19
合 計	78	133	158	132	107	65	84	81	103	100

	いじめ認知件数					不登校人数				
	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
小野田地区	42	78	89	97	77	47	58	61	76	73
山 陽地区	36	55	69	35	30	18	26	20	27	27
合 計	78	133	158	132	107	65	84	81	103	100



21. 令和2年度 工事種別落札金額、予定価格及び落札率（指名入札分）（税込金額）

工事種別	区分	市内業者	市外業者	計	備考
土木工事	件数	38 件	0 件	38 件	
	落札金額	705, 094, 500 円	0 円	705, 094, 500 円	
	予定価格	798, 140, 200 円	0 円	798, 140, 200 円	
	落札率	88.3 %	0 %	88.3 %	
建築工事	件数	5 件	0 件	5 件	
	落札金額	945, 745, 900 円	0 円	945, 745, 900 円	
	予定価格	1, 004, 322, 000 円	0 円	1, 004, 322, 000 円	
	落札率	94.2 %	0 %	94.2 %	
電気工事	件数	7 件	5 件	12 件	
	落札金額	198, 858, 000 円	366, 465, 000 円	565, 323, 000 円	
	予定価格	219, 545, 700 円	376, 693, 900 円	596, 239, 600 円	
	落札率	90.6 %	97.3 %	94.8 %	
造園工事	件数	2 件	1 件	3 件	
	落札金額	8, 261, 000 円	3, 696, 000 円	11, 957, 000 円	
	予定価格	8, 314, 900 円	3, 726, 800 円	12, 041, 700 円	
	落札率	99.4 %	99.2 %	99.3 %	
管工事	件数	2 件	0 件	2 件	
	落札金額	7, 700, 000 円	0 円	7, 700, 000 円	
	予定価格	9, 057, 400 円	0 円	9, 057, 400 円	
	落札率	85.0 %	0 %	85.0 %	
その他	件数	20 件	3 件	23 件	防水工事、 解体工事、 機械器具設置工事、 他
	落札金額	197, 891, 884 円	46, 750, 000 円	244, 641, 884 円	
	予定価格	379, 105, 100 円	60, 244, 800 円	439, 349, 900 円	
	落札率	52.2 %	77.6 %	55.7 %	
合計	件数	74 件	9 件	83 件	
	落札金額	2, 063, 551, 284 円	416, 911, 000 円	2, 480, 462, 284 円	
	予定価格	2, 418, 485, 300 円	440, 665, 500 円	2, 859, 150, 800 円	
	落札率	85.3 %	94.6 %	86.8 %	

※R 2. 4. 1～R 3. 3. 31の指名競争入札執行分
※工事種別は、建設業法第2条の区分による
※落札率は、予定価格に対する比率

22 放課後子ども教室推進事業の利用実績（3年間）

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
厚狭小学校	277	300	157
厚陽小学校	400	270	93
埴生小学校	429	377	346
出合小学校	196	299	231
津布田小学校	212	258	130
合 計	1,514	1,504	957

23

◇家庭ごみ及び事業系ごみ取扱量(単位kg)

	可燃物	粗 大 可燃物	不燃物	粗 大 不燃物	混合ごみ	泥土	災害ごみ	空き缶	焼却灰
平成28 年 度	18,625,640	83,530	556,700	44,970	539,080	251,890	24,660	150,300	1,792,480
平成29 年 度	17,900,130	63,810	593,280	73,810	581,700	249,970	11,690	147,660	1,563,580
平成30 年 度	17,648,100	74,770	630,640	86,410	701,910	199,120	1,100	142,920	1,692,750
令和元年 年 度	17,671,020	35,380	576,710	133,210	800,060	182,480	1,710	143,880	1,606,340
令和2年 年 度	17,393,830	71,960	657,360	125,110	727,720	103,930	23,990	150,850	1,700,630

	下水道汚泥	びん	新聞	雑誌雑紙	ダ ン ボール	ペット ボトル	発泡トレイ	古着	合計
平成28 年 度	2,988,460	563,890	555,150	571,460	334,160	156,150	30,400	212,390	27,481,310
平成29 年 度	2,828,810	537,470	494,500	540,760	319,940	155,660	30,980	226,050	26,319,800
平成30 年 度	2,720,900	518,480	413,060	481,630	294,970	157,810	28,790	219,680	26,013,040
令和元年 年 度	3,039,750	496,280	371,960	467,880	268,480	154,680	19,020	209,520	26,178,360
令和2年 年 度	3,101,840	470,600	320,970	464,230	287,250	150,420	11,290	223,230	25,985,210

◇資源ごみごとの取扱量、売却額(5年間)

(単位 : 重量 kg、金額 円)

品目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年
新聞	重量	562,900	499,760	434,280	372,320	322,940
	金額	7,746,589	7,724,782	8,085,762	5,741,974	3,576,083
雑誌 雑紙	重量	618,210	565,450	519,220	501,800	494,770
	金額	6,921,241	6,461,486	5,267,675	4,332,184	2,487,271
段ボール	重量	376,970	349,980	330,190	315,390	302,250
	金額	4,626,782	4,346,746	4,563,973	3,095,331	1,055,256
アルミ	重量	79,480	85,990	78,850	80,450	90,740
	金額	9,727,298	12,783,980	12,164,514	10,283,101	9,750,365
スチール	重量	81,980	65,370	75,210	61,620	77,370
	金額	1,583,018	1,626,740	2,449,233	1,758,408	1,571,818
スクラップ	重量	184,600	209,420	243,700	216,620	261,080
	金額	3,511,845	4,468,307	6,536,319	4,191,273	1,959,434
非鉄 スクラップ	重量	22,398	19,350	24,950	28,840	28,430
	金額	2,239,398	2,158,681	2,829,550	2,418,812	1,667,594
発泡 スチロール	重量	19,556	21,217	23,543	20,860	9,500
	金額	780,734	805,358	1,261,377	1,304,591	306,437
ペットボトル	重量	145,130	148,850	156,750	154,280	146,350
	金額	5,457,219	5,545,596	2,826,346	4,013,397	3,637,835
紙パック	重量	4,613	1,650	2,990	1,130	2,830
	金額	29,891	10,692	19,375	7,322	18,678
無色 ガラスカレット	重量	190,560	181,540	181,440	164,960	78,092
	金額	123,478	117,636	117,568	76,839	47,625
茶色 ガラスカレット	重量	175,780	146,600	163,600	151,020	141,680
	金額	94,918	79,162	88,341	54,368	9,970
リターナブル ビン	本数	28,072	25,930	26,960	23,072	101,156
	金額	90,948	84,008	87,347	75,474	34,621
その他ビン	重量	74,020	50,930	55,900	61,310	51,450
年度別 合計重量		2,536,197	2,346,107	2,290,623	2,130,600	2,007,482
年度別 合計金額		42,933,359	46,213,174	46,297,380	37,353,074	26,122,987

5年間の障がい者サービス利用人数及び市の負担額

(金額:千円)

サービス・事業名	利用数の単位	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額
居宅介護(ホームヘルプ)	延べ日数	4,477	19,856	3,172	15,834	2,637	11,612	2,230	8,938	1,553	5,396
重度訪問介護	延べ日数	465	3,507	537	3,590	518	3,012	465	2,756	224	980
療養介護・療養介護医療	延べ日数	2,555	31,945	2,899	31,551	3,250	35,827	3,547	38,244	3,621	39,452
同行援護	延べ日数	248	1,976	238	1,997	242	1,900	315	2,847	350	2,460
短期入所(ショートステイ)	延べ日数	852	6,935	636	6,470	737	7,255	687	5,806	598	5,122
生活介護	延べ日数	34,837	342,828	34,077	350,007	34,303	361,141	35,771	361,902	36,093	384,521
施設入所支援	延べ日数	28,908	120,505	29,316	118,876	29,030	123,216	29,691	121,321	27,812	123,588
共同生活援助(グループホーム)	延べ日数	17,322	61,548	19,106	67,824	19,210	63,637	19,490	68,613	21,514	83,982
宿泊型自立訓練	延べ日数	1,006	3,818	1,780	6,950	1,280	4,878	1,390	5,548	1,180	4,460
自立訓練(生活訓練)	延べ日数	803	5,523	1,196	8,519	1,015	7,227	1,088	8,125	757	5,846
就労移行支援	延べ日数	6,992	51,010	5,846	37,243	3,437	24,900	2,707	24,086	3,318	25,879
就労継続支援(A型)	延べ日数	4,521	24,939	5,858	34,503	4,920	30,202	4,867	30,402	4,676	30,669
就労継続支援(B型)	延べ日数	34,601	208,190	36,514	239,928	37,601	247,347	37,221	259,992	38,217	265,070
就労定着支援	延べ件数					12	297	44	1,300	77	2,409
児童発達支援	延べ日数	1,601	16,482	6,350	47,337	6,104	47,442	6,312	51,182	6,843	69,682
放課後等デイサービス	延べ日数	8,589	67,101	10,588	103,555	12,390	122,691	16,421	169,541	17,025	187,056
保育所等訪問支援	延べ日数	2	20	2	32	2	22	0	0	2	38
補装具給付	延べ件数	127	11,794	116	10,220	127	13,934	119	11,412	127	10,690
更生医療給付	レセプト件数	3,306	116,179	3,563	128,826	3,704	97,280	3,801	99,915	3,766	83,355
育成医療給付	レセプト件数	90	1,804	94	1,402	123	7,205	113	1,875	91	1,046
日中一時支援	延べ日数	5,719	17,401	5,808	13,765	6,133	13,542	6,257	12,686	5,777	10,605
移動支援	延べ時間	612	1,454	726	1,747	552	1,311	374	836	77	172
自動車改造等助成(改造・免許)	延べ件数	4	323	2	200	2	195	5	500	3	300
住宅改修費助成	延べ件数	3	540	2	81	1	200	1	180	2	326
日常生活用具給付	延べ件数	1,281	12,667	1,357	12,064	1,377	12,633	1,457	13,670	1,444	13,411
重度心身障害者福祉医療助成	延べ件数	60,302	316,985	60,068	309,355	58,494	297,809	58,026	303,211	55,725	290,965
福祉タクシー助成	交付冊数	1,622	27,122	1,788	26,047	1,592	24,351	1,487	22,936	1,465	21,519

成人検診、がん検診実施状況（5年間）

（全年齢）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
胃がん	対象者数	32,211	32,102	32,106	31,983	31,908
	受診者数	2,393	1,898	2,102	1,842	1,661
	受診率	8.7	13.4	12.5	12.3	11.0
大腸がん	対象者数	40,476	40,384	40,345	40,124	39,948
	受診者数	3,739	3,676	3,445	3,593	3,138
	受診率	9.2	9.1	8.5	9.0	7.9
肺がん	対象者数	40,476	40,384	40,345	40,124	39,948
	受診者数	6,420	6,274	6,173	6,377	5,555
	受診率	15.9	15.5	15.3	15.9	13.9
子宮がん	対象者数	28,214	27,982	27,738	27,402	27,106
	受診者数	1,179	1,206	1,040	1,215	927
	受診率	8.7	8.5	8.1	8.2	7.9
乳がん	対象者数	22,246	22,145	22,110	21,983	21,850
	受診者数	963	939	851	991	751
	受診率	9.8	8.6	8.1	8.4	8.0
前立腺がん	対象者数	9,318	8,739	8,511	8,213	7,970
	受診者数	504	522	494	496	381
	受診率	5.4	6.0	5.8	6.0	4.8
結核	受診者数	5,486	5,377	5,248	5,410	4,784
	受診率	34.3	33.7	32.9	33.9	29.9
健康診査	受診者数	12	10	5	8	11
若者健康診査	受診者数	(50)	(71)	(35)	(45)	50

※がん検診の種類によって受診率の算定方法が異なっております。

※若者健康診査の平成28年度～令和元年度までは女性の健康診査の受診者数です。

議会資料恵与

その他関係資料

27 生活保護の相談件数、申請件数、却下件数(過去5年 H28～R2年度)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
相談件数	175	124	123	85	113
申請件数	67	58	60	47	42
却下件数	6	5	2	3	3

児童虐待相談件数、保護件数、保護人数

年 度	相談件数	保護件数	保護人数
平成28年度	17件	1件	1人
平成29年度	4件	3件	3人
平成30年度	25件	4件	8人
令和元年度	24件	3件	6人
令和2年度	31件	3件	3人
合 計	101件	14件	21人

29 児童クラブ別申込数、利用人数、定員

クラブ名	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
本山	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	54	39	50	59	55
	延べ利用者数	7,862	7,327	8,471	8,226	6,975
	平均利用人数	27.3	25.4	30.0	28.7	24.7
赤崎	定員	46	46	46	46	86
	申込者数	72	66	92	81	77
	延べ利用者数	11,124	11,379	14,055	11,472	9,899
	平均利用人数	38.6	39.4	49.7	40.1	34.2
須恵	定員	50	50	50	50	120
	申込者数	99	118	125	111	121
	延べ利用者数	13,490	16,105	16,547	16,805	18,519
	平均利用人数	46.8	55.9	58.6	58.8	63.9
小野田	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	62	71	70	68	57
	延べ利用者数	9,002	10,530	9,681	8,255	7,245
	平均利用人数	31.2	36.5	34.2	28.9	25.2
高泊	定員	40	40	40	40	80
	申込者数	67	60	70	79	79
	延べ利用者数	11,608	9,432	11,014	11,517	9,819
	平均利用人数	40.3	32.7	39.0	40.3	34.8
高千帆	定員	50	50	50	50	120
	申込者数	115	130	131	152	151
	延べ利用者数	13,465	15,719	16,205	19,751	17,658
	平均利用人数	46.7	54.5	56.9	69.0	62.4
有帆	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	43	46	44	43	45
	延べ利用者数	6,605	6,877	6,123	6,270	4,921
	平均利用人数	22.9	23.8	21.7	21.9	18.0
厚狭	定員	80	80	80	80	80
	申込者数	144	148	94	97	96
	延べ利用者数	15,445	16,883	11,918	12,958	12,212
	平均利用人数	53.6	58.6	42.1	45.3	42.7
出合	定員	30	30	30	30	60
	申込者数	40	40	48	54	68
	延べ利用者数	4,032	4,705	5,647	6,198	8,652
	平均利用人数	14.0	16.3	20.0	21.7	30.2
厚陽	定員	30	30	30	30	30
	申込者数	18	21	18	24	21
	延べ利用者数	2,658	3,397	1,969	3,113	2,398
	平均利用人数	9.2	11.8	7.0	10.9	8.6
埴生	定員	30	30	30	30	40
	申込者数	44	47	42	49	51
	延べ利用者数	4,769	4,493	4,532	4,167	4,283
	平均利用人数	17.0	15.6	16.1	14.5	14.9
津布田	定員	20	20	20	20	20
	申込者数	13	16	10	14	13
	延べ利用者数	1,979	1,579	1,599	2,010	1,317
	平均利用人数	6.9	5.5	5.7	7.0	6.3
第二厚狭	定員			40	40	40
	申込者数			47	44	48
	延べ利用者数			6,401	6,436	5,647
	平均利用人数			22.7	22.5	19.7
合計	定員	496	496	536	536	796
	申込者数	769	802	841	875	882
	延べ利用者数	102,039	108,426	114,162	117,178	109,545
	平均利用人数	354.5	378.0	403.7	409.6	385.6

30 令和2年度保育所保育料及び階層ごとの人数

(円、人)

各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		標準時間						短時間					
		保育料			R3.3.31現在 人数			保育料			R3.3.31現在 人数		
階層 区分	定 義	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0
Ba	A階層を除き市民税非課税世帯 〔ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯〕	0	0	0	25	22	36	0	0	0	0	1	0
Bb	A階層およびBa階層を除き 市町村民税非課税世帯	0	0	0	17	10	14	0	0	0	2	1	2
Ca	市民税所得割非課税(均等割のみ課税) 〔ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯〕	6,500	0	0	3	1	2	6,400	0	0	0	0	0
Cb	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	14,000	0	0	10	4	11	13,800	0	0	2	1	4
D1a	所得割課税額48,600円未満 〔ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯〕	7,400	0	0	5	11	20	7,200	0	0	0	0	0
D1b	所得割課税額 48,600円未満	19,400	0	0	23	4	13	19,200	0	0	2	3	6
D2a	所得割課税額60,000円未満 〔ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯〕	8,300	0	0	2	2	1	8,100	0	0	0	0	1
D2b	所得割課税額 60,000円未満	23,000	0	0	23	6	10	22,600	0	0	3	0	2
D3a	所得割課税額77,101円未満 〔ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯〕	9,000	0	0	5	0	5	8,800	0	0	0	0	0
D3b	所得割課税額 77,101円未満	25,500	0	0	32	9	23	25,100	0	0	1	1	2
D4	所得割課税額 97,000円未満	30,000	0	0	58	22	32	29,600	0	0	5	0	9
D5	所得割課税額 116,000円未満	32,000	0	0	59	17	48	31,500	0	0	1	2	2
D6	所得割課税額 139,000円未満	39,000	0	0	79	28	47	38,400	0	0	6	5	6
D7	所得割課税額 169,000円未満	44,500	0	0	85	29	58	43,900	0	0	5	3	2
D8	所得割課税額 211,200円未満	46,500	0	0	69	26	74	45,800	0	0	10	2	5
D9	所得割課税額 229,000円未満	54,600	0	0	20	7	18	53,700	0	0	0	1	1
D10	所得割課税額 301,000円未満	56,200	0	0	33	24	61	55,300	0	0	8	3	5
D11	所得割課税額 397,000円未満	61,000	0	0	12	5	33	60,000	0	0	0	1	1
D12	所得割課税額 397,000円以上	80,000	0	0	3	6	18	78,700	0	0	0	0	1
合 計					564	233	527				45	24	49

※第2子以降は、条件により減免あり

31 5年間の校区别寝たきり老人数、緊急通報利用者数

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報
有 帆 校 区	9		2		2		3			
高 千 帆 校 区	9		8		6		5			
高 泊 校 区	6		5		2		3			
小 野 田 校 区	3		5		3		2			
須 恵 校 区	7		5		3		2			
赤 崎 校 区	4		4		2		4			
本 山 校 区	0		0		1		0			
厚 狭 校 区	9		10		6		7			
出 合 校 区	6		2		0		0			
厚 陽 校 区	5		2		1		2			
埴 生 校 区	0		1		1		2			
津 布 田 校 区	2		2		1		0			
計	60	266	46	297	28	329	30	326	-	338

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により高齢者実態調査を中止したため、寝たきり老人数は把握していません。

32 5年間の高齢者福祉サービスごとの利用者数、金額(各年度3月末現在)

(金額:千円)

	利用者数 の単位	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額
住宅改修支援事業	延べ人数	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	延べ人数	1	7	7	967	7	886	6	884	4	451
介護保険低所得者利用者負担軽減助成金	延べ人数	48	110	5	21	4	9	0	0	2	6
介護保険低所得者利用者負担対策措置費	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無年金者特別給付事業	実人数	3	330	2	240	2	240	2	240	2	240
寝たきり高齢者等見舞金	実人数	49	980	-	-	0	0	0	0	0	0
軽度生活援助(生活支援型ホームヘルプサービス)事業	延べ人数	802	1,462	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問型サービス【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	-	-	859	10,643	1,529	18,923	1,470	18,322	1,471	18,664
通所型サービス【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	-	-	1,679	36,234	4,298	88,855	4,701	101,840	4,894	109,814
通所型サービス委託料(いきいき型)【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	-	-	3,818	10,298	-	-	-	-	-	-
介護予防型デイサービス事業【一般介護予防事業】	延べ人数	6,787	20,361	1,716	4,655	-	-	-	-	-	-
緊急時短期入所サービス(ショートステイ)事業	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活管理短期入所事業	延べ人数	20	73	20	73	24	95	49	193	37	146
寝具乾燥事業	延べ人数	86	453	76	362	60	237	60	300	64	297
入浴サービス事業	延べ人数	40	319	45	359	51	292	54	310	52	299
高齢者実態把握事業	延べ人数	2,393	6,462	2,173	5,957	2,093	5,652	1,850	4,995	1,785	4,820
配食サービス事業【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	-	-	5,323	2,462	-	-	-	-	-	-
配食サービス事業【任意事業】	延べ人数	9,673	4,548	2,820	1,311	-	-	-	-	-	-
紙おむつ助成事業	延べ人数	799	4,542	700	4,063	512	2,982	503	2,924	471	2,153
安心相談ナースホン事業	実人数	266	4,748	297	3,872	329	4,396	326	4,412	338	4,303
福祉電話	実人数	28	619	26	578	27	559	29	614	27	613

※ 平成29年度から総合事業開始に伴い、軽度生活援助(生活支援型ホームヘルプサービス)事業を廃止し、訪問型サービス(介護・予防生活支援サービス事業)及び通所型サービス(介護・予防生活支援サービス事業)を開始。また、総合事業対象者の介護予防型デイサービス事業利用者は、通所型サービス事業(いきいき型)へ、配食サービス事業(任意事業)利用者は配食サービス事業(介護予防・生活支援サービス事業)にそれぞれ変更となった。

寝たきり高齢者等見舞金は、平成29年度に廃止し、平成30年度から内容を変えて実施。

ファミリーサポートセンターの利用実績

利用件数

年度	利用件数
平成28年度	872件
平成29年度	1,261件
平成30年度	610件
令和元年度	624件
令和2年度	465件

会員数

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	合計
平成28年度	272人	43人	28人	343人
平成29年度	279人	44人	30人	353人
平成30年度	286人	42人	29人	357人
令和元年度	280人	36人	34人	350人
令和2年度	300人	40人	36人	376人

DV相談件数（市民活動推進課）

年 度	件 数
R2	42
R1	39
H30	43
H29	41
H28	54

山陽小野田市中央福祉センターの管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市中央福祉センター（以下「福祉センター」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市福祉センター条例（平成17年山陽小野田市条例第104号。以下「条例」という。）第12条の規定により指定管理者に指定された乙が行う福祉センターの管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第13条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- 
- (1) 福祉センターの使用の許可に関する業務
 - (2) 福祉センターの維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、福祉センターが円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
令和3年度	金12,159,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除いた額)
令和4年度	金12,159,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除いた額)
令和5年度	金12,159,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※当該消費税及び地方消費税相当額は、当該指定管理料の請求のときに加算する。

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等の提出)

第9条 乙は、各年度の2月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画については当該年度開始後速やかに提出するものとする。

(1) 管理運営の体制

(2) 管理運営に要する経費の総額及び内訳

(3) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、管理業務の運営状況について甲の指定する様式により、毎月終了後20日以内に甲に報告しなければならない。

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 各施設の利用状況

(3) 管理経費の収支決算

(4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、乙が福祉センターの指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」とあるのは「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理運営業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理の業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。）について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(福祉センターの使用)

第18条 乙は、管理物件を除く福祉センターの施設、設備及び物品を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

(重要事項の変更の届出)

第19条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第20条 乙は、福祉センターの管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第21条 福祉センターの業務管理に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第22条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

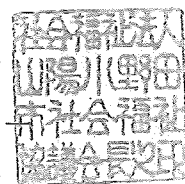
甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

乙 山陽小野田市千代町一丁目2番28号

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

会 長 森 田 純



別記 1（第 2 条関係）

管理業務仕様書

管理業務の範囲

- (1) 福祉センター使用申請の受付、使用料の徴収
- (2) 福祉センター内外の掃除
- (3) 浴室使用日における浴室の準備及び浴槽の湯加減の調節
- (4) 娯楽のための会館利用者に対する湯茶の準備
- (5) 火災予防及び盗難防止並びに災害発生時における会館利用者の避難誘導及び関係機関への通報
- (6) その他センター管理に関する事項
施設及び備品の管理、電話の受付、緊急用連絡、消灯確認、戸締まり、文書の收受他

業務の時間

毎週（日、月、火、木、金、土曜日） 8：30～22：00

ただし、祝日、水曜日が祝日の場合翌日、8月15日、12月29日から1月3日までは除く。

掃除業務の基準は、概ね次のとおりとする。

- (1) 毎日実施するところ：玄関ホール、各室、便所、風呂（開設日）
- (2) 週 1 回以上実施するところ：倉庫、駐車場、前庭
- (3) 月 1 回以上実施するところ：窓ガラス拭き

別記2（第8条関係）

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定 管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望、苦情への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
事業の中止・変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など（予算案の不承認、政策変更等）	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など（不可抗力を除く）		○
業務内容の変更	市の指示による業務内容の変更によるもの	○	
	上記以外の要因による業務内容の変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由		○

施設・設備の損傷	経年劣化によるもので、1件500千円未満のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第3者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（1件500千円未満のもの）		○
	第3者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
維持管理費	市の指示による維持管理費の増大	○	
	市の指示以外の要因による維持管理費の増大		○
許認可	事業実施にあたり市が取得すべき許認可の遅延・失効など	○	
	事業実施にあたり指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 ※ただし、市が加入する「全国市長会市民総合賠償保険」の保険給付対象となる場合あり		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
利用者数の変動	利用者の変動による収入の変動		○
事業評価	事業内容が市の要求する水準に達しない		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記3（第16条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

（再委託の禁止）

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

（目的外収集・利用の禁止）

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

（適正管理）

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報

の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

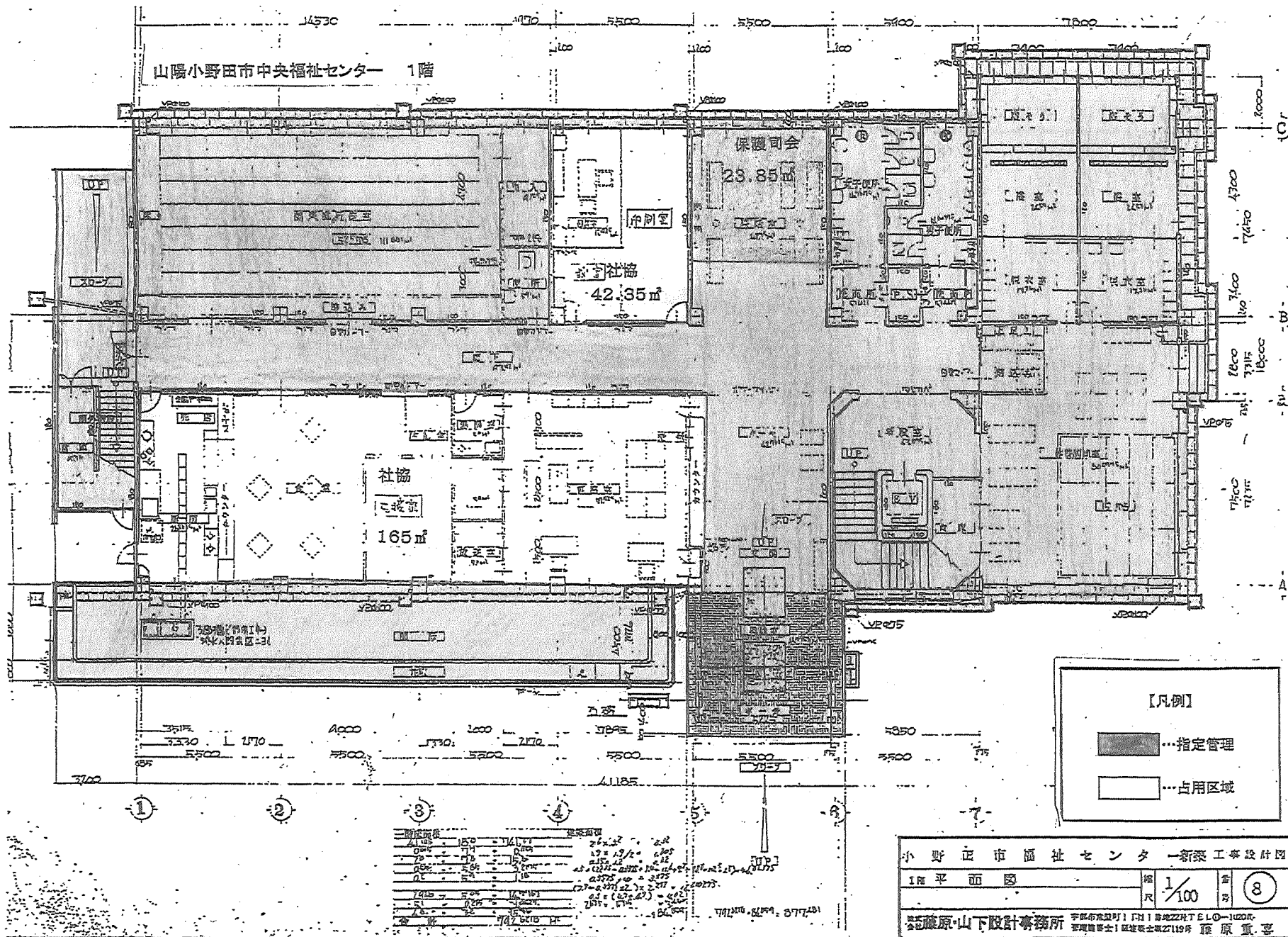
第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

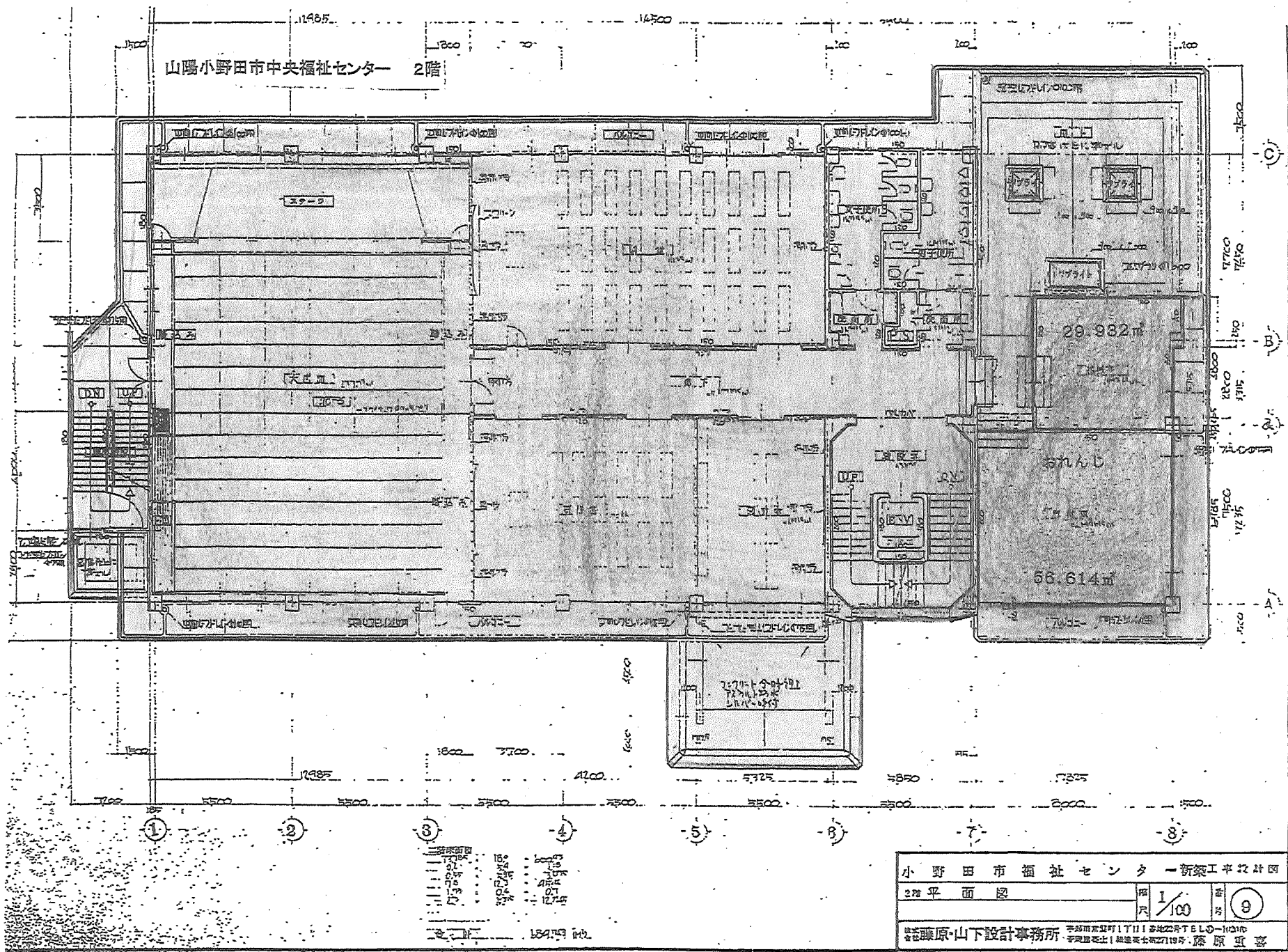
(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

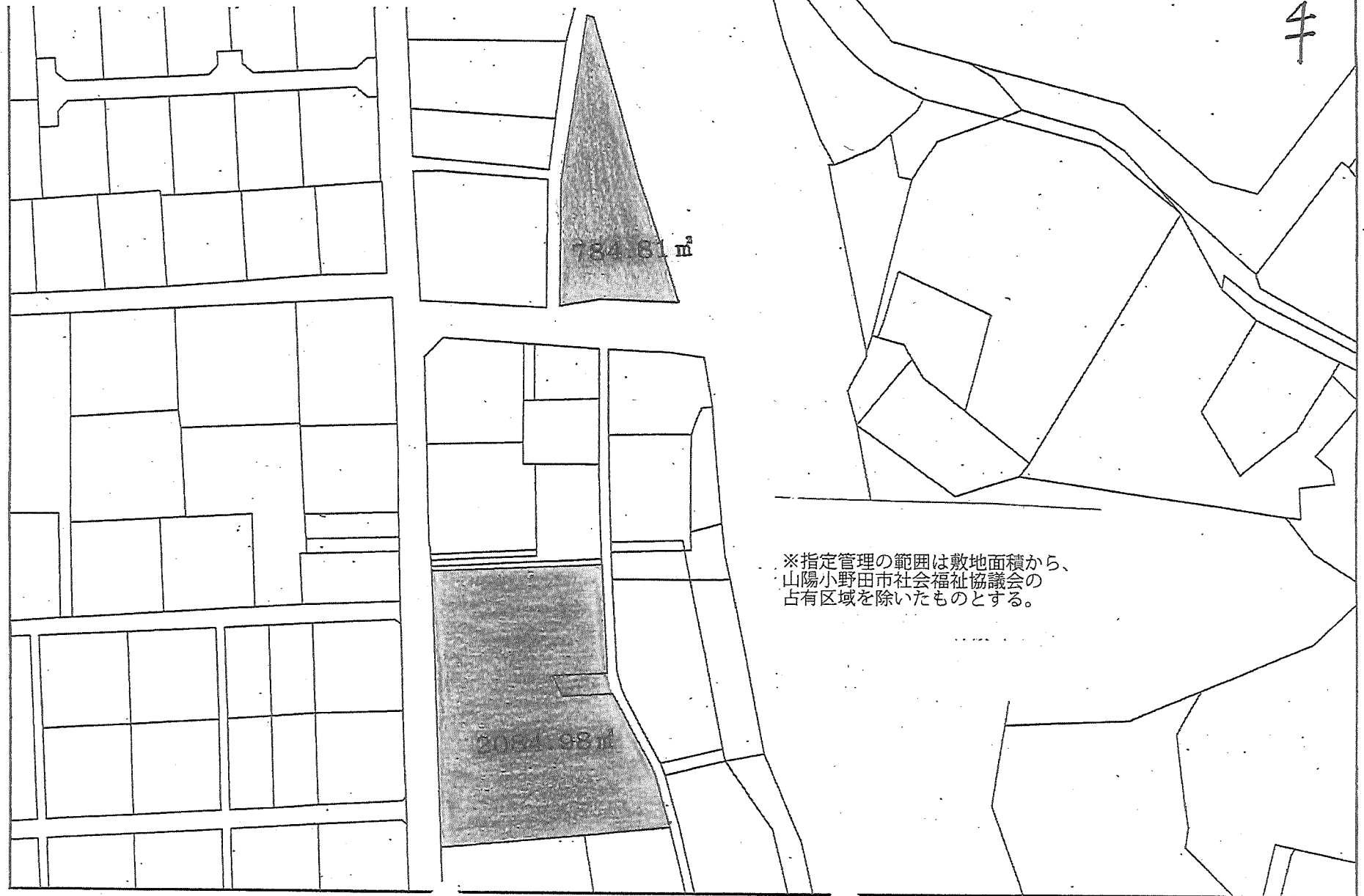
第10 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。



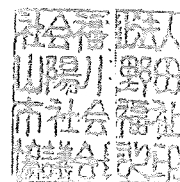


山陽小野田市中心福祉センター敷地

総敷地面積2869.79㎡



1/1000



山陽小野田市中央福祉センターの理運営に関する協定書の一部を
変更する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、令和３年４月１日付けで締結した山陽小野田市中央福祉センターの管理運営に関する協定第８条に規定するリスク分担表を次のように改める。

別記2（第8条関係）

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定 管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望、苦情への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
事業の中止・変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など（予算案の不承認、政策変更等）	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など（不可抗力※を除く）		○
業務内容の変更	市の指示による業務内容の変更によるもの	○	
	上記以外の要因による業務内容の変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由		○

施設・設備の損傷	経年劣化によるもので、1件500千円未満のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第3者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（1件500千円未満のもの）		○
	第3者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
維持管理費	市の指示による維持管理費の増大	○	
	市の指示以外の要因による維持管理費の増大		○
許認可	事業実施にあたり市が取得すべき許認可の遅延・失効など	○	
	事業実施にあたり指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 ※ただし、市が加入する「全国市長会市民総合賠償保険」の保険給付対象となる場合あり		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
運営リスク	不可抗力※に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
	大幅な利用者数の減少に伴う収入の減少（不可抗力※を含む）	両者の協議により経費及び損害額を算定し、負担割合を定める。	
利用者数の変動	利用者の変動による収入の変動（不可抗力※を含む大幅な利用者数の減少に伴う収入の減少以外のとき）		○
事業評価	事業内容が市の要求する水準に達しない		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※不可抗力…暴風、豪雨、洪水、地震、地盤沈下、暴動、感染症の蔓延等、市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象

この協定による変更後の山陽小野田市中心福祉センターの管理運営に関する協定第8条に規定するリスク分担表は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年（2021年）4月26日

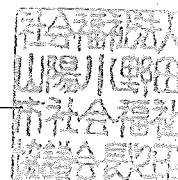
甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

乙 山陽小野田市千代町一丁目2番28号

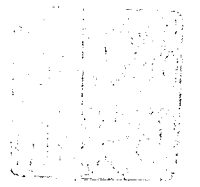
社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

会 長 森 田 純



により
額を
割合

蔓延
的又



山陽小野田市本山児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市本山児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （2）児童館の維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,405,000円
平成29年度	金6,524,000円
平成30年度	金6,524,000円
平成31年度	金6,524,000円
平成32年度	金6,524,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

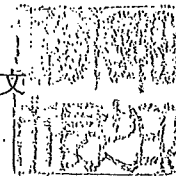
(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

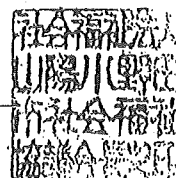
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通じ、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担保

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用 者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運営業務の継続に 支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なく された場合の経費及びその後の維持管理経費にお ける当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、 争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責に も帰することができない自然的又は人為的な現象）に 伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業 履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りに よるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって 生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によっ て生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市赤崎児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市赤崎児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （2）児童館の維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを行ない、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,324,000円
平成29年度	金6,441,000円
平成30年度	金6,441,000円
平成31年度	金6,441,000円
平成32年度	金6,441,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があつたときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

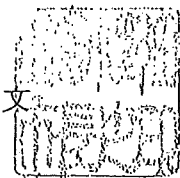
(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

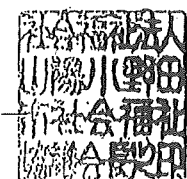
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用 者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的理 由 に よる事業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に 支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なく された場合の経費及びその後の維持管理経費にお ける当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、 争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責に も帰すことができない自然的又は人為的な現象）に 伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業 履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りに よるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって 生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によっ て生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市須恵児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市須恵児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （2）児童館の維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があつた場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,460,000円
平成29年度	金6,580,000円
平成30年度	金6,580,000円
平成31年度	金6,580,000円
平成32年度	金6,580,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2. 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

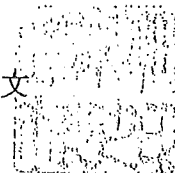
(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

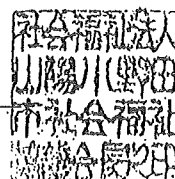
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用 者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法 令 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に 支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なく された場合の経費及びその後の維持管理経費にお ける当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、 争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責に も帰することができない自然的又は人為的な現象）に 伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業 履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りに よるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって 生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によっ て生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市小野田児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市小野田児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （2）児童館の維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,511,000円
平成29年度	金6,631,000円
平成30年度	金6,631,000円
平成31年度	金6,631,000円
平成32年度	金6,631,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

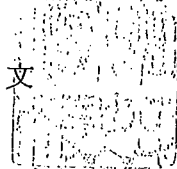
(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用 者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法 令 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に 支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なく された場合の経費及びその後の維持管理経費にお ける当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、 争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責に も帰することができない自然的又は人為的な現象）に 伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業 履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りに よるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって 生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によっ て生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市高泊児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市高泊児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （2）児童館の維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,454,000円
平成29年度	金6,573,000円
平成30年度	金6,573,000円
平成31年度	金6,573,000円
平成32年度	金6,573,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開
条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は
特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定するこ
とができる。

(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない
事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よる 事 業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力、	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市高千帆児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市高千帆児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （2）児童館の維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを行ない、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,114,000円
平成29年度	金6,228,000円
平成30年度	金6,228,000円
平成31年度	金6,228,000円
平成32年度	金6,228,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

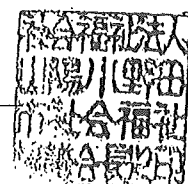
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対 応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用 者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法 令 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に 支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なく された場合の経費及びその後の維持管理経費にお ける当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、 争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責に も帰することができない自然的又は人為的な現象）に 伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業 履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りに よるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって 生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によっ て生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市有帆児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市有帆児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （2）児童館の維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,362,000円
平成29年度	金6,480,000円
平成30年度	金6,480,000円
平成31年度	金6,480,000円
平成32年度	金6,480,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

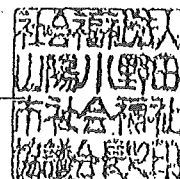
第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	入件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用 者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法 令 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に 支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なく された場合の経費及びその後の維持管理経費にお ける当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、 争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責に も帰すことができない自然的又は人為的な現象）に 伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業 履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りに よるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって 生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によっ て生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市本山児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,405,000円
平成29年度	金6,524,000円
平成30年度	金6,524,000円
平成31年度	金6,524,000円
平成32年度	金6,524,000円

」を

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,405,000円
平成29年度	金6,405,000円
平成30年度	金6,405,000円
平成31年度	金6,464,000円
平成32年度	金6,524,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市赤崎児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,324,000円
平成29年度	金6,441,000円
平成30年度	金6,441,000円
平成31年度	金6,441,000円
平成32年度	金6,441,000円

」を

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,324,000円
平成29年度	金6,324,000円
平成30年度	金6,324,000円
平成31年度	金6,383,000円
平成32年度	金6,441,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市須恵児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,460,000円
平成29年度	金6,580,000円
平成30年度	金6,580,000円
平成31年度	金6,580,000円
平成32年度	金6,580,000円

」を

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,460,000円
平成29年度	金6,460,000円
平成30年度	金6,460,000円
平成31年度	金6,520,000円
平成32年度	金6,580,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

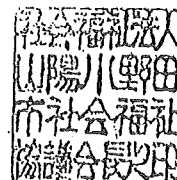
甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市小野田児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,511,000円
平成29年度	金6,631,000円
平成30年度	金6,631,000円
平成31年度	金6,631,000円
平成32年度	金6,631,000円

」を

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,511,000円
平成29年度	金6,511,000円
平成30年度	金6,511,000円
平成31年度	金6,571,000円
平成32年度	金6,631,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

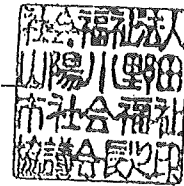
甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市高泊児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,454,000円
平成29年度	金6,573,000円
平成30年度	金6,573,000円
平成31年度	金6,573,000円
平成32年度	金6,573,000円

」を

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,454,000円
平成29年度	金6,454,000円
平成30年度	金6,454,000円
平成31年度	金6,513,000円
平成32年度	金6,573,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

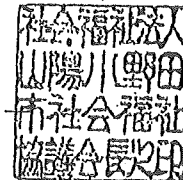
甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市高千帆児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,114,000円
平成29年度	金6,228,000円
平成30年度	金6,228,000円
平成31年度	金6,228,000円
平成32年度	金6,228,000円

」を

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,114,000円
平成29年度	金6,114,000円
平成30年度	金6,114,000円
平成31年度	金6,171,000円
平成32年度	金6,228,000円

」と

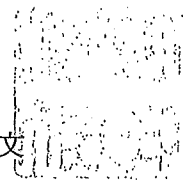
する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市

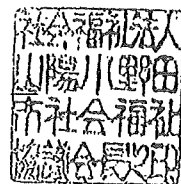
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市有帆児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,362,000円
平成29年度	金6,480,000円
平成30年度	金6,480,000円
平成31年度	金6,480,000円
平成32年度	金6,480,000円

」を

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,362,000円
平成29年度	金6,362,000円
平成30年度	金6,362,000円
平成31年度	金6,421,000円
平成32年度	金6,480,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



収入印紙	第 1 回業務委託変更契約書
件 名	令和 2 年度児童クラブ保育業務委託
場 所	各児童クラブ
完 了 期 限	変更前 変更後
変更金額	既定委託代金額を 92,692,000 円を 88,150,217 円とし 4,541,783 円 減額 する (うち消費税及び地方消費税の額 円)
契約保証金	免 除
仕様変更	なし
変更業務内容	開所日数減による減額、小学校の長期休業期間中に授業を行ったことにより開所時間が減になったことに伴う人件費の減による減額等
その他事項	
令和2年4月1日 に締結した委託契約は、上記内容の変更によって、契約の一部を変更する契約を締結する。 この契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を原契約書とともに保有する。 令和 3 年 3 月 31 日 甲 山陽小野田市 山陽小野田市長 藤 田 剛 所在地 山陽小野田市千代田番 28 号 乙 氏名・名称 社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会 及び代表者 会長 森 田 純	

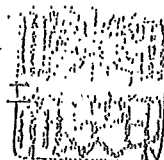
収入印紙	第1回業務委託変更契約書	
件名	令和2年度児童クラブ保育業務委託	
場所	第二厚狹児童クラブ	
完了期限	変更前 変更後	
変更金額	既定委託代金額を 8,106,000 円を 8,402,600 円とし 296,600 円 増額 する (うち消費税及び地方消費税の額 円)	
契約保証金	免除	
仕様変更	なし	
変更業務内容	小学校臨時休業期間中の平日において午前中から開所するための人件費の増による増額等	
その他事項		

令和2年4月1日に締結した委託契約は、上記内容の変更によって、契約の一部を変更する契約を締結する。
この契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を原契約書とともに保有する。

令和3年3月31日

甲

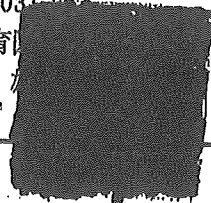
山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田剛



乙

所在地
氏名・名称
及び代表者

山陽小野田市大字厚狹1031
社会福祉法人 真珠保育
理事長 有馬 瑠



R2年度児童クラブ委託料 精算

・ 社会福祉協議会委託分

基本額内訳															
	R2 人数 (月平均)	開所日 数	開所日数 加算対象日	長時間 加算	人数区分	基本額	基本額	減算	開所日数加 算	長時間加算	補助基本額	決算額	委託料額		
1 本山児童クラブ	43	282	32	2H	36以上	4,035,000	4,035,000	0	576,000	352,000	4,963,000				
2 赤崎児童クラブ①	31	289	39	2H	20～35	3,925,000	4,035,000	110,000	36人 - 31人 × 22,000	702,000	4,979,000				
3 赤崎児童クラブ②	31	289	39	2H	20～35	3,925,000	4,035,000	110,000	36人 - 31人 × 22,000	702,000	4,979,000				
4 須恵児童クラブ①	35	289	39	2H	20～35	4,013,000	4,035,000	22,000	36人 - 35人 × 22,000	702,000	5,067,000				
5 須恵児童クラブ②	35	289	39	2H	20～35	4,013,000	4,035,000	22,000	36人 - 35人 × 22,000	702,000	5,067,000				
6 須恵児童クラブ③	35	289	39	2H	20～35	4,013,000	4,035,000	22,000	36人 - 35人 × 22,000	702,000	5,067,000				
7 小野田児童クラブ	47	287	37	2H	36以上	4,035,000	4,035,000	0	666,000	352,000	5,053,000				
8 高泊児童クラブ①	30	282	32	2H	20～35	3,903,000	4,035,000	132,000	36人 - 30人 × 22,000	576,000	4,831,000				
9 高泊児童クラブ②	30	282	32	2H	20～35	3,903,000	4,035,000	132,000	36人 - 30人 × 22,000	576,000	4,831,000				
10 高千帆児童クラブ①	39	282	32	2H	36以上	4,035,000	4,035,000	0	576,000	352,000	4,963,000				
11 高千帆児童クラブ②	39	282	32	2H	36以上	4,035,000	4,035,000	0	576,000	352,000	4,963,000				
12 高千帆児童クラブ③	39	282	32	2H	36以上	4,035,000	4,035,000	0	576,000	352,000	4,963,000				
13 有帆児童クラブ	31	274	24	2H	20～35	3,925,000	4,035,000	110,000	36人 - 31人 × 22,000	432,000	4,709,000				
14 厚狭児童クラブ①	39	285	35	2H	36以上	4,035,000	4,035,000	0	630,000	352,000	5,017,000				
15 厚狭児童クラブ②	39	285	35	2H	36以上	4,035,000	4,035,000	0	630,000	352,000	5,017,000				
16 厚陽児童クラブ	17	278	28	2H	1～19	3,987,000	4,035,000	48,000	19人 - 17人 × 24,000	504,000	4,843,000				
17 出合児童クラブ	55	286	36	2H	36以上	4,035,000	4,035,000	0	648,000	352,000	5,035,000				
18 埴生児童クラブ	31	288	38	2H	20～35	3,925,000	4,035,000	110,000	36人 - 31人 × 22,000	684,000	4,961,000				
19 津布田児童クラブ	9	210	40	2H	1～19	1,512,000	1,512,000	0	0	0	1,512,000				
合計	655					73,324,000	74,142,000	818,000	11,160,000	6,336,000	90,820,000	86,938,117	86,938,117		

① ② ③:①と②の低い方

コロナ休業に伴う追加経費	62,192
	34,492
	34,492
	74,268
	74,268
	74,268
	73,484
	46,370
	46,370
	85,212
	85,212
	85,212
	47,980
	72,270
	72,270
	77,220
	79,020
	74,760
	12,740
	1,212,100

委託料額	
88,150,217	
③+④	

・ 真珠保育園委託分

基本額内訳													決算額	委託料額		
	R2 人数 (月平均)	開所日 数	開所日数 加算対象日	長時間 加算	人数区分	基本額	基本額	減算	開所日数加 算	長時間加算	賃借料加算	補助基本額	決算額	委託料額		
20 第二厚狭児童クラブ	38	286	36	2H	36以上	4,484,000	4,484,000	0	648,000	352,000	2,640,000	8,124,000	8,194,131	8,124,000		

① ② ③:①と②の低い方
実際の賃借料＜補助基準額

コロナ休業に伴う追加経費	278,600

委託料額	
8,402,600	
③+④	

・ 社協+真珠

96,552,817

※ 開所日数加算 (開所日数-250日)×18,000円
※ 長時間開所加算 「1日8Hを超える時間」の年間平均時間×176,000円
※ 賃借料加算 上限2,996,000円(年額)

36. 5年間の制度融資利用状況、各年度返済額、未収発生額

(単位:千円)

	融資実績(件数／金額)		返済額	未収発生額
平成28年度	17	129,900	112,592	0
平成29年度	15	93,300	111,528	0
平成30年度	24	145,750	127,570	0
令和元年度	25	166,140	115,394	0
令和2年度	10	73,000	118,345	0

(農業従事者数)

◎農 家 数

(単位:戸数)

単位：戸数

年	市町名	総農家数	専兼業別農家数（販売農家）				自給の農家	経営耕地規模別農家数（販売農家）					
			専業	兼業				0.5ha未満	0.5ha～1.0ha	1.0ha～1.5ha	1.5ha～2.0ha	2.0ha～3.0ha	3.0ha以上
				計	第1種	第2種							
2015	山陽小野田市	913	188	293	36	257	432	107	198	83	36	24	33
2010	山陽小野田市	1,197	218	448	30	418	531	157	294	115	40	23	37
増減数	計	-284	-30	-155	6	-161	-99	-50	-96	-32	-4	1	-4

※1 「2010年世界農林業センサス」、「2015年農林業センサス」のデータを使用したものです。

※2 「農家」とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯か、10a未満であるときは、農業生産物の過去1年間の総販売金額が15万円以上あった世帯です。

※3 「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上、又は30a未満で年間農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。

※4 「自給的農家」とは、経営耕地面積が30a未満で、かつ、年間農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。

※5 「専業農家」とは、世帯員のうちに兼業従事者が一人もない農家をいいます。

※6 「兼業農家」とは、世帯員のうちに兼業従事者がいる農家をいい、家として農業と兼業のいずれの所得が主であるかにより、第1種兼業農家(農業が主)と第2種兼業農家(兼業が主)に区分しています。

資料NO.37

耕地面積及び耕作放棄地面積

単位:ha

年度	耕地面積	耕作放棄地面積
H28	1,440	268
H29	1,430	275
H30	1,420	289
R1	1,390	298
R2	1,340	176

陸揚金額及び組合員数(漁港別)

H28

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	47	22	5	27	20
高泊	2	15	23	38	5
梶	4	11	16	27	9
埴生	61	22	8	30	23
計	114	70	52	122	57

H29

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	64	22	5	27	20
高泊	4	13	23	36	4
梶	4	11	16	27	9
埴生	55	22	8	30	23
計	127	68	52	120	56

H30

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	63	20	5	25	20
高泊	8	13	22	35	4
梶	4	10	17	27	9
埴生	45	19	9	28	20
計	120	62	53	115	53

H31

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	65	19	5	24	19
高泊	8	18	31	49	4
梶	4	10	17	27	9
埴生	35	18	9	27	19
計	112	65	62	127	51

R2

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	62	19	4	23	19
高泊	7	15	29	44	4
梶	3	7	19	26	7
埴生	32	18	11	29	19
計	104	59	63	122	49

県事業負担金(平成28～令和2年度)実績<工事別>

(単位:円)

事業名	地区名	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
海岸保全施設整備事業	松屋埴生	5,000,000	2,340,000	2,832,000	5,000,000	6,732,000
〃	黒崎開作	4,903,000	2,300,000	5,200,000	10,599,000	12,768,000
農村地域防災減災事業ため池整備事業洗川地区	洗川				10,644,760	15,111,600
農地耕作条件改善事業	後潟上		7,440,000	960,000	6,000,000	2,000,000
経営体育成基盤整備事業(ほ場整備)	後潟上	28,920,000	3,960,000	1,860,000	1,800,000	
農業競争力強化基盤整備事業(ほ場整備)	王喜東	37,804	1,111,080	1,111,200	7,084,440	2,222,280
基幹水利施設ストックマネジメント事業	高千帆	34,812,500	45,443,500	32,895,000	1,575,000	
農村地域防災減災事業	石井手					1,824,000
県営基盤整備促進事業	赤川	1,960,000				
合計		75,633,304	62,594,580	44,858,200	42,703,200	40,657,880

39. 工事別県事業負担金(5年間)(土木課)

山陽小野田市

単位：円

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	計	備考
費 目							
土木総務費	4,168,800	2,197,584	4,499,856	12,254,770	11,499,888	34,620,898	
道路橋りょう費	8,092,619	7,897,540	13,357,563	7,897,591	10,920,168	48,165,481	
河川費	1,608,984	1,431,216	2,673,540	1,170,288	2,047,650	8,931,678	
港湾費	13,818,600	19,266,930	24,452,658	19,240,400	25,576,760	102,355,348	
本港地区埠頭用地 造成事業負担金	20,802,564	14,832,486	16,562,724	16,351,924	17,105,477	85,655,175	
計	48,491,567	45,625,756	61,546,341	56,914,973	67,149,943	279,728,580	

39. 5年間の県事業負担金(都市計画街路整備事業)

(円)

県事業負担金	年度	H28	H29	H30	R1	R2
	金額	11,495,025	18,930,636	33,175,025	19,900,011	17,886,328

40. 市内バス路線の利用状況及び補助金額

	利用人数(人)	補助金額(千円)
令和2年度(R1.10.1～R2.9.30)	646,822	153,736

※バスの事業年度は、10月1日から9月30日まで。

41 農林水産課

小規模土地改良事業（平成28～令和2年度）実績

（単位：円）

	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度	令和元年度	令和2年度
申 請 件 数	13	4	16	6	10
実 施 件 数	16	10	20	10	10
継 続 事 業	1	5	5	5	3
取 下 げ	2	2	2	1	0
工 事 費（円）	12,670,640	13,255,099	26,675,806	12,999,920	10,798,700
補 助 金 額（円）	8,384,000	8,455,000	17,379,000	8,434,000	8,444,000
地 元 負 担 額（円）	4,286,640	4,800,099	9,296,806	4,565,920	2,354,700
繰 越 件 数	22	19	18	14	16

42. 小規模土木の申請件数、実施件数、工事額及び地元負担額(5年間)(土木課)

年度	申請件数	実施件数	工事額(円)	助成額(円)
H28	33件	42件	49,995,915	38,101,000
H29	49件	63件	38,428,567	32,536,000
H30	43件	54件	36,193,621	26,625,000
R1	56件	42件	24,248,240	16,897,000
R2	46件	57件	27,466,575	19,385,000

43. 有帆緑地開所以来の借入金返済状況

年 度	償還額(円)
H13	66,918,400
H14	124,707,200
H15	182,684,352
H16	179,215,196
H17	175,746,040
H18	172,276,882
H19	168,807,724
H20	165,338,568
H21	161,869,411
H22	158,400,255
H23	154,931,097
H24	151,461,940
H25	147,992,784
H26	144,523,628
H27	141,054,488
H28	137,215,568
H29	133,756,696
H30	130,297,821
R1	126,838,947
R2	123,380,136
合計	2,947,417,133

R2年度一般会計決算に係る委員会審査参考資料

(建築住宅課関係分)

44 市営住宅の戸数及び水洗化実施数(5年間)

住宅戸数

(単位:戸)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
戸数計	1,463	1,463	1,460	1,454	1,454

水洗化実施数

(単位:戸)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
水洗化実施戸数	0	0	0	0	0
水洗化完了戸数	945	945	945	945	945

小野田地区 672戸

山陽地区 273戸

45 市営住宅の家賃収納額及び滞納額(5年間)

(単位:円)

内 訳	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収納額	195,991,412	187,610,120	184,855,900	176,998,912	170,567,400
滞納額	14,646,379	15,692,559	17,153,159	19,443,447	18,695,747

46 市営住宅別の申込者数、入居・退去者数、空き戸数、待機者数(令和2年度)

※「申込者数」「入居件数」「退去件数」いずれも2年度中の数字。申し込みから入居まで年度をまたぐケースがあるため、「申込者数」<「入居件数」の団地もある。

※「空き戸数」は令和3年3月31日現在

団地名	申込者数	入居件数	退去件数	空き戸数
1 本山	3	1	4	23
2 赤崎	0	0	1	5
3 古開作第二	26	4	12	49
4 古開作	1	1	5	35
5 古開作第一			0	8
6 港	2	1	2	12
7 叶松	0	0	5	84
8 南中川第二			1	11
9 南中川山手	0	1	0	1
10 神帆	29	3	1	6
11 平原	13	1	4	70
12 有帆	0	1	10	65
小野田地区計	74	13	45	369
13 西善寺	0	0	0	8
14 成松	0	0	0	1
15 萩原	4	1	4	48
16 南萩原	1	1	4	12
17 石丸	0	0	2	15
18 厚陽	0	0	3	13
19 大河内	1	0	1	22
20 漁民アパート			0	14
21 大喜園			1	7
22 吉田地			1	8
23 前場	1	2	1	4
山陽地区計	7	4	17	152
市合計	81	17	62	521

47. 5年間の有料公園施設別の利用状況及び収入額

(人)・(円)

有料公園施設名称		H28	H29	H30	R1	R2
浜河内緑地庭球場	利用人数	3,036	2,806	2,411	3,279	1,394
	収入額	586,200	457,200	399,350	534,850	230,400
須恵健康公園庭球場	利用人数	6,040	7,608	6,473	5,315	3,264
	収入額	877,050	910,200	842,000	557,300	354,650
東沖緑地庭球場	利用人数	2,820	2,888	2,770	3,119	1,884
	収入額	356,700	384,100	359,750	384,450	237,450
江汐公園庭球場	利用人数	6,016	5,745	5,920	6,762	4,693
	収入額	1,810,740	1,741,670	1,675,560	1,841,910	1,301,070
須恵コミュニティ体育館	利用人数	10,822	10,381	9,523	8,163	5,187
	収入額	638,240	649,000	666,700	656,100	544,200
竜王山公園オートキャンプ場	利用人数	30,878	35,260	32,705	38,431	26,667
	収入額	10,045,931	10,620,240	10,939,100	15,379,965	11,420,520
江汐公園キャンプ場	利用人数	723	1,063	835	1,179	1,048
	収入額	130,925	186,200	148,350	221,905	214,820

48. 5年間の公園維持管理料委託料

(円)

公園管理委託料	年度	H28	H29	H30	R1	R2
	金額	25,173,118	10,585,438	11,412,928	10,953,519	11,669,294

49 下水道使用料、調定額、収入額及び滞納額（5年間）

（下水道課）

（単位：円、％）

年度	調定額			収入額			滞納額			収納率		
	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計
平成28年度	600,510,474	17,826,062	618,336,536	596,035,190	5,454,340	601,489,530	4,475,284	12,371,722	16,847,006	99.25	30.60	97.28
平成29年度	613,714,269	14,115,572	627,829,841	609,499,277	4,656,812	614,156,089	4,214,992	9,458,760	13,673,752	99.31	32.99	97.82
平成30年度	671,979,180	11,881,055	683,860,235	561,251,772	4,826,521	566,078,293	110,727,408	7,054,534	117,781,942	83.52	40.62	82.78
令和1年度	626,096,467	116,705,482	742,801,949	510,397,096	110,972,955	621,370,051	115,699,371	5,732,527	121,431,898	81.52	95.09	83.65
令和2年度	645,352,327	120,943,448	766,295,775	529,123,950	118,565,624	647,689,574	116,228,377	2,377,824	118,606,201	81.99	98.03	84.52

50. 港湾施設使用状況(使用料、面積・5年間)(土木課)

小野田港野積場使用料

年度	使用者	野積場使用料 (円)	面積 (㎡)	備 考
H 2 8	7 社	14,688,010	10,123	
H 2 9	7 社	14,697,730	10,123	
H 3 0	7 社	14,742,030	10,123	
R 1	7 社	15,035,270	10,123	
R 2	7 社	15,088,120	10,123	

共英製鋼株式会社

富士商株式会社

桜山産業株式会社

共立株式会社

ソフトバンクモバイル株式会社

中国電力ネットワーク株式会社

株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

R2年度一般会計決算に係る委員会審査参考資料

(建築住宅課関係分)

51 住宅リフォーム資金助成事業の実績(3年間)

(一般住宅リフォーム)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
助成件数(件)	181	177	191
助成金額(円)	9,920,000	10,000,000	9,810,000

52 木造住宅耐震化促進事業の利用実績(3年間)

(単位:件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
耐震診断補助	9	14	17
耐震改修補助	0	0	1

53 工場設置奨励金の利用実績(3年分)

(単位:千円)

年 度	件 数	金 額
平成30年度	6	6,850
令和元年度	6	99,198
令和2年度	7	101,783

R2年度一般会計決算に係る委員会審査参考資料

(建築住宅課関係分)

54 各市営住宅の修繕費及び修繕の実施状況(5年間)

市営住宅団地別修繕料(単位:円)

No.	団地名	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
1	本山	2,295,494	1,490,515	1,534,689	559,620	1,779,657
2	赤崎	193,784	552,068	0	94,286	19,800
3	古開作第二	5,322,145	4,452,697	7,003,915	6,444,092	4,324,561
4	古開作	2,786,365	2,167,912	4,371,698	874,634	1,081,432
5	古開作第一	20,520	0	0	20,628	0
6	港	1,651,505	1,631,735	670,626	1,066,395	1,404,647
7	叶松	1,006,344	1,119,571	1,728,594	685,832	962,390
8	南中川第二	0	0	97,200	0	0
9	南中川山手	357,761	594,000	128,952	107,568	133,430
10	神帆	516,726	369,468	882,694	1,300,862	1,287,657
11	平原	738,185	310,492	325,944	292,229	569,578
12	有帆	1,304,293	1,009,152	2,150,592	1,463,556	1,552,914
13	西善寺	228,642	237,456	631,492	664,831	345,730
14	成松	7,128	0	0	44,770	96,800
15	萩原	1,105,163	1,467,644	1,102,424	790,649	3,352,101
16	南萩原	325,490	979,997	834,273	790,042	542,300
17	石丸	749,451	187,920	99,435	159,908	1,050,588
18	厚陽	262,461	269,104	785,139	333,300	59,840
19	大河内	704,720	1,370,489	1,036,326	1,306,097	1,749,654
20	漁民アパート	0	0	259,632	32,406	27,500
21	大喜園	0	0	60,480	0	49,500
22	吉田地	361,320	14,040	0	0	253,000
23	前場	600,631	2,413,448	1,125,554	997,844	1,536,590
				0	0	0
	その他	54,787	72,116	46,768	43,280	0
	合 計	20,592,915	20,709,824	24,876,427	18,072,829	22,179,669

55. 令和2年度一般会計における修繕料(50万円以上)

(単位:円)

所属名	款-項-目	節-細節	修繕内容	金額
総務課	02-01-01	11-06修繕料	山陽小野田市役所庁舎 既設給水主管敷設替工事	1,475,100
	02-01-01	11-06修繕料	山陽小野田市役所庁舎 GHP(ガス空調機)修繕	1,210,000
文化スポーツ推進課	02-01-23	11-06修繕料	文化会館 舞台吊物設備マニラロープ取替修繕(ライトバトン・バトン)	1,144,000
日の出保育園	03-02-04	11-06修繕料	日の出保育園 屋上防水補修工事	2,114,200
子育て支援課	03-02-07	11-06修繕料	小野田児童館 外壁改修工事	849,200
環境課	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター 1号灰冷却装置レーン取替修理	5,280,000
	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター 1号誘引送風機修理	3,300,000
	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター 1・2号4分析計サンプリングクーラー修繕	1,232,000
	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター 一般廃棄物焼却施設電気設備点検整備	3,749,900
	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター 可燃性粗大ごみ破砕機修繕	905,300
	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター 小型空気圧縮機整備	1,738,000
	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター 中央操作盤DCS装置パソコン修理	957,000
	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター 排ガス分析測定器整備業務	4,224,000
	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター NO. 2クレーンバケット修繕	4,510,000
	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター NO. 2ごみクレーン修繕	2,090,000
	04-02-02	11-06修繕料	鳥越一農道 補修	990,000
	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 汚泥返送ポンプA号機更新	2,365,000
	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 加圧水循環ポンプA号機分解整備	701,800
	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 空気圧縮機分解整備	1,628,000
	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 空気供給設備更新	4,048,000
	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 脱臭装置洗浄整備	913,000
	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター テリングユニット整備	2,948,000
	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター NO. 1脱水汚泥搬送装置修繕	1,430,000
	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 破砕機A号機分解整備	1,892,000
農林水産課	06-01-04	11-06修繕料	津布田一丁田かんがい排水施設 修繕	957,770
	06-02-02	11-06修繕料	林道金比羅線 維持管理業務	1,206,700
	06-02-02	11-06修繕料	林道福田大持線 維持管理業務	1,197,900
	06-02-02	11-06修繕料	林道松岳畑線 維持管理業務	1,277,650
	06-03-01	11-06修繕料	西の浜排水機場 雨水ポンプエンジン修繕	7,018,000
土木課	08-02-03	11-06修繕料	山陽小野田市内一円 舗装補修	18,241,300
	08-03-01	11-06修繕料	下木屋排水機場 自家発電機修繕	1,331,000
建築住宅課	08-06-01	11-06修繕料	萩原住宅 屋根防水修繕	1,023,000
学校教育課	10-02-01	11-06修繕料	須恵小学校 LBS更新工事	638,000
	10-02-01	11-06修繕料	高泊小学校 事務室エアコン取替	761,200
社会教育課	10-05-01	11-06修繕料	旦の登り窯 覆屋修繕	629,827
	10-05-05	11-06修繕料	きらら交流館 屋外浴槽オゾン水供給装置修繕	862,400
中央公民館	10-05-05	11-06修繕料	出合公民館 屋根防水修繕	1,474,000
学校給食センター	10-06-02	11-06修繕料	学校給食センター 厨房機器点検整備業務	1,917,300
	10-06-02	11-06修繕料	学校給食センター 厨房機器点検整備後修繕業務	748,770
総計				90,979,317

56. 市が委託料を支払っているイベントの名称、委託先及び委託料

(単位:円)

所属名	イベント名等	委託先	委託料
文化スポーツ推進課	かるた教室等開催業務委託料	山陽小野田かるた協会	180,000
	「現代ガラス展in山陽小野田 特別作品展」アートディレクター業務委託料	小野田ガラス株式会社	253,000
	「現代ガラス展in山陽小野田 特別作品展」ガラス作品運搬等業務委託料	株式会社 谷中田美術	1,498,060
	「現代ガラス展in山陽小野田 特別作品展」ガラス作品取扱い業務委託料	日本通運株式会社	172,425
	「現代ガラス展in山陽小野田 特別作品展」ポスター・チラシ等作成業務委託料	デザイン事務所 プレゼンスメーカー	365,000
	「山響サマーコンサート」ポスター作成業務委託料	ケングラフィックス	16,500
	「山陽小野田少年少女合唱祭」音響照明費	有限会社エフェクト	154,000
	「山陽小野田少年少女合唱祭」実行委員会委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	11,000
	レノファ山口パートナーシップ事業業務委託料	株式会社レノファ山口	600,000

5.7 借地に建てられている公共施設の名称及び賃貸契約書

名称	部署
津布田保育園	子育て支援課
下津保育園	子育て支援課
漁民アパート	農林水産課
JR小野田駅第3駐輪場	都市計画課
JR南中川駅駐輪場	都市計画課
JR小野田港駅駐輪場	都市計画課
JR雀田駅駐輪場	都市計画課
大喜園団地	建築住宅課
厚陽団地入居者用駐車場用地	建築住宅課
津布田小学校 管理普通特別教室棟・運動場・プール	教育総務課
埴生小学校・埴生幼稚園駐車場用地	教育総務課
厚陽公民館用地	社会教育課

*契約書のうち一部分は個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報及び法人に関する情報であって公開することにより当該法人に不利益を与えると認められる情報のため部分公開とします。



土地賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市 (以下「乙」という。)の間において、次の条項により土地の賃貸借契約を締結する。

(賃貸物件)

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「物件」という。)を乙に賃貸する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字津布田字迫田 1066番1
1066番3
1058番4

(2) 地目 宅地

(3) 地積 1,091.11 m²

(使用目的)

第2条 乙は、賃借物件を運動場及び自動車保管場所として使用するものとする。

(賃貸借の期間)

第3条 物件の賃貸借期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(賃借料の支払)

第4条 物件の賃貸借料は、223,894円とする。

2. 乙は、前項の賃借料を契約期間満了後速やかに甲に支払うものとする。

(賃貸料の改定)

第5条 甲は、土地の価格の変動その他やむを得ない理由が生じたときは、契約期間中といえども賃貸料の改定を請求することができる。

(転貸の禁止等)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃貸物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃貸物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

(維持管理)

第7条 乙は、この物件を善良な管理者の注意をもって維持管理するものとし、この物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求

しないものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、第6条の規定に違反したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により、契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、契約途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合は、2ヶ月前に通知し、自己の負担で原状に回復して甲に返還しなければならない。

(契約費用)

第9条 この契約に要する費用（印紙税を除く。）については、乙の負担とする。

(定めのない事項)

第10条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和2年4月1日

甲

乙 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛

土地使用貸借契約書

貸主 ■■■■■(以下「甲」という)と借主 山陽小野田市(以下「乙」という)との間において、次の条項により土地の使用貸借契約を締結する。

(貸借物件)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「物件」という)を乙に無償で使用させることとし、乙はこれを借り受ける。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字郡1997番地1
- (2) 地 積 1998.5 m² (うち 453 m²)

(使用目的)

第2条 乙は、借用物件を駐車場として使用するものとする。

(使用貸借の期間)

第3条 物件の貸借期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(転貸の禁止等)

第4条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りではない。

- (1) 借用物件を他人に転貸、又は使用貸借権を譲渡しないこと。
- (2) 借用物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

(維持管理)

第5条 乙は、この物件を善良な管理者の注意を持って維持管理するものとし、この物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、第4条の規定に違反した場合には、いつでもこの契約を解除することができる。

(定めない事項)

第7条 この契約に定めない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙記号押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和2年4月1日

甲

[Redacted signature]

乙

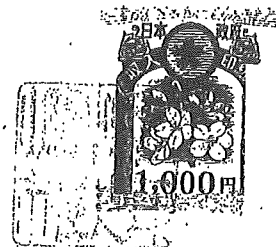
山陽小野田市日の出1丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長

藤田 剛二





土地賃貸借契約書

賃貸人 (以下「甲」という。)と賃借人 山陽小野田市 (以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借について契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「物件」という。)を乙に賃貸する。

(1) 所在地

土地の表示	地積
山陽小野田市大字埴生字浜崎 947 番 1	2,415.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 946 番 4	2,098.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 947 番 2	5,178.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 945 番 2	52.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 945 番 13	62.0 m ²

(2) 地目 宅地

(3) 地積 9,805.0 m²

第2条 乙は、賃貸物件を漁民アパート用地として使用するものとする。

第3条 物件の賃借の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

第4条 物件の賃貸借料は、年額641,011円 (概算額米価により算定した額)とする。但し、この賃貸借料は、当該年度の固定資産税額を下回らない額とする。

2 乙は、前項の賃借料を令和2年12月10日までに甲に支払うものとする。

第5条 甲は、概算額米価の変動その他やむを得ない理由が生じたときは、契約期間中といえども賃借料の改定を請求することができる。

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃借物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃借物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第7条 乙は、物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) 3ヶ月以上賃借料の納入を怠ったとき。
- (2) 第6条の規定に違反したとき。
- 2 乙は前項の規定により、契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合には、2ヶ月前に通知し、甲・乙立会いのうえ地上物件を乙の費用によって取り除き返還するものとする。

第9条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

第10条 この契約に関し、疑義が生じたときは、双方協議の上解決するものとする。

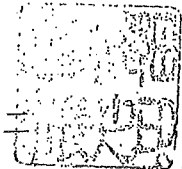
上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

賃貸人(甲)

賃借人(乙) 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田剛



NK管理番号049242

広 地 第4-1号

2020年4月14日付

土地 使用貸借契約書

西日本旅客鉄道株式会社

広 島 支 社

土 地 使 用 貸 借 契 約 書

1 物件の表示

所 在 地 山口県山陽小野田市大字東高泊字東一ノ割 1723 番 1
(山陽本線 小野田駅構内 480k730m 付近 左)

(1) 貸付物件 数 量 土 地 370.12 平方メートル

(2) 管理用地 数 量 土 地 370.12 平方メートル

[別 紙 図 面 の と お り]

2 使用目的 公共自転車駐輪場設置敷

3 貸付物件上の使用者所有の施設

施 設 内 容 道路側ガードパイプ 4 基、中央ガードパイプ 3 基、掲示板 2 基、
防犯灯 1 基、舗装

4 貸付期間 2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

上記の物件について、貸主 西日本旅客鉄道株式会社を甲とし、借主 山陽小野田市を乙として、頭書の物件の使用等に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(総則)

第 1 条 甲及び乙は本契約の締結にあたり、駅周辺の駐車需要の実情を認識し、駅周辺の美化と都市美の形成に努めることを、契約の基調として確認する。

(使用貸借の合意)

第 2 条 甲は、頭書の貸付物件（以下「本件物件」という。）を頭書の目的に供するものとして乙に無償で使用させ、乙はこれを借受けするものとする。

(使用上の指示)

第 3 条 乙は、本件物件の使用については、広島支社長の指示を受けるものとする。

2 乙は、本件物件が公共性を有する鉄道施設であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

(使用の制限)

第 4 条 乙は、本件物件を頭書の使用目的のために使用するものとし、頭書の使用目的以外に一切使用してはならない。

(貸付期間・更新)

第 5 条 貸付期間は頭書のとおりにする。

2 乙は、頭書の契約期間満了後、引き続き本件土地の使用を希望するときは、期間満了の日の 3 箇月前までに書面により甲に継続の申し出を行うものとし、甲が承諾する

ときは、新たに契約書を交換するものとする。

(標示及び界標の建植)

第6条 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の使用者名、契約年月日、契約番号、使用目的、数量、契約期間を明記した標示を、本件物件の見やすい場所に掲出するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の主要な位置に借入地界標の建植又は借入区域の明示を行うものとする。

(物件保全義務)

第7条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、本件物件を含む駅周辺について、定期的に放置自転車の整理、撤去等を行うなど、放置自転車対策を講じるものとする。

3 乙は、本件物件のほか管理用地について、不法占拠の防止、掃除及び除草等の日常管理を行うものとする。

4 乙は、本件物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合はその賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(必要経費)

第8条 本件物件に対し、公租公課が賦課されたときは、甲が乙から必要経費として本件物件に係る実費相当額（公租公課及び管理費相当額をいう。）を収受するものとし、その金額については、別途、甲から通知する。

2 乙は、前項の実費相当額を、甲が別に発行する請求書によりその指定する期日までに納入するものとする。

3 乙は、本件物件の維持管理及び前項第3項のために必要な一切の費用を負担し、甲に対して何ら請求することはできない。

(遅延損害金)

第9条 乙の責に帰すべき事由により指定期日までに前項に規定する実費相当額を支払わなかったときは、乙は甲に対し、その翌日から起算して支払った日までの日数に応じ、当該実費相当額に年 8.25 パーセントの割合で計算した遅延損害金を別に支払うものとする。

(承諾事項)

第10条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

(1) 本件物件に甲の承認した以外の施設物を建設し、又は既設の施設物を撤去、移動若しくは改良等を行おうするとき。

(2) 本件物件において、外部に向けて広告しようとするとき。

(禁止事項)

第11条 乙は、次の各号の一つに該当する行為をしてはならない。

(1) 本件物件の現状を変更すること。

(2) 本件物件の使用権を譲渡若しくは転貸し、又はこれと同様の結果が生じるような行為をすること。

(3) 本件物件において、爆発物若しくは発火しやすい物、その他甲が危険と認める物、或いは臭気を発するものの取扱い又はその付近の美観を害したり、他に迷惑を及ぼす恐れのある行為をすること。

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。

2 甲及び乙は、前項の規定を、各々の委託先にも遵守させる義務を負う。

3 甲及び乙は、前2項に関し、相手方の行う調査に合理的な範囲で協力し、相手方から求められた資料等を提出しなければならない。また、前2項に対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告しなければならない。

4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。また、施設物をこれらとの連絡、通信場所及び禁制品の保管場所等に供してはならない。

5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに原契約を解除することができる。

6 甲及び乙は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた相手方の損害については、その責を負わない。

7 甲及び乙は、第5項により原契約を解除した場合、自ら被った被害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、本件物件の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本契約期間中であっても、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(1) 甲が、本件物件をその理由の如何を問わず、甲の事業の用に供する必要が生じたとき。

(2) 乙が、火災その他の事由により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。

(3) 乙が、本契約の条項に違反する行為に及んだとき。

(4) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。

2 乙は、甲が鉄道施設等の補修改良工事を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害、或いは乙施設使用上の支障についてはその責を負わない。

(損害賠償)

第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由により本件物件を滅殺したとき、又は本契約に係わって甲に損害を与えた場合は、甲に対し、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。

(立入り調査)

第 15 条 甲が危険の予防その他必要な場合において、本件物件若しくは乙の施設内に立入り調査しようとするときは、乙は、正当な事由なくしてその立入りを拒むことはできない。

2 前項の規程により甲が調査を行うときは、乙は、甲の要求する必要な書類を提出しなければならない。

(原状回復)

第 16 条 乙は、本契約が終了したとき又は本契約が解除されたときは、30 日以内に貸付物件を原状に復して甲に返還するものとする。

2 甲は、原状回復することが不必要又は不適當であると認めたときは、その措置について、乙に対し必要な指示をすることができる。

3 乙が甲の指定する期日までに原状回復を行わないときは、甲は、乙の負担においてこれを代行することができる。

(疑義の解決方法)

第 17 条 前各条に定めのない事項若しくは本契約に疑義を生じた事項にていては、その都度、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

(特約条項)

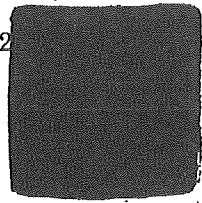
第 18 条 本契約は、2020 年 4 月 1 日に遡及して効力を発するものとする。

以上の契約の証として、この証書 2 通を作成し、甲と乙が記名押印して、各自その 1 通を保有する。

2020 年 4 月 22 日

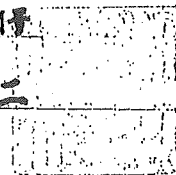
甲

広島市東区二葉の里三丁目 8 番 2
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員広島支社長 北野 眞

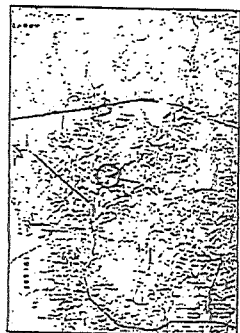


乙

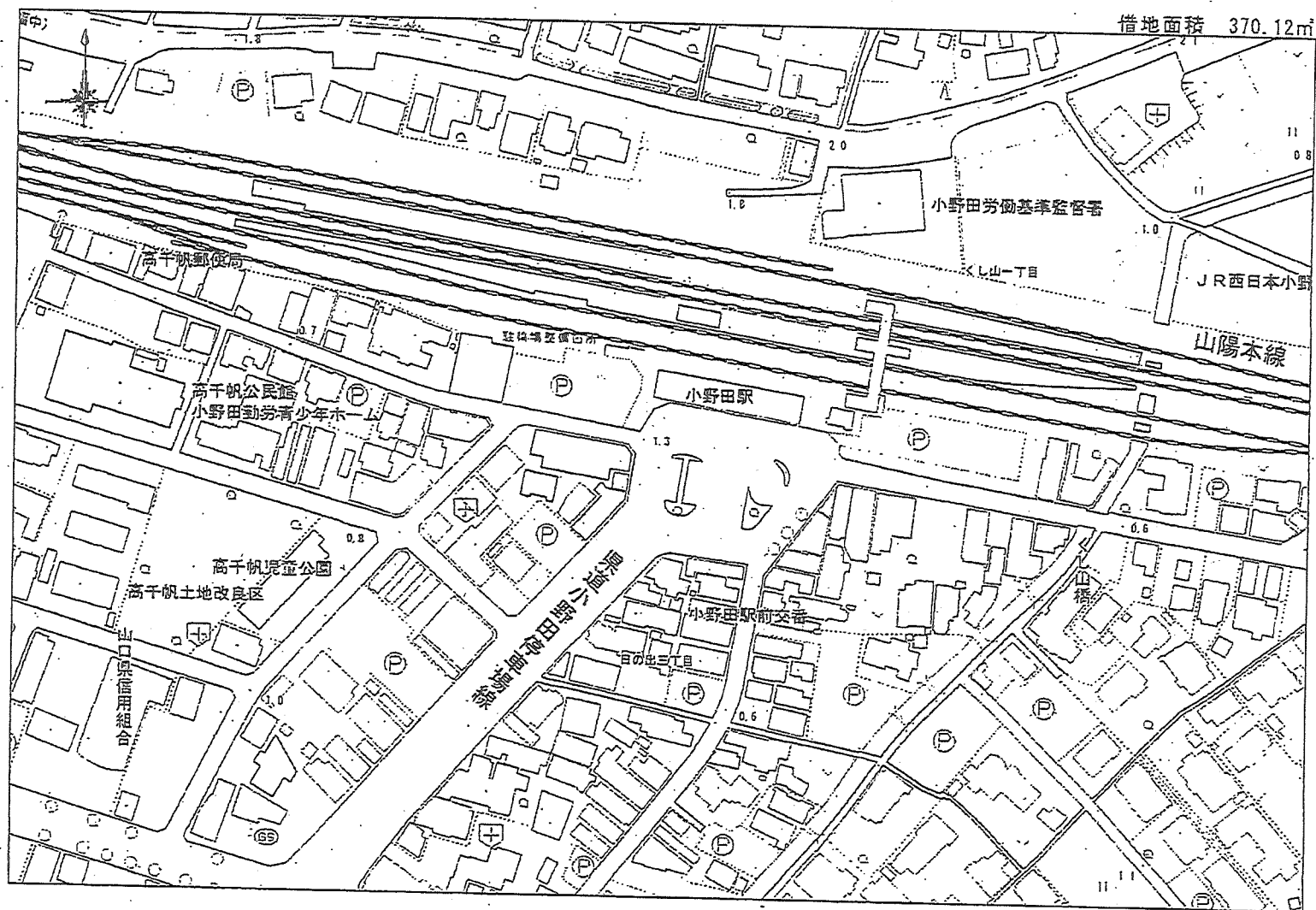
山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市長 藤田 剛二

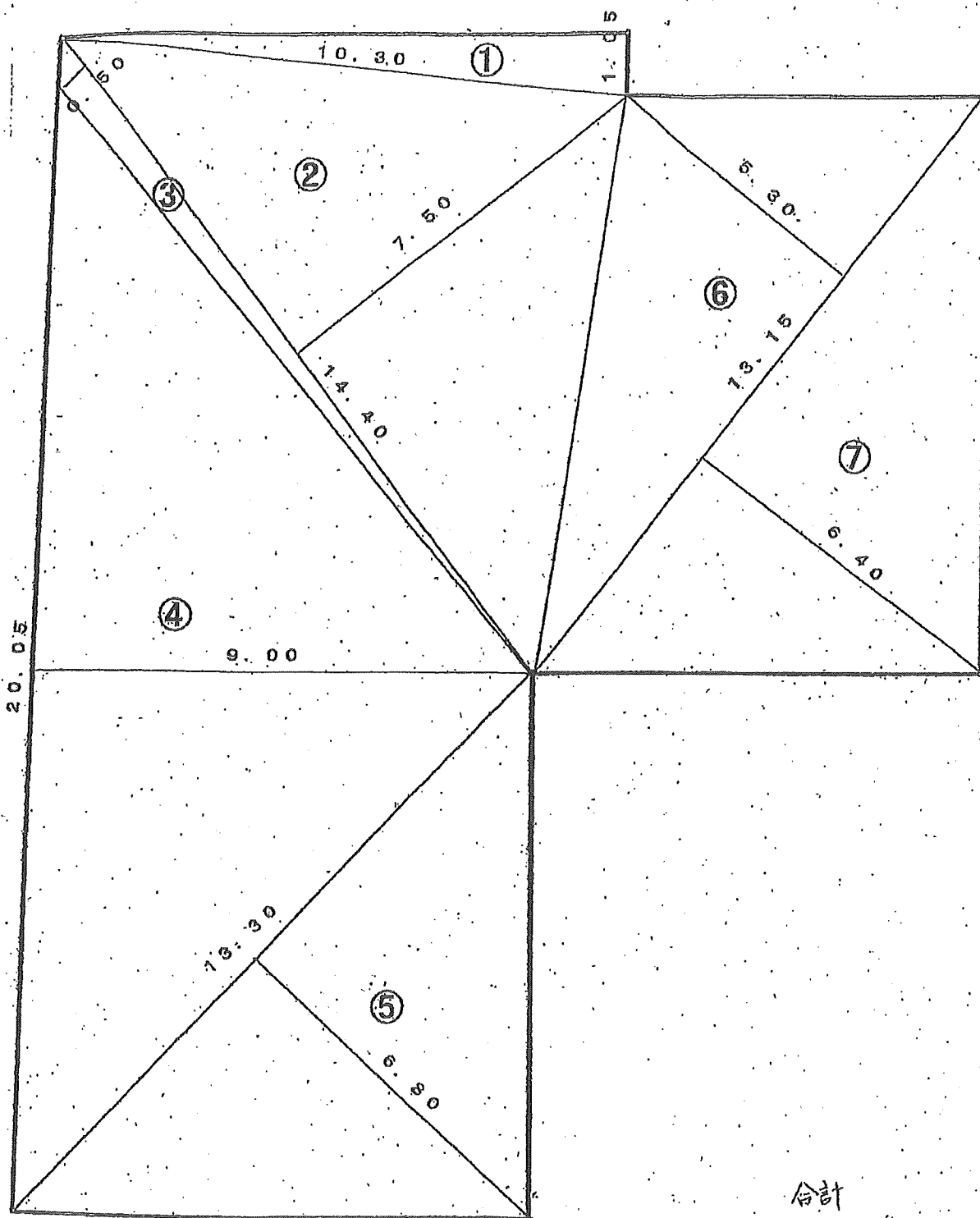


高千穂地区		
高千穂地区整備事業		
山形県小野田市 高千穂地区 小野田		
図面	図名	図号
01	高千穂地区	山形県小野田市



平面図 (小野田駅)



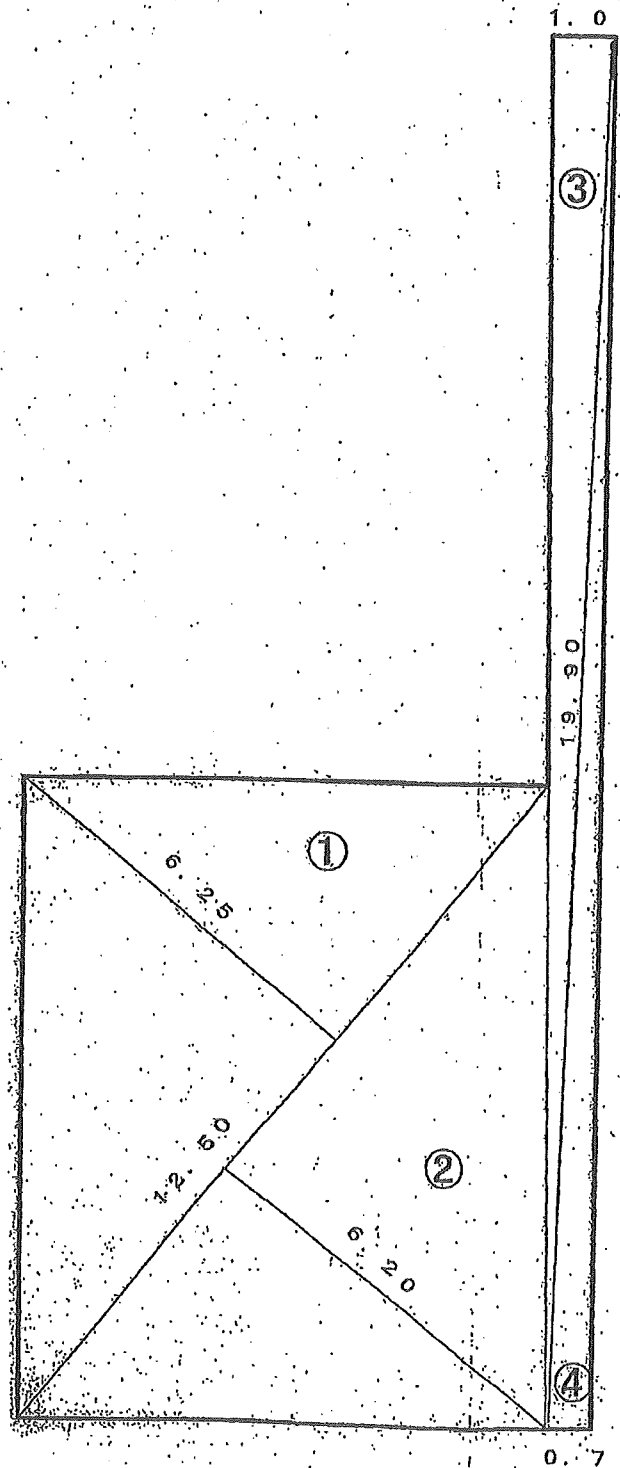


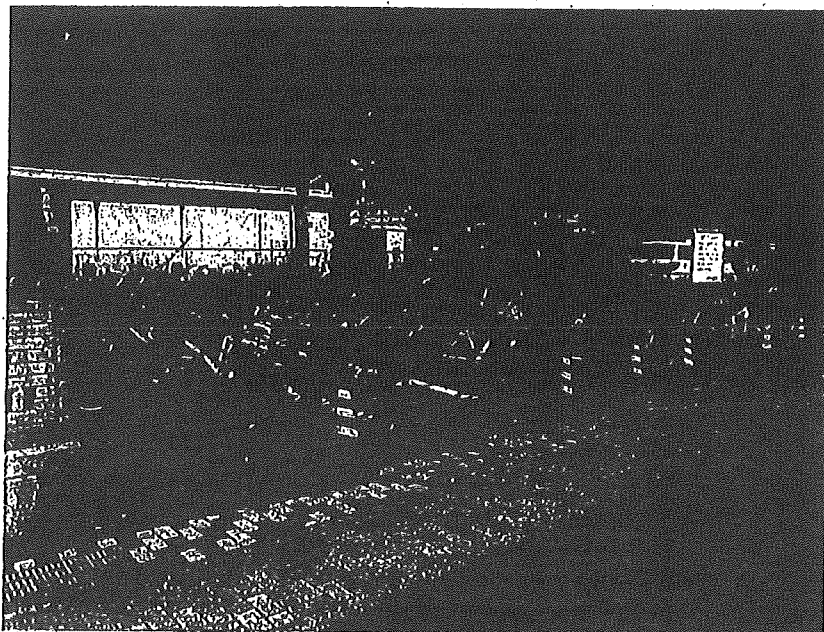
合計
 $(1) + (2) = 370.12 m^2$

契約面積算出							
1	10.30	×	1.05	÷	2	=	5.41
2	14.40	×	7.50	÷	2	=	54.00
3	14.40	×	0.50	÷	2	=	3.60
4	20.05	×	9.00	÷	2	=	90.23
5	13.30	×	6.80	÷	2	=	45.22
6	13.15	×	5.30	÷	2	=	34.85
7	13.15	×	6.40	÷	2	=	42.08
合 計							(1) 275.99

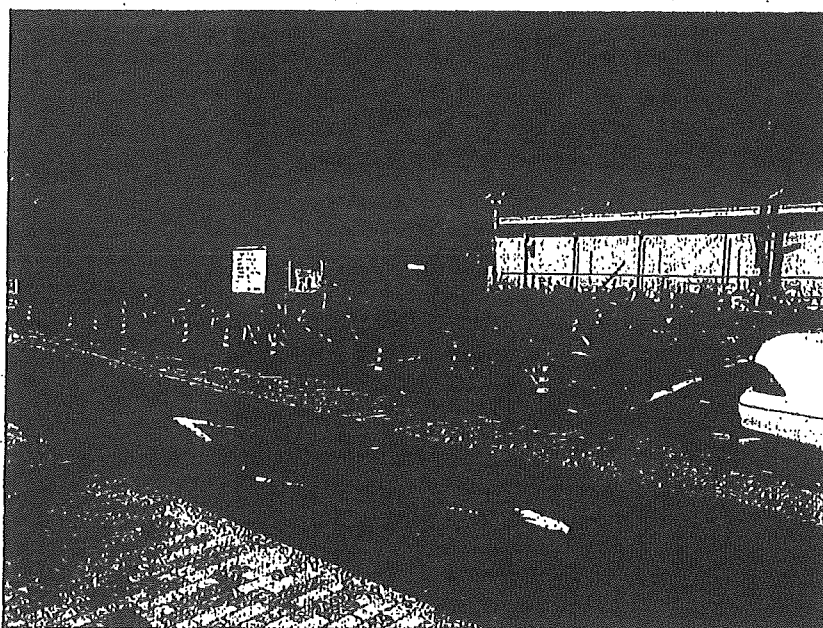
求積表

図番	算式	面積(m ²)
①	$12.50 \times 6.25 \div 2$	39.06
②	$12.50 \times 6.20 \div 2$	38.75
③	$19.90 \times 1.00 \div 2$	9.95
④	$19.90 \times 0.70 \div 2$	6.97
計	②	94.73

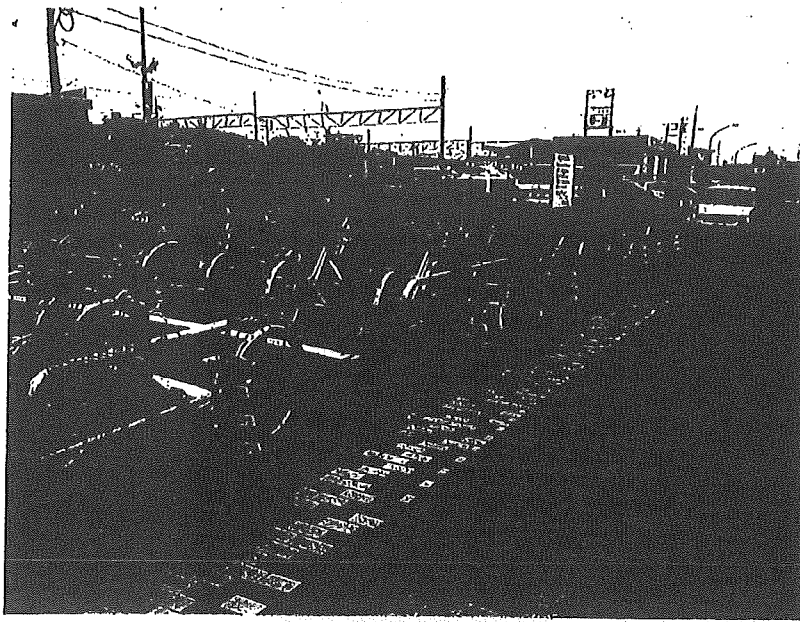




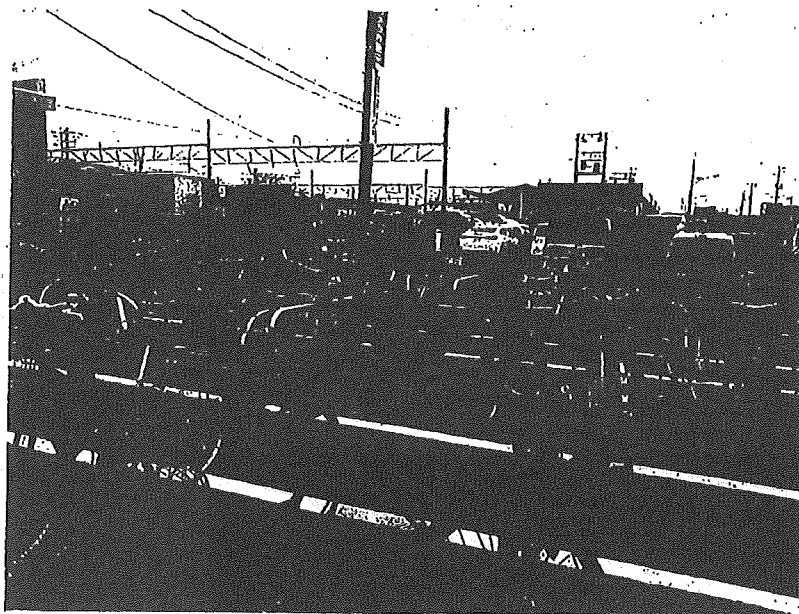
山陽本線 小野田駅構内 自転車置き場 土地370.12㎡



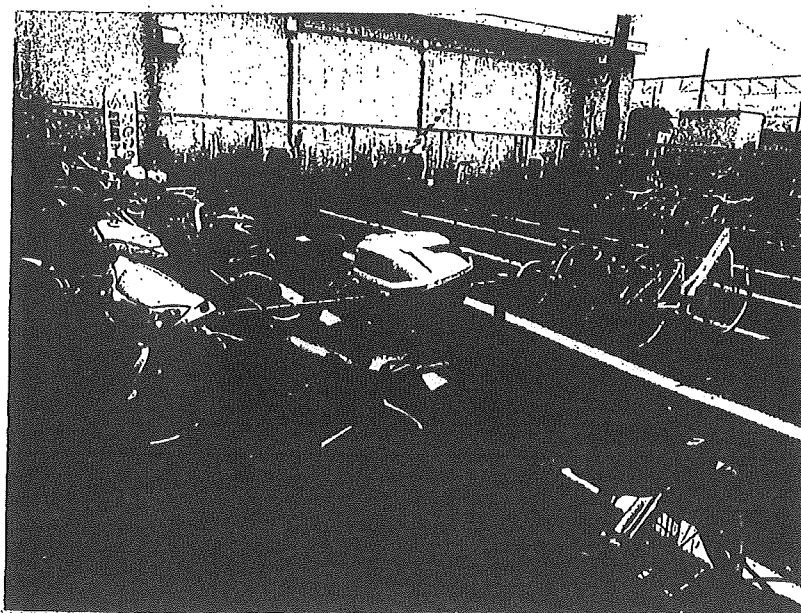
小野田駅



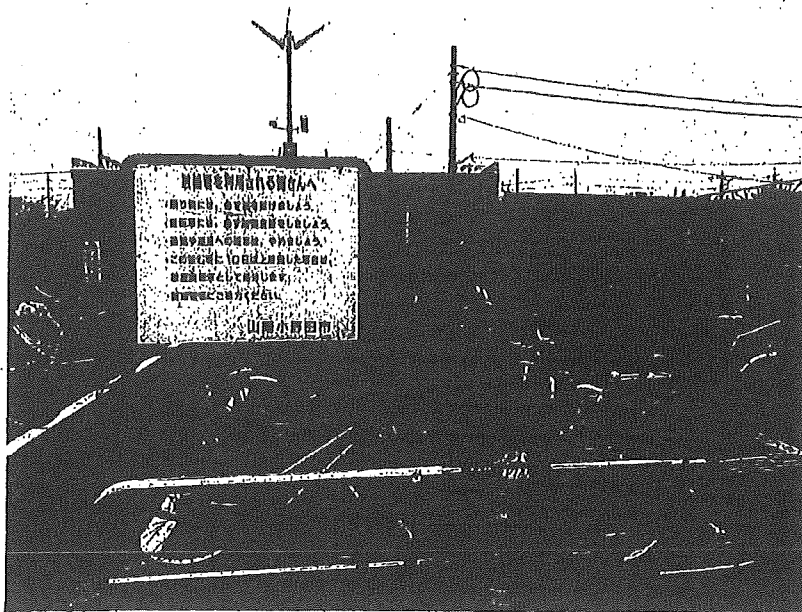
小野田駅
道路側ガードパイプ
4基



小野田駅
中央ガードパイプ
2基

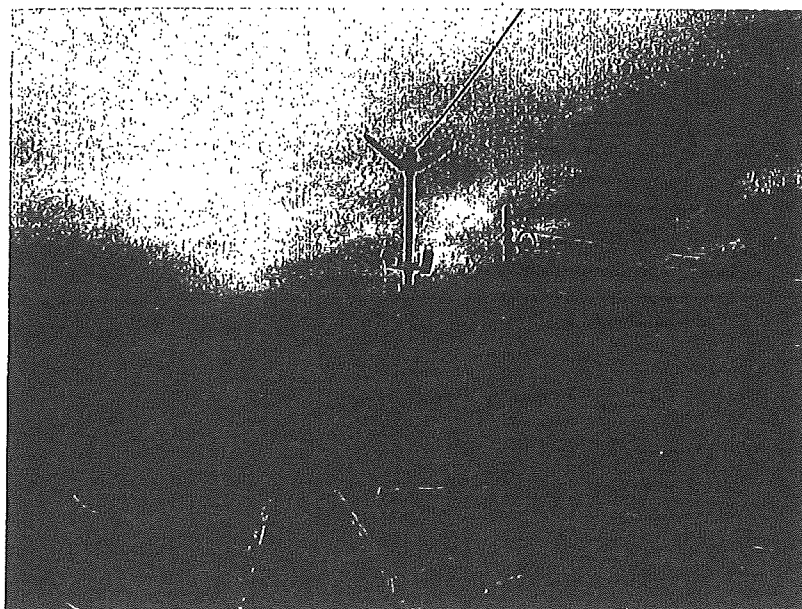


小野田駅
中央ガードパイプ
1基



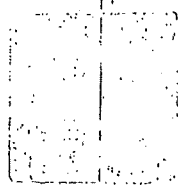
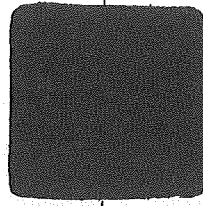
小野田駅

掲示板 2基



小野田駅

防犯灯 1基



NK管理番号049243

広 地 第4-2号

2020年4月14日付

土地 使用貸借契約書

西日本旅客鉄道株式会社

広 島 支 社

土 地 使 用 貸 借 契 約 書

1 物件の表示

所 在 地 山口県山陽小野田市中川二丁目 6645 番 1
(小野田線 南中川駅構内 8k220m 付近 右)

(1) 貸付物件 数 量 土 地 89.84 平方メートル

(2) 管理用地 数 量 土 地 89.84 平方メートル

[別 紙 図 面 の と お り]

2 使用目的 公共自転車駐輪場設置敷

3 貸付物件上の使用者所有の施設

施 設 内 容 舗装

4 貸付期間 2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

上記の物件について、貸主 西日本旅客鉄道株式会社を甲とし、借主 山陽小野田市を乙として、頭書の物件の使用等に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(総則)

第 1 条 甲及び乙は本契約の締結にあたり、駅周辺の駐車需要の実情を認識し、駅周辺の美化と都市美の形成に努めることを、契約の基調として確認する。

(使用貸借の合意)

第 2 条 甲は、頭書の貸付物件（以下「本件物件」という。）を頭書の目的に供するものとして乙に無償で使用させ、乙はこれを借受けするものとする。

(使用上の指示)

第 3 条 乙は、本件物件の使用については、広島支社長の指示を受けるものとする。

2 乙は、本件物件が公共性を有する鉄道施設であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

(使用の制限)

第 4 条 乙は、本件物件を頭書の使用目的のために使用するものとし、頭書の使用目的以外に一切使用してはならない。

(貸付期間・更新)

第 5 条 貸付期間は頭書のとおりとする。

2 乙は、頭書の契約期間満了後、引き続き本件土地の使用を希望するときは、期間満了の日の 3 箇月前までに書面により甲に継続の申し出を行うものとし、甲が承諾するときは、新たに契約書を交換するものとする。

(標示及び界標の建植)

第6条 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の使用者名、契約年月日、契約番号、使用目的、数量、契約期間を明記した標示を、本件物件の見やすい場所に掲出するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の主要な位置に借入地界標の建植又は借入区域の明示を行うものとする。

(物件保全義務)

第7条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、本件物件を含む駅周辺について、定期的に放置自転車の整理、撤去等を行うなど、放置自転車対策を講じるものとする。

3 乙は、本件物件のほか管理用地について、不法占拠の防止、掃除及び除草等の日常管理を行うものとする。

4 乙は、本件物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合はその賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(必要経費)

第8条 本件物件に対し、公租公課が賦課されたときは、甲が乙から必要経費として本件物件に係る実費相当額（公租公課及び管理費相当額をいう。）を収受するものとし、その金額については、別途、甲から通知する。

2 乙は、前項の実費相当額を、甲が別に発行する請求書によりその指定する期日までに納入するものとする。

3 乙は、本件物件の維持管理及び前項第3項のために必要な一切の費用を負担し、甲に対して何ら請求することはできない。

(遅延損害金)

第9条 乙の責に帰すべき事由により指定期日までに前項に規定する実費相当額を支払わなかったときは、乙は甲に対し、その翌日から起算して支払った日までの日数に応じ当該実費相当額に年 8.25 パーセントの割合で計算した遅延損害金を別に支払うものとする。

(承諾事項)

第10条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

(1) 本件物件に甲の承認した以外の施設物を建設し、又は既設の施設物を撤去、移動若しくは改良等を行おうするとき。

(2) 本件物件において、外部に向けて広告しようとするとき。

(禁止事項)

第11条 乙は、次の各号の一つに該当する行為をしてはならない。

(1) 本件物件の現状を変更すること。

(2) 本件物件の使用権を譲渡若しくは転貸し、又はこれと同様の結果が生じるような

行為をすること。

- (3) 本件物件において、爆発物若しくは発火しやすい物、その他甲が危険と認める物、或いは臭気を発するものの取扱い又はその付近の美観を害したり、他に迷惑を及ぼす恐れのある行為をすること。

(反社会的勢力の排除)

第 12 条 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。

2 甲及び乙は、前項の規定を、各々の委託先にも遵守させる義務を負う。

3 甲及び乙は、前 2 項に関し、相手方の行う調査に合理的な範囲で協力し、相手方から求められた資料等を提出しなければならない。また、前 2 項に対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告しなければならない。

4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。また、施設物をこれらとの連絡、通信場所及び禁制品の保管場所等に使ってはならない。

5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに原契約を解除することができる。

6 甲及び乙は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた相手方の損害については、その責を負わない。

7 甲及び乙は、第 5 項により原契約を解除した場合、自ら被った被害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、本件物件の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本契約期間中であっても、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(1) 甲が、本件物件をその理由の如何を問わず、甲の事業の用に供する必要が生じたとき。

(2) 乙が、火災その他の事由により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。

(3) 乙が、本契約の条項に違反する行為に及んだとき。

(4) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。

2 乙は、甲が鉄道施設等の補修改良工事を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害、或いは乙施設使用上の支障についてはその責を負わない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により本件物件を滅失したとき、又は本契約に係わって甲に損害を与えた場合は、甲に対し、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。

(立入り調査)

第 15 条 甲が危険の予防その他必要な場合において、本件物件若しくは乙の施設内に立入り調査しようとするときは、乙は、正当な事由なくしてその立入りを拒むことはできない。

2 前項の規程により甲が調査を行うときは、乙は、甲の要求する必要な書類を提出しなければならない。

(原状回復)

第 16 条 乙は、本契約が終了したとき又は本契約が解除されたときは、30 日以内に貸付物件を原状に復して甲に返還するものとする。

2 甲は、原状回復することが不必要又は不相当であると認めたときは、その措置について、乙に対し必要な指示をすることができる。

3 乙が甲の指定する期日までに原状回復を行わないときは、甲は、乙の負担においてこれを代行することができる。

(疑義の解決方法)

第 17 条 前各条に定めのない事項若しくは本契約に疑義を生じた事項にていては、その都度、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

(特約条項)

第 18 条 本契約は、2020 年 4 月 1 日に遡及して効力を発するものとする。

以上の契約の証として、この証書 2 通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その 1 通を保有する。

2020 年 4 月 22 日

甲

広島市東区二葉の里三丁目 8 番 21
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員広島支社長 北野 眞

乙

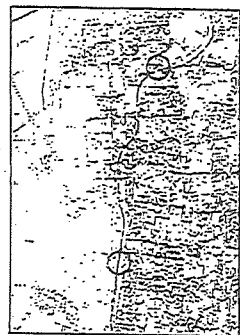
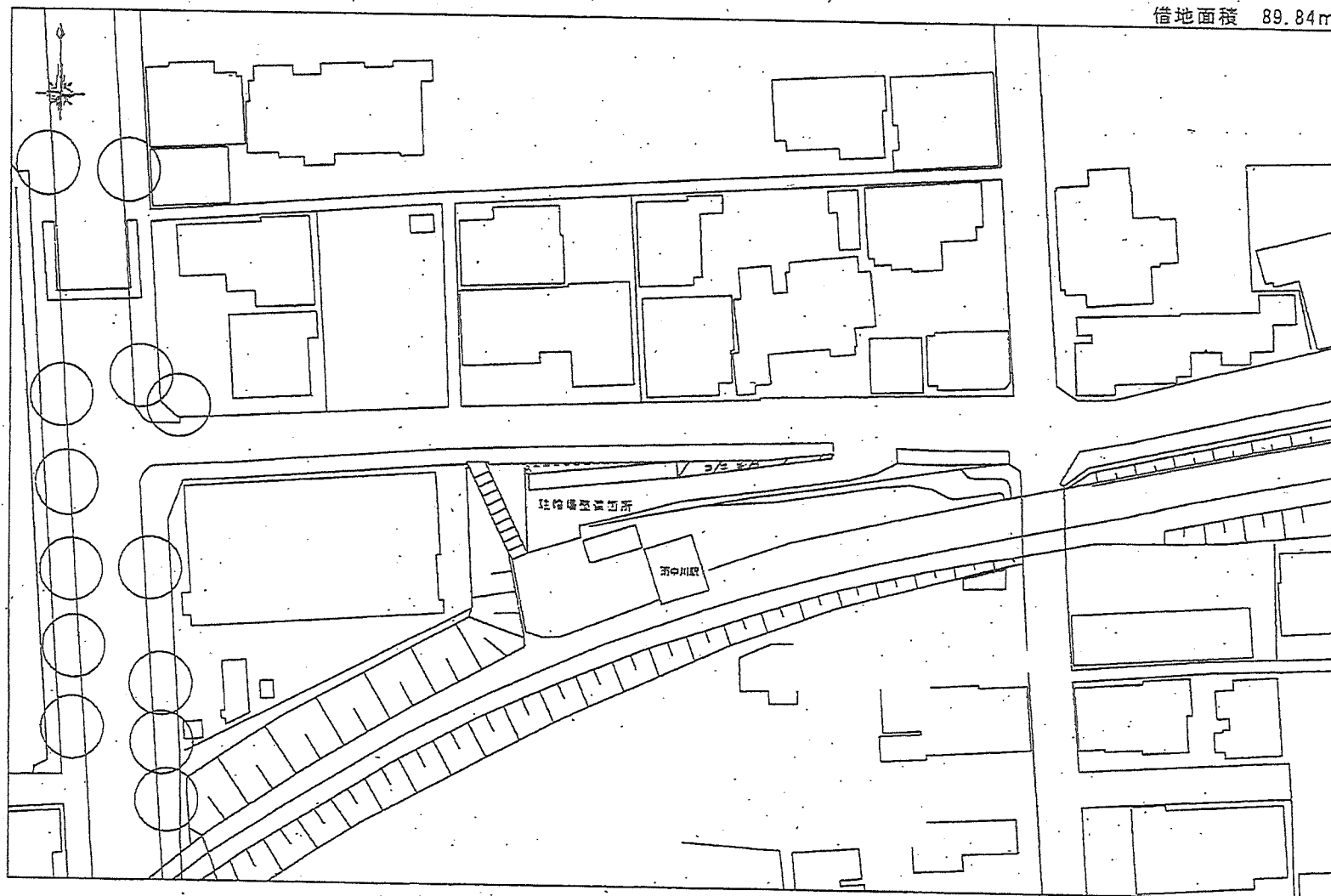
山陽小野田市日の出一丁目 1 番 1 号
山陽小野田市長 藤田 剛二

平成21年度	
市内一円社会福祉施設整備事業	
山形小町地区 第六一画 地区	
地区	山形小町地区
地区	第六一画

平面図（南中川駅）

Scale: 1:250

借地面積 89.84㎡



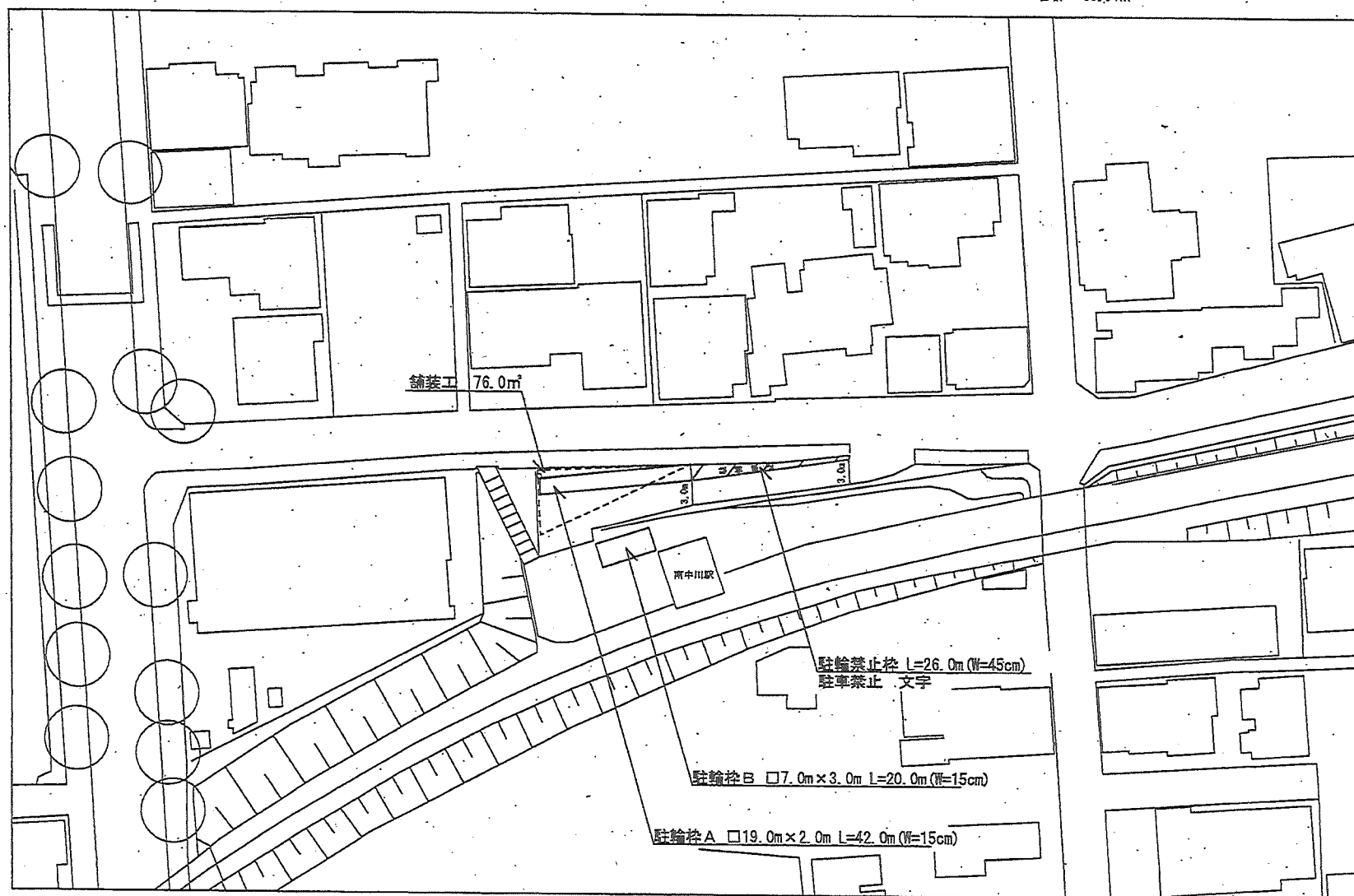
市内一円駐車場設置計画		
山形小野市 市内一円 地内		
図面	縮尺	
図番	第○番	山形小野市



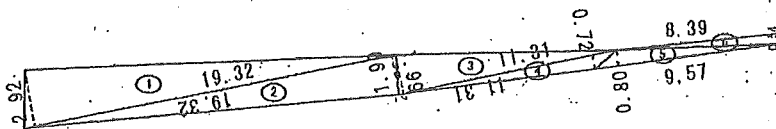
平面図 (南中川駅)

Scale 1:250

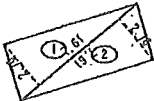
CAD面積測定値 駐輪枠A+駐輪禁止枠 A=68.835㎡
駐輪枠B A=21.0㎡
合計 89.84㎡



南中川駅求積図

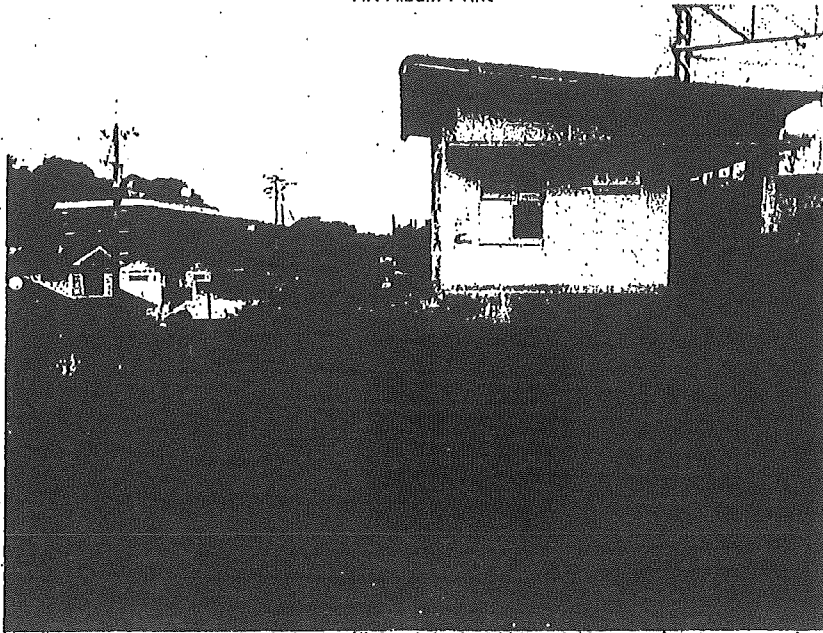


番号	底辺	高さ	積面積	面積
1	19.32	2.92	56.4144	23.20720
2	19.37	1.99	38.4468	19.23340
3	11.31	1.99	22.5069	11.25345
4	11.31	0.72	8.1432	4.07160
5	9.57	0.80	7.6560	3.82800
6	8.39	0.54	4.5306	2.26530
合計				68.84895
敷地面積				68.84 m ²



番号	底辺	高さ	積面積	面積
1	7.61	2.76	21.0036	10.50180
2	7.61	2.76	21.0036	10.50180
合計				21.00360
敷地面積				21.00 m ²

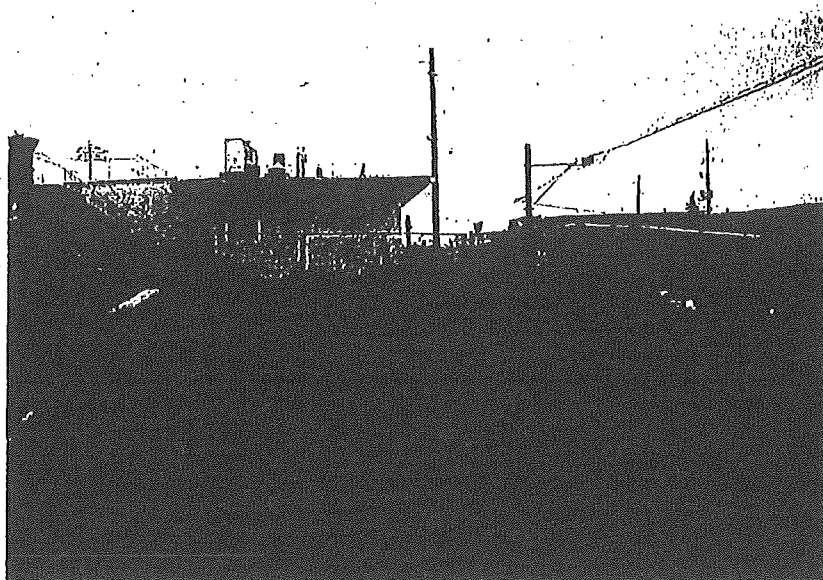
合計 68.84+21.00=89.84m²



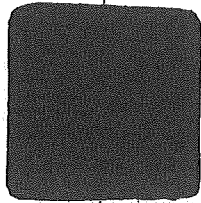
小野田線 南中川駅構内 自転車駐輪場 土地48.04㎡



南中川駅2



南中川駅3



NK管理番号049244

広 地 第4-3号

2020年4月14日付

土地 使用貸借契約書

西日本旅客鉄道株式会社

広 島 支 社

土 地 使 用 貸 借 契 約 書

1 物件の表示

所 在 地 山口県山陽小野田市北竜王町 6289 番 6
(小野田線 小野田港駅構内 6k450m 付近 左)

(1) 貸付物件 数 量 土 地 48.04 平方メートル

(2) 管理用地 数 量 土 地 48.04 平方メートル

[別紙図面のとおりに]

2 使用目的 公共自転車駐輪場設置敷

3 貸付物件上の使用者所有の施設

施 設 内 容 PC フェンス、舗装

4 貸付期間 2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

上記の物件について、貸主 西日本旅客鉄道株式会社を甲とし、借主 山陽小野田市を乙として、頭書の物件の使用等に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(総則)

第 1 条 甲及び乙は本契約の締結にあたり、駅周辺の駐車需要の実情を認識し、駅周辺の美化と都市美の形成に努めることを、契約の基調として確認する。

(使用貸借の合意)

第 2 条 甲は、頭書の貸付物件（以下「本件物件」という。）を頭書の目的に供するものとして乙に無償で使用させ、乙はこれを借受けするものとする。

(使用上の指示)

第 3 条 乙は、本件物件の使用については、広島支社長の指示を受けるものとする。

2 乙は、本件物件が公共性を有する鉄道施設であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

(使用の制限)

第 4 条 乙は、本件物件を頭書の使用目的のために使用するものとし、頭書の使用目的以外に一切使用してはならない。

(貸付期間・更新)

第 5 条 貸付期間は頭書のとおりとする。

2 乙は、頭書の契約期間満了後、引き続き本件土地の使用を希望するときは、期間満了の日の 3 箇月前までに書面により甲に継続の申し出を行うものとし、甲が承諾するときは、新たに契約書を交換するものとする。

(標示及び界標の建植)

第6条 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の使用者名、契約年月日、契約番号、使用目的、数量、契約期間を明記した標示を、本件物件の見やすい場所に掲出するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の主要な位置に借入地界標の建植又は借入区域の明示を行うものとする。

(物件保全義務)

第7条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、本件物件を含む駅周辺について、定期的に放置自転車の整理、撤去等を行うなど、放置自転車対策を講じるものとする。

3 乙は、本件物件のほか管理用地について、不法占拠の防止、掃除及び除草等の日常管理を行うものとする。

4 乙は、本件物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合はその賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(必要経費)

第8条 本件物件に対し、公租公課が賦課されたときは、甲が乙から必要経費として本件物件に係る実費相当額（公租公課及び管理費相当額をいう。）を収受するものとし、その金額については、別途、甲から通知する。

2 乙は、前項の実費相当額を、甲が別に発行する請求書によりその指定する期日までに納入するものとする。

3 乙は、本件物件の維持管理及び前項第3項のために必要な一切の費用を負担し、甲に対して何ら請求することはできない。

(遅延損害金)

第9条 乙の責に帰すべき事由により指定期日までに前項に規定する実費相当額を支払わなかったときは、乙は甲に対し、その翌日から起算して支払った日までの日数に応じ当該実費相当額に年 8.25 パーセントの割合で計算した遅延損害金を別に支払うものとする。

(承諾事項)

第10条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

(1) 本件物件に甲の承認した以外の施設物を建設し、又は既設の施設物を撤去、移動若しくは改良等を行おうするとき。

(2) 本件物件において、外部に向けて広告しようとするとき。

(禁止事項)

第11条 乙は、次の各号の一つに該当する行為をしてはならない。

(1) 本件物件の現状を変更すること。

(2) 本件物件の使用権を譲渡若しくは転貸し、又はこれと同様の結果が生じるような

行為をすること。

- (3) 本件物件において、爆発物若しくは発火しやすい物、その他甲が危険と認める物、或いは臭気を発するものの取扱い又はその付近の美観を害したり、他に迷惑を及ぼす恐れのある行為をすること。

(反社会的勢力の排除)

第 12 条 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。

2 甲及び乙は、前項の規定を、各々の委託先にも遵守させる義務を負う。

3 甲及び乙は、前 2 項に関し、相手方の行う調査に合理的な範囲で協力し、相手方から求められた資料等を提出しなければならない。また、前 2 項に対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告しなければならない。

4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。また、施設物をこれらとの連絡、通信場所及び禁制品の保管場所等供してはならない。

5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに原契約を解除することができる。

6 甲及び乙は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた相手方の損害については、その責を負わない。

7 甲及び乙は、第 5 項により原契約を解除した場合、自ら被った被害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、本件物件の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本契約期間中であっても、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(1) 甲が、本件物件をその理由の如何を問わず、甲の事業の用に供する必要が生じたとき。

(2) 乙が、火災その他の事由により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。

(3) 乙が、本契約の条項に違反する行為に及んだとき。

(4) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。

2 乙は、甲が鉄道施設等の補修改良工事を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害、或いは乙施設使用上の支障についてはその責を負わない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により本件物件を滅失したとき、又は本契約に係わって甲に損害を与えた場合は、甲に対し、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。

(立入り調査)

第 15 条 甲が危険の予防その他必要な場合において、本件物件若しくは乙の施設内に立

入り調査しようとするときは、乙は、正当な事由なくしてその立入りを拒むことはできない。

- 2 前項の規程により甲が調査を行うときは、乙は、甲の要求する必要な書類を提出しなければならない。

(原状回復)

第16条 乙は、本契約が終了したとき又は本契約が解除されたときは、30日以内に貸付物件を原状に復して甲に返還するものとする。

- 2 甲は、原状回復することが不必要又は不適當であると認めたときは、その措置について、乙に対し必要な指示をすることができる。

- 3 乙が甲の指定する期日までに原状回復を行わないときは、甲は、乙の負担においてこれを代行することができる。

(疑義の解決方法)

第17条 前各条に定めのない事項若しくは本契約に疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

(特約条項)

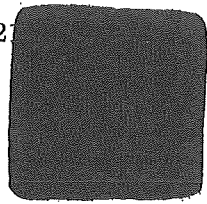
第18条 本契約は、2020年4月1日に遡及して効力を発するものとする。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し、甲と乙が記名押印して、各自その1通を保有する。

2020年4月22日

甲

広島市東区二葉の里三丁目8番2
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員広島支社長 北野 眞



乙

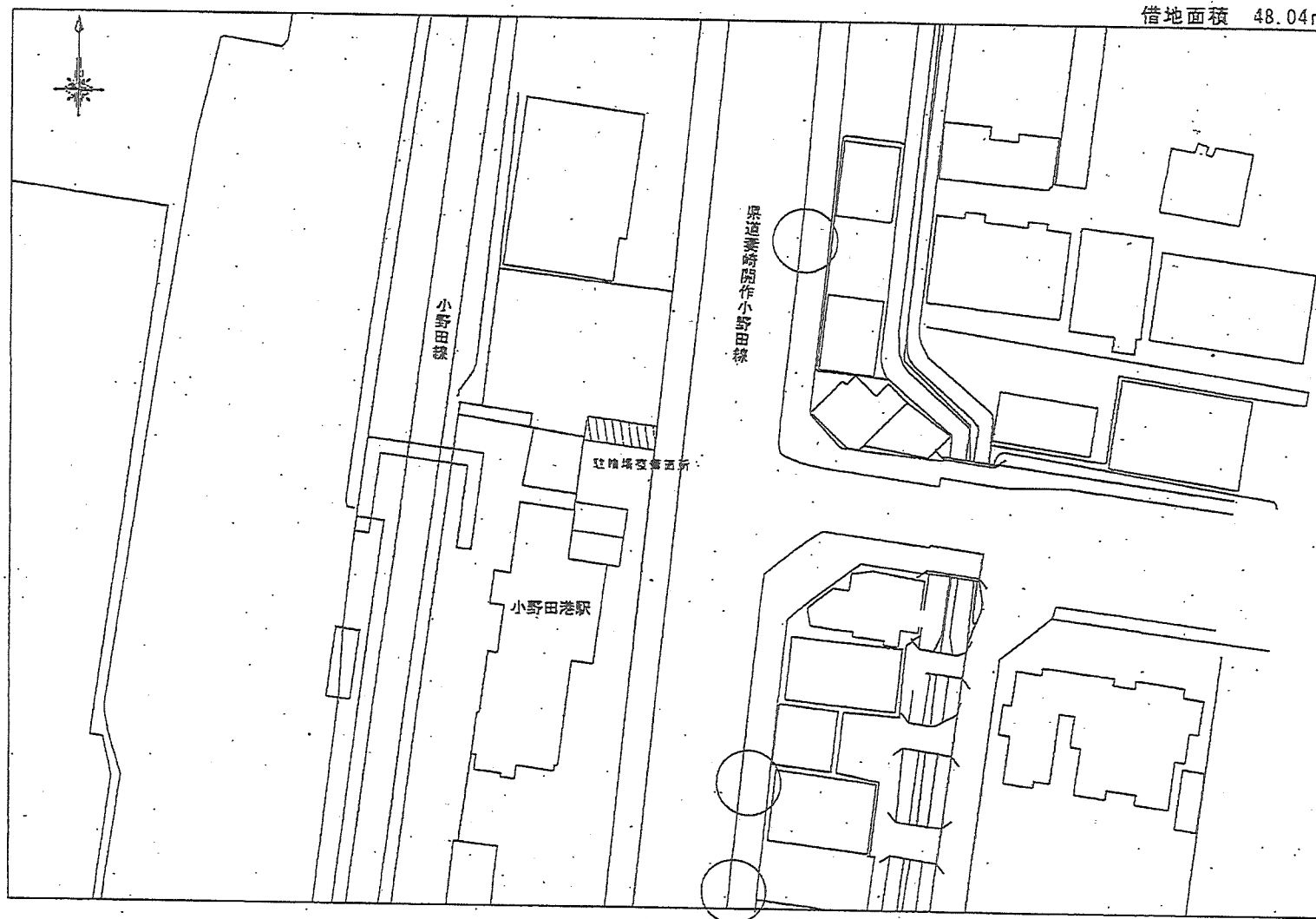
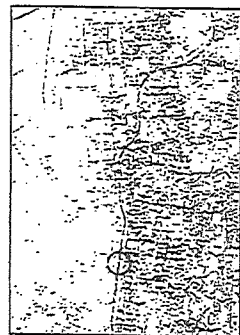
山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市長 藤田 剛二



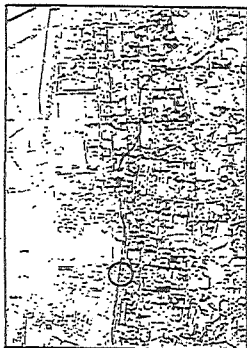
小野田港駅	
第一号建築図面	
小野田港駅	第一号 地所
図面	図面
図面	図面

平面図（小野田港駅） S=1:250

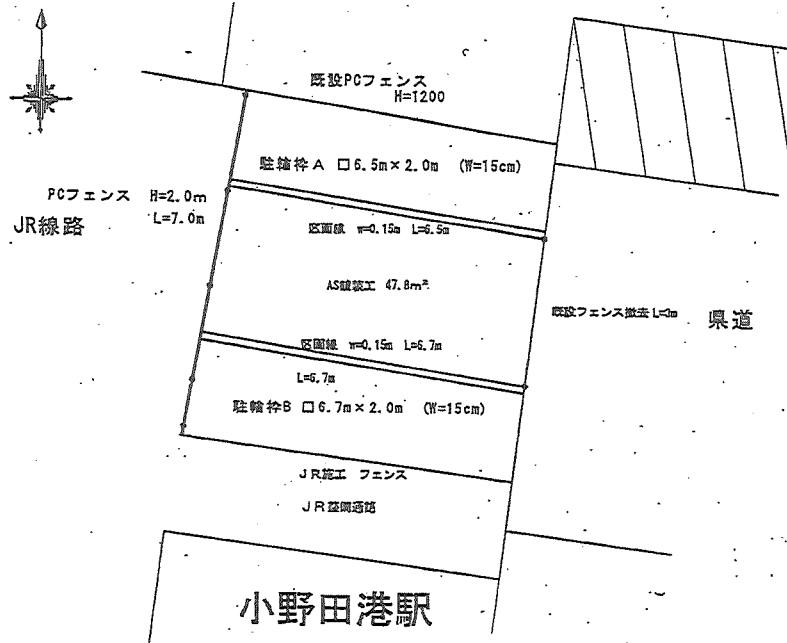
借地面積 48.04㎡



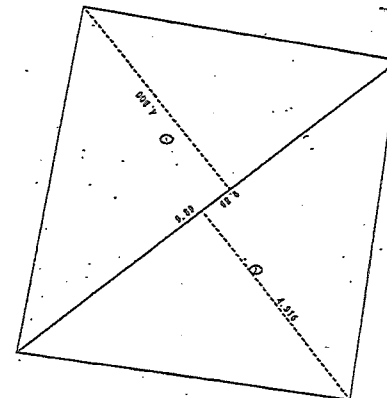
市内一円広域圏整備工事		
山形小野田市 市内一円 地内		
図面	図中記号	山形小野田市



平面図 (小野田港駅) S=1:50

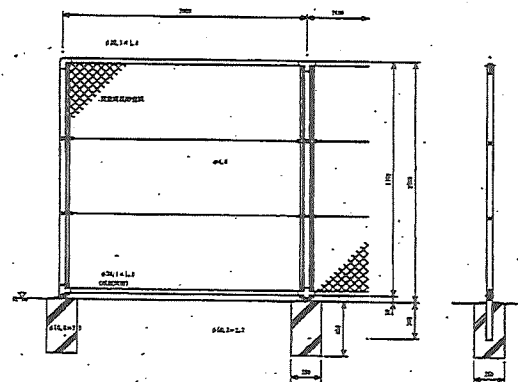


借地面積求積図

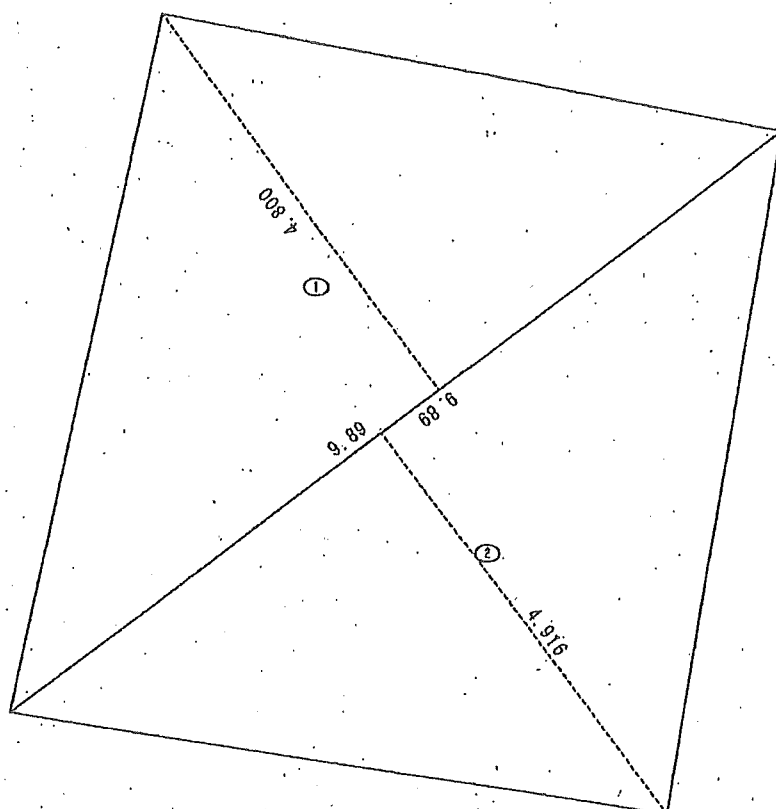


番号	底辺	高さ	借地面積	面積
1	9.89	4.800	47.4720	23.73600
2	9.89	4.916	48.6192	24.30962
合 計				48.04562
敷地面積				48.04 ㎡

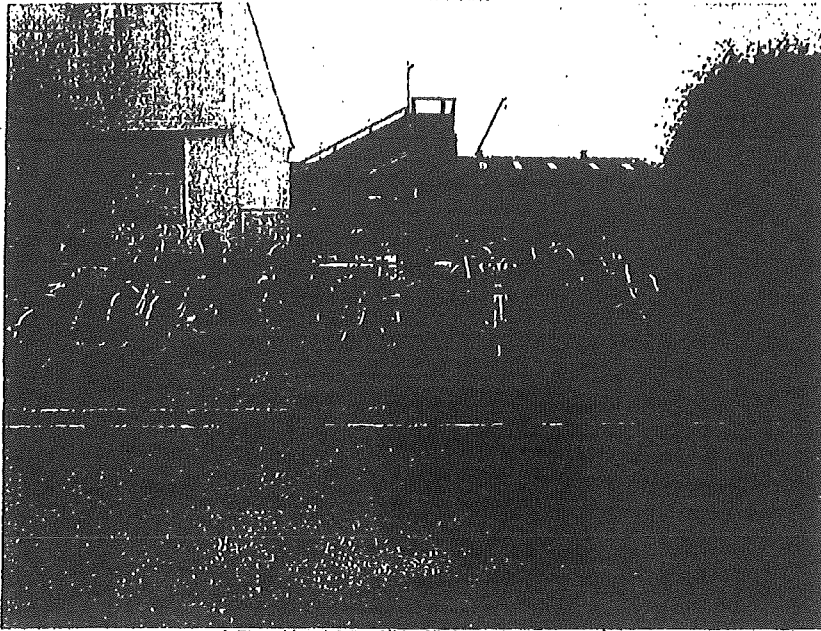
PC-A2000 S=1:20
図面17号に示す標準断面・規格に準拠(単位) CL+9mm (20mm)



借地面積求積図



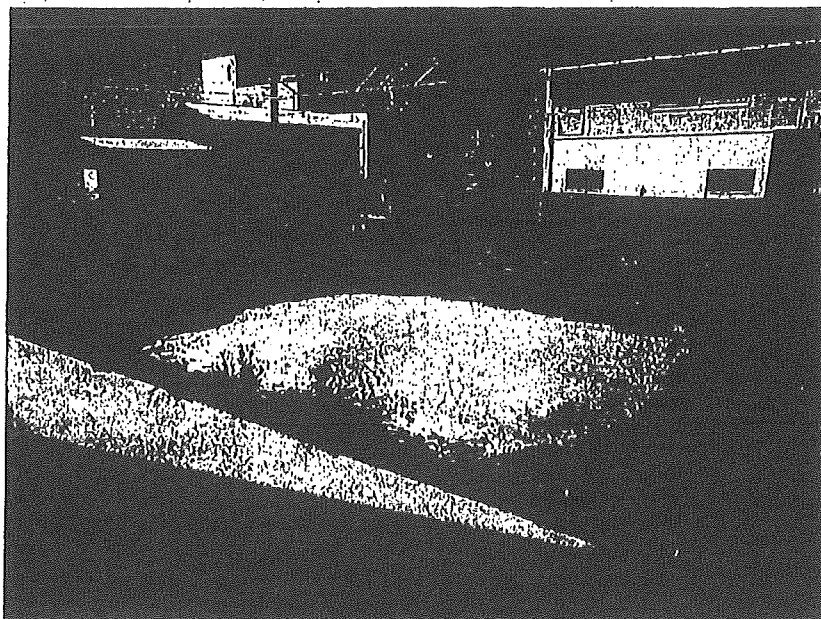
番号	底 辺	高 さ	倍 面 積	面 積
1	9.89	4.800	47.4720	23.73600
2	9.89	4.916	48.6192	24.30962
合 計				48.04562
敷 地 面 積				48.04 m ²



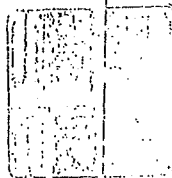
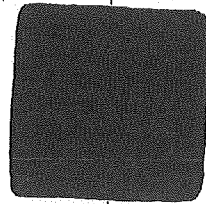
小野田線 小野田港駅構内1 土地48.04㎡



小野田線 小野田港駅構内2 土地48.04㎡



小野田線 小野田港駅構内3 土地48.04㎡



NK管理番号049245

広 地 第4-4号

2020年4月14日付

土地 使用貸借契約書

西日本旅客鉄道株式会社

広 島 支 社

土 地 使 用 貸 借 契 約 書

1 物件の表示

所 在 地 山口県山陽小野田市大字小野田 3817 番 1
(小野田線 雀田駅構内 4k470m 付近 左)

(1) 貸付物件 数 量 土 地 9.97 平方メートル

(2) 管理用地 数 量 土 地 9.97 平方メートル

[別 紙 図 面 の と お り]

2 使用目的 公共自転車駐輪場設置敷

3 貸付物件上の使用者所有の施設

施 設 内 容 カーポートミニタイプ

4 貸付期間 2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

上記の物件について、貸主 西日本旅客鉄道株式会社を甲とし、借主 山陽小野田市を乙として、頭書の物件の使用等に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(総則)

第 1 条 甲及び乙は本契約の締結にあたり、駅周辺の駐車需要の実情を認識し、駅周辺の美化と都市美の形成に努めることを、契約の基調として確認する。

(使用貸借の合意)

第 2 条 甲は、頭書の貸付物件（以下「本件物件」という。）を頭書の目的に供するものとして乙に無償で使用させ、乙はこれを借受けするものとする。

(使用上の指示)

第 3 条 乙は、本件物件の使用については、広島支社長の指示を受けるものとする。

2 乙は、本件物件が公共性を有する鉄道施設であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

(使用の制限)

第 4 条 乙は、本件物件を頭書の使用目的のために使用するものとし、頭書の使用目的以外に一切使用してはならない。

(貸付期間・更新)

第 5 条 貸付期間は頭書のとおりにする。

2 乙は、頭書の契約期間満了後、引き続き本件土地の使用を希望するときは、期間満了の日の 3 箇月前までに書面により甲に継続の申し出を行うものとし、甲が承諾するときは、新たに契約書を交換するものとする。

(標示及び界標の建植)

第6条 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の使用者名、契約年月日、契約番号、使用目的、数量、契約期間を明記した標示を、本件物件の見やすい場所に掲出するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の主要な位置に借入地界標の建植又は借入区域の明示を行うものとする。

(物件保全義務)

第7条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、本件物件を含む駅周辺について、定期的に放置自転車の整理、撤去等を行うなど、放置自転車対策を講じるものとする。

3 乙は、本件物件のほか管理用地について、不法占拠の防止、掃除及び除草等の日常管理を行うものとする。

4 乙は、本件物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合はその賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(必要経費)

第8条 本件物件に対し、公租公課が賦課されたときは、甲が乙から必要経費として本件物件に係る実費相当額（公租公課及び管理費相当額をいう。）を収受するものとし、その金額については、別途、甲から通知する。

2 乙は、前項の実費相当額を、甲が別に発行する請求書によりその指定する期日までに納入するものとする。

3 乙は、本件物件の維持管理及び前項第3項のために必要な一切の費用を負担し、甲に対して何ら請求することはできない。

(遅延損害金)

第9条 乙の責に帰すべき事由により指定期日までに前項に規定する実費相当額を支払わなかったときは、乙は甲に対し、その翌日から起算して支払った日までの日数に応じ当該実費相当額に年 8.25 パーセントの割合で計算した遅延損害金を別に支払うものとする。

(承諾事項)

第10条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

(1) 本件物件に甲の承認した以外の施設物を建設し、又は既設の施設物を撤去、移動若しくは改良等を行おうするとき。

(2) 本件物件において、外部に向けて広告しようとするとき。

(禁止事項)

第11条 乙は、次の各号の一つに該当する行為をしてはならない。

(1) 本件物件の現状を変更すること。

(2) 本件物件の使用権を譲渡若しくは転貸し、又はこれと同様の結果が生じるような

行為をすること。

- (3) 本件物件において、爆発物若しくは発火しやすい物、その他甲が危険と認める物、或いは臭気を発するものの取扱い又はその付近の美観を害したり、他に迷惑を及ぼす恐れのある行為をすること。

(反社会的勢力の排除)

第 12 条 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。

2 甲及び乙は、前項の規定を、各々の委託先にも遵守させる義務を負う。

3 甲及び乙は、前 2 項に関し、相手方の行う調査に合理的な範囲で協力し、相手方から求められた資料等を提出しなければならない。また、前 2 項に対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告しなければならない。

4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。また、施設物をこれらとの連絡、通信場所及び禁制品の保管場所等に供してはならない。

5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに原契約を解除することができる。

6 甲及び乙は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた相手方の損害については、その責を負わない。

7 甲及び乙は、第 5 項により原契約を解除した場合、自ら被った被害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、本件物件の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本契約期間中であっても、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(1) 甲が、本件物件をその理由の如何を問わず、甲の事業の用に供する必要が生じたとき。

(2) 乙が、火災その他の事由により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。

(3) 乙が、本契約の条項に違反する行為に及んだとき。

(4) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。

2 乙は、甲が鉄道施設等の補修改良工事を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害、或いは乙施設使用上の支障についてはその責を負わない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により本件物件を滅失したとき、又は本契約に係わって甲に損害を与えた場合は、甲に対し、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。

(立入り調査)

第 15 条 甲が危険の予防その他必要な場合において、本件物件若しくは乙の施設内に立

入り調査しようとするときは、乙は、正当な事由なくしてその立入りを拒むことはできない。

- 2 前項の規程により甲が調査を行うときは、乙は、甲の要求する必要な書類を提出しなければならない。

(原状回復)

第16条 乙は、本契約が終了したとき又は本契約が解除されたときは、30日以内に貸付物件を原状に復して甲に返還するものとする。

- 2 甲は、原状回復することが不必要又は不適當であると認めたときは、その措置について、乙に対し必要な指示をすることができる。

- 3 乙が甲の指定する期日までに原状回復を行わないときは、甲は、乙の負担においてこれを代行することができる。

(疑義の解決方法)

第17条 前各条に定めのない事項若しくは本契約に疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

(特約条項)

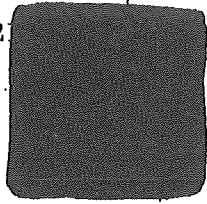
第18条 本契約は、2020年4月1日に遡及して効力を発するものとする。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その1通を保有する。

2020年4月22日

甲

広島市東区二葉の里三丁目8番2
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員広島支社長 北野 眞



乙

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

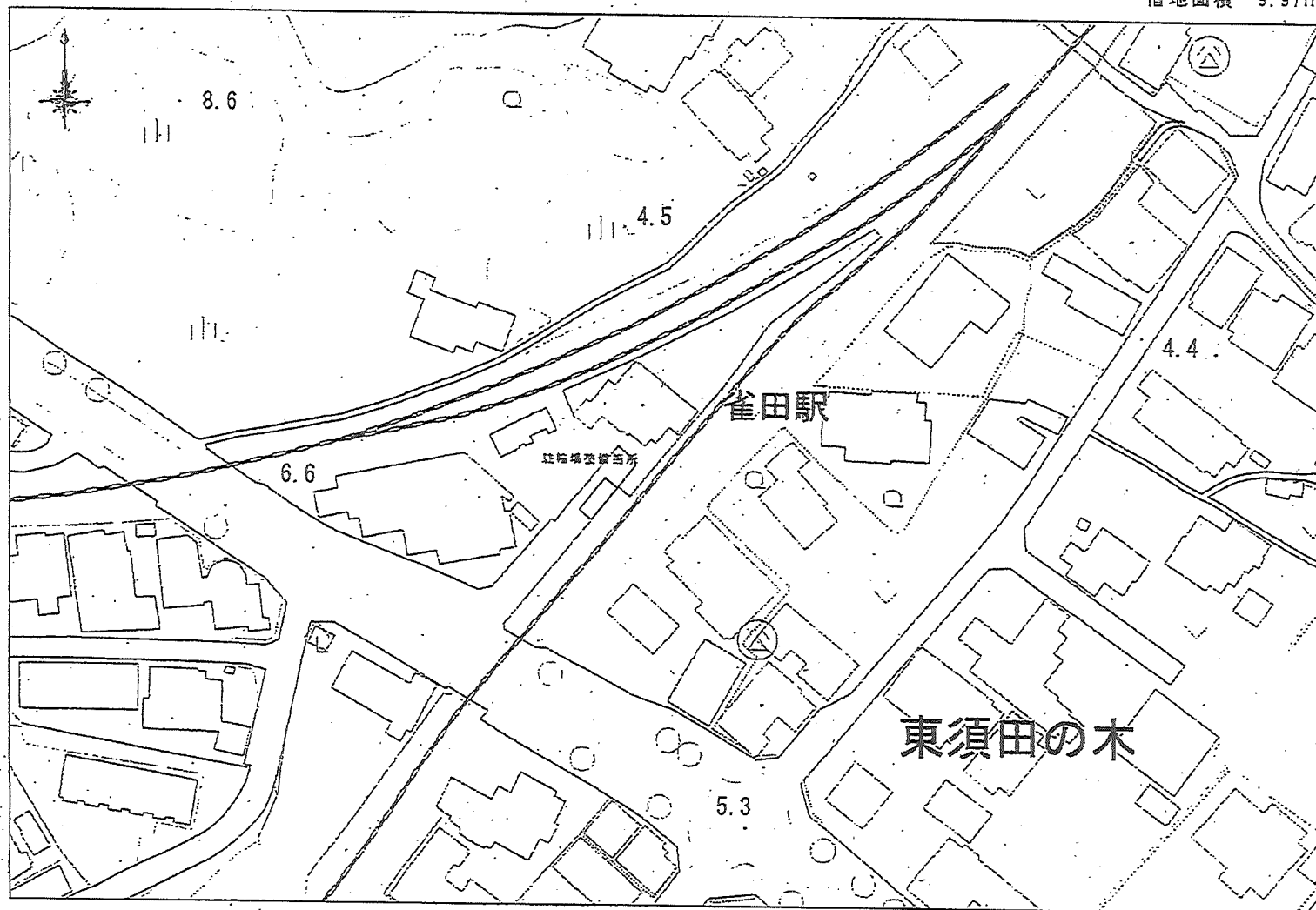
山陽小野田市長 藤田 剛二

全図二重線	
町内一戸建地等二重線	
山頂小笠原町 町内一戸建地	
山頂小笠原町	山頂小笠原町
山頂小笠原町	山頂小笠原町

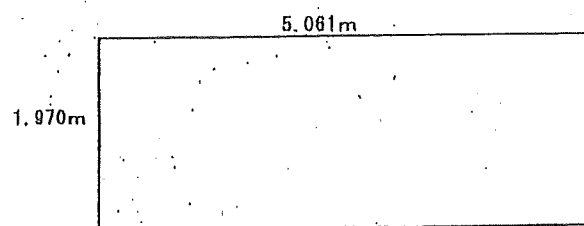
平面図(雀田駅)

S=1:250

借地面積 9.97m

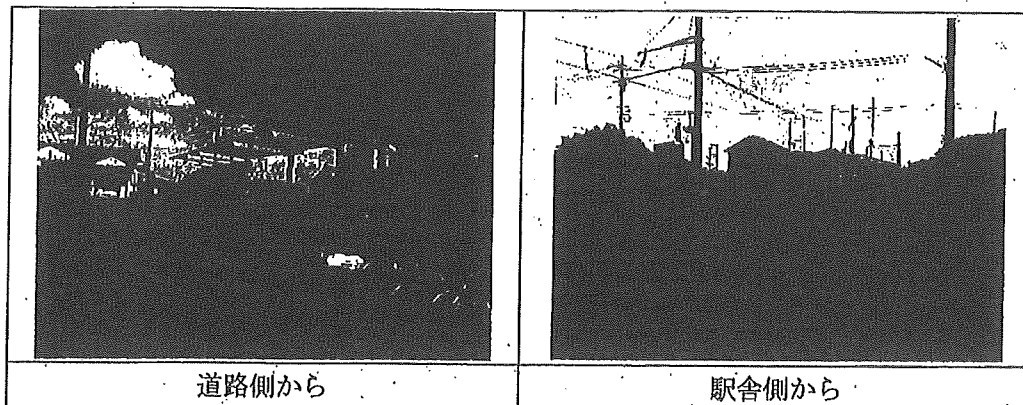


雀田駅 求積図

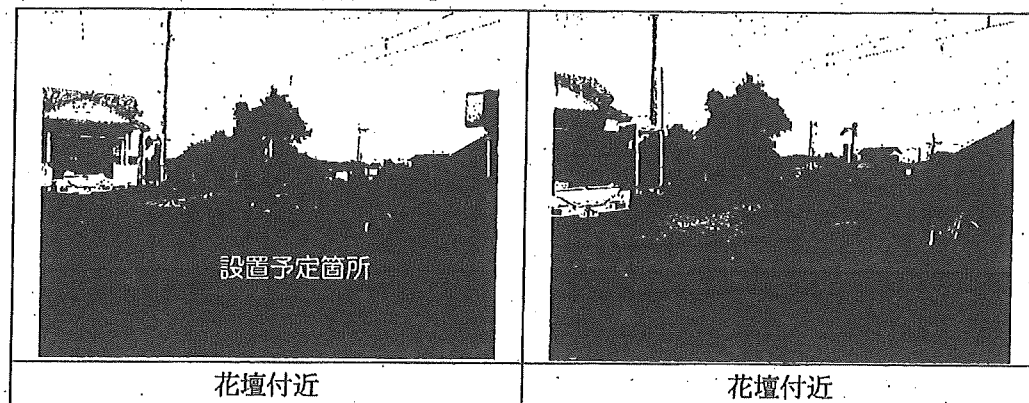


$$1.97 \times 5.061 = 9.97\text{m}^2$$

【現地写真 一駐輪場現況一】



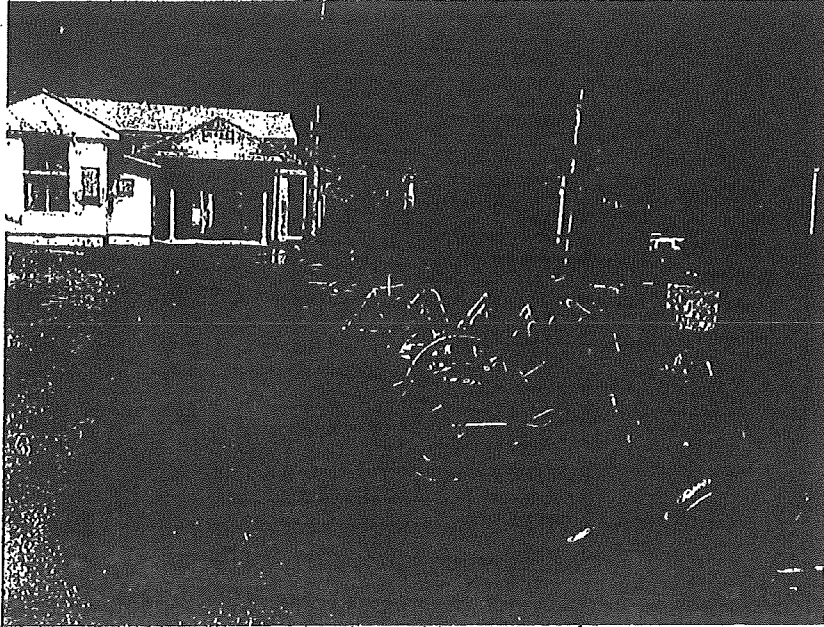
【現地写真 一設置予定箇所現況一】



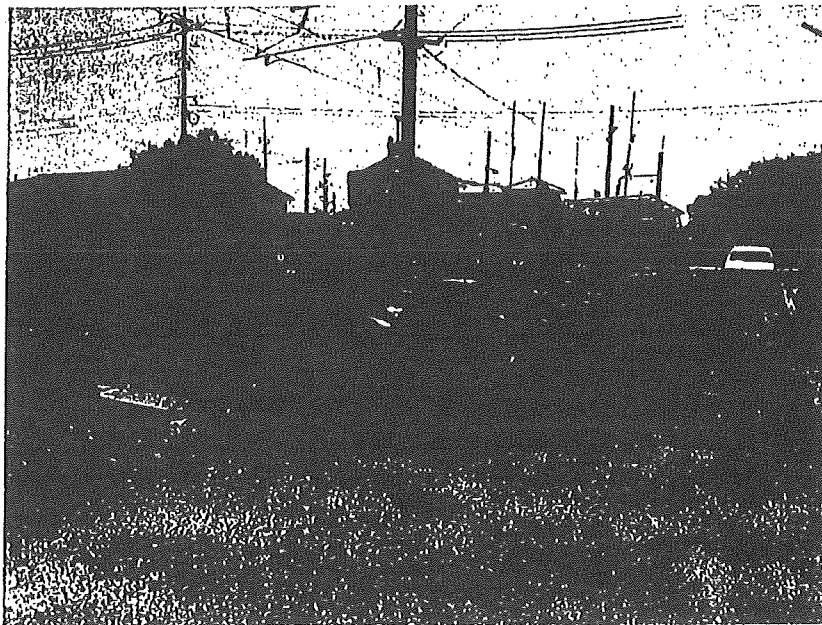
【駐輪場面積】

9,970mm (間口: 5,061mm × 奥行: 1,970mm)

※高さ: 2,500mm



小野田線 省田駅構内1 土地9.97㎡



小野田線 省田駅構内2 土地9.97㎡

セルフィ

ミニタイプ

色

サンシャイバー(SLO)

デコカラー(DD)

グークロンス(BD)

ブラック(BC)

ホワイト(WH)

ブロンズ(BR)

アースブラウン(BNC)

材質

本体:アルミ
屋根パネル:ポリ

見取システム
対応

奥行き
選定

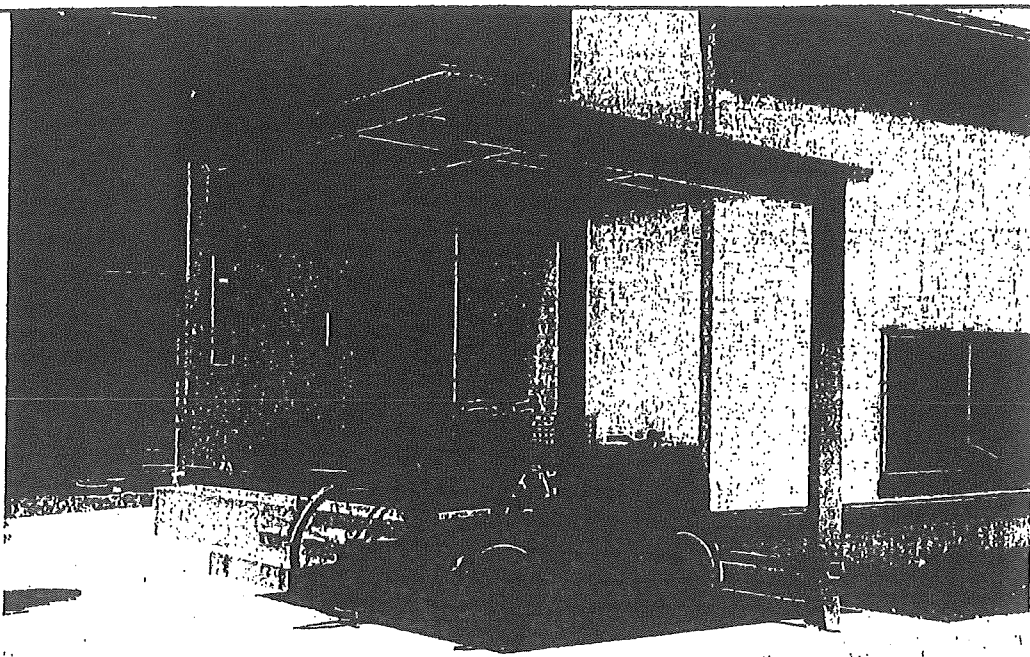
合掌
選定

施工
情報

標準38mm/φ

1066 1065 1377

※標準仕様の屋根は白で、
同色屋根は別途お見積り。



アーシングレー/基本タイプ/2921 (2000mm)/ポリカーボネート板:ブルースモーク/オプション:車止めバーセット(標準タイプ)

PJF セット価格表

と[BK]・[BNC]は(受注生産品)納期をご確認ください。

タイプ	要 図	呼 称	寸法 (奥行×開口)	ポリカーボネート板 ※1			標準遮断 ポリカーボネート板 加算額	熱伝導遮断FRP板 DRタイプ 加算額	収容台数	柱本数
				H20 (2000mm)	H25 (2500mm)	H28 (2800mm)				
基本		2218	2201×1848	¥127,300	¥129,300	¥167,700	¥2,700加算	¥37,200加算	3台	2本
		2221	2201×2149	¥132,900	¥134,900	¥173,300	¥3,000加算	¥42,600加算	4台	
		2918	2918×1848	¥150,900	¥162,900	¥181,300	¥3,600加算	¥49,800加算	7台	
		2921	2918×2149	¥158,000	¥160,000	¥188,400	¥4,000加算	¥58,800加算	8台	
		4318	4348×1848	¥180,400	¥182,400	¥220,800	¥5,400加算	¥74,400加算	9台	
		4321	4348×2149	¥180,500	¥182,500	¥230,900	¥6,000加算	¥85,200加算	10台	
		6118	6081×1848	¥191,100	¥193,100	¥231,500	¥6,300加算	¥88,800加算	11台	
		6121	6081×2149	¥202,700	¥204,700	¥243,100	¥7,000加算	¥99,400加算	12台	
		6918	6778×1848	¥200,300	¥202,300	¥240,700	¥7,200加算	¥99,200加算	13台	
		6921	6778×2149	¥215,400	¥220,400	¥254,800	¥8,000加算	¥113,600加算	14台	
奥行き延長		2218+1418	3631×1848	¥201,200	¥205,700	¥261,300	¥4,700加算	¥63,200加算	6台	3本
		2221+1421	3631×2149	¥210,600	¥215,100	¥270,700	¥5,400加算	¥73,200加算	7台	
		2918+1418	4348×1848	¥221,600	¥226,300	¥281,400	¥5,400加算	¥74,400加算	8台	
		2921+1421	4348×2149	¥233,100	¥237,600	¥293,200	¥6,000加算	¥85,200加算	9台	
		4318+1418	5778×1848	¥251,300	¥255,800	¥311,400	¥7,200加算	¥99,200加算	10台	
		4321+1421	5778×2149	¥265,600	¥270,100	¥325,700	¥8,000加算	¥113,600加算	11台	
		6118+1418	8491×1848	¥282,000	¥286,500	¥322,100	¥8,100加算	¥111,600加算	12台	
		6121+1421	8491×2149	¥277,800	¥282,300	¥337,900	¥9,000加算	¥127,600加算	13台	
		6918+1418	7206×1848	¥271,200	¥275,700	¥331,300	¥9,000加算	¥124,000加算	14台	
		6921+1421	7206×2149	¥280,600	¥288,000	¥349,600	¥10,000加算	¥142,000加算	15台	

●ポリカーボネート板以外の場合、※1に上記価格を加算してください。

●収容台数は自車の間隔を約600mmで設定したものです。

注 ●奥行き延長タイプの奥行き14サイズは、単独では使用できません。必ず同じ間口の基本タイプと組み合わせて使用してください。

●積雪地域では使用しないでください。

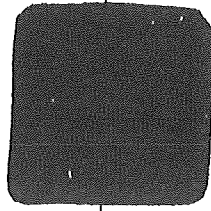
●積雪が20cmを超える前に雪おろしをしてください。オプションで雪おろし機を用意しています。

●屋根などから落雪するおそれがある場所では、軒先との間隔を十分にとってください。

●強風時には必ずサポートセット(オプション)を使用してください。なお、あらかじめパネル抜け防止材(オプション)の取り付けが必要です(合掌を除く)。

●屋根が風であおられないように柱はできるだけ建物と反対側に施工してください(合掌を除く)。

オプションについてはP.1064をご参照ください。



土地賃貸借契約書

賃貸人 (以下「甲」という。) と賃借人山陽小野田市 (以下「乙」という。) とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1030番

地目 雑種地

地積 452.㎡ (実測)

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額58,220円 (生産者米価により算定した額) とし、乙は令和3年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算 (10円未満の端数切捨て。) によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

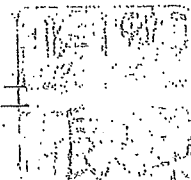
令和2年4月1日

甲 (賃貸人)

乙 (賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛





土地賃貸借契約書

賃貸人 (以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市 (以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1036番

地目 学校用地

地積 2,123㎡(実測)

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額273,430円(生産者米価により算定した額)とし、乙は令和3年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 (賃貸人)

乙 (賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田剛二

土地賃貸借契約書

賃貸人 (以下「甲」という。) と賃借人山陽小野田市 (以下「乙」という。) とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1034番

地目 雑種地

地積 1,581㎡ (実測)

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額203,620円(生産者米価により算定した額)とし、乙は令和3年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲(賃貸人)

乙(賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田剛



土地賃貸借契約書

賃貸人 （以下「甲」という。）と賃借人山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「本件土地」という。）を埴生小学校及び埴生幼稚園の駐車場用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字埴生975番7

地 目 宅地

地 積 434.93㎡

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

（賃料及び支払方法）

第3条 賃料は年額112,278円とし、乙は平成32年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算（10円未満の端数切捨て。）によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

（禁止事項）

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

（有益費等請求権の放棄）

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

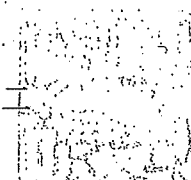
令和2年4月1日

甲(賃貸人)

乙(賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛 二





大喜園団地賃貸 57-1

土地賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。

(1) 所在地 山陽小野田市大字埴生字片山2・3・2番1

(2) 地目 宅地

(3) 地積 791.99㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を大喜園団地住宅用地として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額279,254円とする。ただし、消費税等の税率が変更になったとき又は土地の評価額が変更になったときは、賃貸人と賃借人の協議により賃借料を変更することができる。

2 賃借人は、1年分の賃借料を翌年3月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

(1) 物件の賃借権を譲渡しないこと。

(2) 物件の形質を変改しないこと。

(3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

第7条 賃貸人は賃借人が第5条の規定に違反した場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

2 賃借人は前項の規定により契約を解除された場合においては、賃貸人の受けた損害を賠償しなければならない。

3 賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなったときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合は2か月前に賃貸人に通知し、賃貸人・賃借人立会いのうえ地上物件を賃借人の費用によって取り除き返還するものとする。

第8条 この契約に要する費用（印紙税は除く）は賃借人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

賃貸人

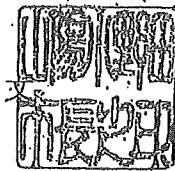
住所
氏名

[Redacted signature and address]

賃借人

山陽小野田市

山陽小野田市長 白井 博



土地賃貸借契約書

賃貸人 〇〇〇〇〇〇と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸する。

(1) 所在地 山陽小野田市大字郡字一ノ沖部3750番1

(2) 地目 雑種地

(3) 地積 508㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を自動車保管場所として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額66,000円とする。

2 賃借人は、前項の賃借料を令和3年4月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

(1) 賃借物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。

(2) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

第7条 賃貸人は賃借人が次の各号の一に該当する場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) 賃借料の納入を怠ったとき。

(2) 第5条の規定に違反したとき。

第8条 この契約に要する費用(印紙税は除く。)は賃借人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

賃貸人

住 所

氏 名

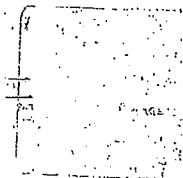
[REDACTED]

[REDACTED]

賃借人

山口県山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛





土地賃貸借契約書

土地の賃貸借について、貸付人 (以下「甲」という。) と貸受人 山陽小野田市 (以下「乙」という。) とは、次の条項により契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地 (以下「本土地」という。) を乙貸し付け、乙は、これを借り受ける。

所在及び地番	地積	備考
山陽小野田市大字郡字浜 3225-1	1,638 m ²	
山陽小野田市大字郡字浜 3225-9	355 m ²	

(本土地の用途)

第2条 乙は、本土地を厚陽公民館の用途に供するものとする。

(貸付期間)

第3条 本土地の貸付期間 (以下「貸付期間」とする。) は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

2 貸付期間を延長しようとするときは、貸付期間が満了する日の30日前までに、乙は甲に対して書面で申し出るものとする。

(貸付料)

第4条 本土地の貸付料 (以下「貸付料」という。) の額は、1年につき金257,079円とする。

(貸付料の支払)

第5条 甲は、契約を締結した日の月末までに乙に請求し、乙は請求があった日から30日以内に甲に支払うものとする。

(本土地の維持管理)

第6条 乙は、本土地を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、第1条に掲げる土地を使用するにあたり、他に損害を及ぼす恐れがあるときは、乙の責任においてこれを防止する義務を負うものとし、損害が発生したときは、これを賠償する責めを負うものとする。

(本土地の用途変更)

第7条 乙は、第2条に規定する本土地の用途 (以下「用途」という。) の変更を必要とするときは、甲にその旨を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申出について特に支障がないときは、用途の変更を承諾するものとする。

(本土地の転貸等)

第8条 乙は、本土地を第三者に転貸し、又はこの契約に定める乙の権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(本土地の現状変更)

第9条 乙は、本土地の現状を変更してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(権利義務の継承等)

第10条 甲は、貸付期間中に本土地を第三者に譲渡するときは、当該第三者にこの契約に定める甲の権利及び義務を継承させなければならない。

2 甲は、貸付期間中に本土地を第三者に譲渡しようとするときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(契約の解除)

第11条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由によりこの契約の定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を乙に請求することができない。

(本土地の返還)

第12条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は乙が前条第1項若しくは第2項の規定によりこの契約を解除したときは、本土地を乙の負担において現状に回復してその所在する場所において甲に返還しなければならない。ただし、本土地が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、若しくは損傷したとき、又は甲が本土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(疑義の解決)

第13条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第14条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上、契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記入押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲

乙 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛

